



第92図 山田香川郡境付近における古代と近世の南海道



第93図 空中写真に見られる道路痕跡

の道路や畦畔・溝川の間隔であり、当然のことながらそれらの屈曲に由来する数値のばらつきを含んでいる。

ところが、山田郡東部の1～6条部分では各里の東西幅の平均が658.5 m、香川郡東部では1～4条のそれが655 mと計測される。そこで、この数値を里のサイズの標準値と仮定してみると、第30表に示したように、南海道に接する部分では、11～23 mも南北幅が広いことを示していることになる。第30表の計測値は、あくまで現在の方格の計測値であるから、これがそのまま設定段階の条里地割から除外されていた道路幅を示すものでないことは当然である。しかし、それにしても東西幅の標準より十数mも広い南北幅であることは確認してよいであろう。この値は各地で検出されている古代官道遺構の道幅や、それにかわると推定されている条里地割から除外された帶状部分の幅と類似するものである<sup>10</sup>。

## (2) 南海道の遺構

第92図A'～Eの部分には、条里地割の分布がみられず、また近世以降の南海道も100～200 m程度南側を通っているが、冒頭に述べたような切り通し状の遺構が検出される部分である。地形的には低い台地・丘陵と小河川による開析谷が交互に配列する部分であり、官道がその先端付近を一直線に横断していたとみられる部分であり、西海道肥前路<sup>11</sup>や河内國の長尾街道について確認される状況<sup>12</sup>と同じである。

第93図は、第92図A'～Eの部分の2,500分の1図と同一部分の空中写真である。第92図A～A'の延長線A'～Eに沿って次のような状況を検出することができる。

a 地点では、A'～E直線の両側にわたる幅約20 mの東西に長い区画の水田が存在する。

b 地点は低い台地状であるが、ここではa地点の水田の北側の線の延長に相当する地筆界があり、宅地の境界および畦畔となっている。

c 地点は浅い開析谷の谷頭に近い部分であり、地形に従順な形で湾曲しているが、a地点南側の筆界の延長に相当する畦畔がある。

d 地点は台地部分であり、宅地が集中しているが、そのうちの3筆が東西に並び、その幅は約15 mである。

e 地点では台地の西端部分において、dの延長部分が幅約20 m程度の切り込み状になっている。

f 地点は開析谷底であるが、d・eの南辺の延長に相当する小径・水路が存在する。

g・h地点は一連の低い台地上であるが、宅地の間に東西道が通じており、それに沿って南側に幅7 m程度の畠列が続いている。この畠部分は畠のさらに南の部分より低く掘削されており、まさしく切り通し状を呈している。

i 地点は開析谷底であるがg・hからの東西道が続いている。

j・k・l地点は一連の台地上であり、新田開発ないし、畠地の水田化に伴う比較的新しい区画の部分であり、旧地割遺構を検出することは難しい。しかし、g・h・iから西へと道が延びており、まさしくA'～E線上に相当する。また、k・lの道路の南側の宅地2筆と水田1筆は、いずれも幅15 m程度の東西に長い形状を示している。

l～m間は小作川の開析谷底であるが、その西岸のm地点には、幅6～10 m程度の切り通し状の部分がある。この内部とそのすぐ東側の部分で調査用のトレンチが設定された。本書にその報告が掲載されているが、この事例については後述する。

n地点は低い台地上であるが、その中央部付近では南北幅約15 mの東西に長い地筆があり、その西には同一幅の宅地があるが、その南辺の道・畦畔はさらに西へ続いている。

n地点を含む台地からは、古川の開析谷をはさんだ西の対岸の台地上のo地点付近では、A' - E線上の地筆界が存在し、やや湾曲しているが加摩羅神社の北側の東西道へと続く。

以上のような地表の地割形態・形状はいずれも南海道の推定位置上に存在し、その地表遺構である可能性が高い。その幅は6～20m程度であり、図上計測による条里地割から除外された可能性のある幅員よりはやや狭い。しかし、後者は前述のように厳密な形で道路敷を示すものではなく、前者もまた地表に継承された遺構に由来する形状であるに過ぎない。

むしろ、このような6～20mに及ぶ地表の地割形態・形状の多様な幅の方が注目に値する。前述のようなm地点における発掘調査によって、台地へ直接登る部分の切り通しの底辺の幅が6m、開析谷底に近い部分では12m幅の道路敷であったとみられる遺構が検出された。

このことが、b・d・g・h・k・l・nの台地上の各種遺構の幅員に比べ、aなどの幅が広いことにもかかわっている可能性がある。今後さらに調査が必要ではあるが、以上の事例がその参考となる。

### (3) 南海道の測設過程

以上のように、南海道は山田郡と香川郡において約1度の方向差を有し、また、低地部と台地上ないし、台地端の切り通し部において異なる幅で設定されていた可能性を指摘し得るに至った。後者については、さらに考古学的な調査の結果を待たねばならないが、平成8年度の発掘調査によってその遺構を検出した<sup>3</sup>。前者について若干の推論を提示しておきたい。

すでに論及しているように<sup>4</sup>、南海道の直線ルート、直線郡界線、条里プランは、この順番に整備されたか、前2者が同時に後者に先行したか、のいずれかであると考えられる。南海道は8世紀初頭ないしそれより少し前、郡界は8世紀初頭、条里プランの完成は8世紀後半のこととみられる。とすれば山田郡と香川郡における官道のわずかな角度の差は、次のいずれか、またはその複合に由来して成立した可能性がある。

- ① 本来一直線で構想されていたものが、実際の土木工事の際の工事に伴って、わずかな誤差を生じた。
- ② 本来一直線で構想されたが、その工事が不完全であったか、あるいはそうではなくとも、後の条里地割の施工の際の規格によって若干の変更が生じた。
- ③ 本来一直線で構想されていたが、直線郡界線の設定がわずかな方位差を伴っていたためにそれに伴って多少の変更が起った。
- ④ 平安時代以降における条里地割の施工・再施工等と共に、少し方位が變った。

いずれの可能性についても、さらに検討を必要とするが、それには多面的な視角が必要となる。

## 4 山田郡田園南地区の表現と条里プラン

以上のような状況からすれば、さらに次のような問題点について検討を続けなければならない。

- ① 山田郡田図は「山田香河二郡境」を直線で描き、それを基準として弘福寺領を表現しているような表現になっているが、その条里プランの実態はどのようなものであったのか。
- ② 上述のような山田・香川郡界は8世紀前半以来のものなのか。いずれかの時点で変化したものか。
- ③ ①・②の結果と関連し、山田郡田図が通常規模の区画を表現し、また郡界線の移動・変化がなかったとすれば、条里地割の方に後に変化があった可能性が生じるが、そのような条里地割の再編成が行われたかどうか。

この3点の問題をめぐって、順次検討を加えるのが本項の第一の目的である<sup>9</sup>。

### (1) 方格の形状と面積

山田郡田園南地区部分の表現の概要是、第94図の如くであり、方格の1辺はいずれもほぼ5cmである。山田郡田図には条里呼称が記入されていないが、便宜上対応する条里プランの条・里・坊の番号で略記することにしたい。9条4里36坊に相当する部分(9-4-36)には「津田西口」という小字地名的名称を有した田140束代があり、田品は上田、直米は2石2斗であった。同様に8-9-31の区画は「津田」、上田147束代、直米2石と記されている。この両区画は上端が破損しているものの、破損部に

は茶褐色顔料による彩色痕がある<sup>10</sup>。山田郡田図では、小字地名的名称を伴う田の部分が彩色されておらず、しかも区画内の田が一括して記入されており、特に北地区での場合、彩色されているのは、畠・畠成田・今畠畠など畠数に算入されている不輸租地と、人夫等家などのやはり不輸租であることの明らかな部分である<sup>11</sup>。従って、この9-4-36、8-9-31両区画についても、記載された140束代・147束代が田のすべてであったと判断される。

9-5-1、8-10-5・6の3区画は、いずれも「津田」ないし「津田西□」であり、3区画ともに「今墾」もあるが、面積は損減により、すべて判読できない。ただし、3区画とも田であり無彩色であること、ならびにいずれにも直米が課されていることは確認し得る。

8-10-4の区画も「津田」であり、面積部分が損減しているが、同区画には彩色した部分に「豊百代」と記入されており、無彩色の田の部分は区画の残りの全面積に相当する400束代であった可能性が高い。

8-10-7・8の両区画は、第94図のようにいずれも区画内の1町すべてが「津田」であり、無彩色である。

8-10-9の区画は無彩色の「津田」150束代と、茶褐色に彩色された「今墾□」とからなる。後者の面積は不明であるが、区画の全面積が表現されているとすれば、損減部を含めて「今墾田 三五〇束代」と記されていた可能性がある。しかし、この区画の東端部には白線の彩色部分があり、詳細は不明である。

8-10-18の区画には「時除百五十□未給」と記された西端部と、東半部の「□五十束代」と記された部分があり、彩色の痕跡はない。従って東半部には「□田三百五十束代」と記入されていた可能性がある。

8-10-17の区画は全て損減であるが、彩色の痕跡はなく、従って田であった可能性がある。

一方、山田郡田園南地区の表現の下方には、集計が記載されており、次のように判読される。

第94図 山田郡田園南地区の表現概要  
(アラビア数字は里里呼称の略記)



右田八町九十八束代直米卅一石六斗

田租百廿二束五把四分不咸

合今墾田八十九束代 □租者丙子年不取

ここに書き上げられた租稟は、段当1束5把の比率であり、北地区の場合と同様に「不咸」すなわち減せられていない。南地区には輸租田8町98束代があり、弘福寺はそこから直米41石6斗を得ることになるが、他に今墾田89束代があり、丙子の年、すなわち山田郡田図の年紀の翌天平8年(736)には租が免除されることとなっていたことを示している。

さて、北地区の場合、先に述べたように不輸租の部分が全て彩色されていたことを想起したい。南地区の場合には、少なくとも8-9-31, 8-10-4・9, 9-4-36の四ヵ所に彩色部分があり、8-10-4の「豊百代」を除けば、残りは三ヵ所となる。従って8-10-9の「今墾□」の部分が、この不輸租部分に相当するとみられる。同様に南端の8-9-31または9-4-36の区画にもその一部が存在したと考えられる可能性もある。

一方、田(輸租田)の方は、面積が判読し得るか、前述のように同一区画内で比較的明確に推定しうる区画が6区画あり、その合計は3町337束代となる。従って、残りの8-10-5・6・17・18, 9-5-1の合わせて5区画に計4町261束代の輸租田が存在したことになる。さらに、8-10-18の区画では、「時除・未給」などと記された150束代が存在しているので、残余の部分が田数に算入された田である場合と、この部分も田数に算入された場合との二様が想定される。

いずれの場合にしても5区画の合計が4町261束代であったことになるから、本来5町であるべき5区画の全てが田でなかったことは明らかである。上述の150束代が田に算入されていたとすれば、田の合計面積は変わらないが、除外されていたとすれば、5区画で田が4町411束代であったことになる。従って、1町の区画五つ分に比べ、239束代ないし89束代分少なかったことになる。この少なかった分がどこの区画であったのかは不明であるが、一つの可能性は、西端の郡界線に接した9-5-1の区画が1町未満であったとする見方である<sup>20</sup>。この場合、同区画の全体が無彩色の「津田・今墾」で構成されているから、区画面積は、261束代あるいは411束代のいずれかであったことになる。ただし、損減の大きい8-10-17にも若干の他の地目の存在を想定すれば、これ以外の数値の可能性も存在する。

この9-5-1の区画が1町未満であったとすれば、その南側に位置する9-4-36の区画も同様であったことになるが、この区画はすでに述べたように、田が140束代でしかなく、全体は不明である。少なくとも、区画としては1町未満であった可能性はある。

ところで、山田郡弘福寺領では、寺田の収公・班給・停止・再編入という事態が発生し、次のような経緯を経た<sup>21</sup>。天平宝字5年(761)の校田とそれに続く班田の結果、弘福寺田の一部を誤って収公し、口分田として班給してしまった。そこでそれらを検出し直して口分田を停止し、元の如く寺田に復したのである<sup>22</sup>。その際の校出田のリストが天平宝字7年(763)の山田郡弘福寺領寺田内校出田注文<sup>23</sup>であると判断される。この校出田の所在地と山田郡田図の記載内容を対比してみると、弘福寺田が区画の全域に相当する1町を占めていた場合には誤収が発生しておらず、寺田が1町未満の区画においてのみ誤認・誤収が発生していたことが知られる。このような状況が出現した理由の一つは、現地において輸租田と不輸租の畠等を識別するのが困難であったことに由来することもすでに指摘した。要するに校田使は、各区画ごとに對応する耕地の所在確認を行い、基本的に寺田面積を越える分を収公したものとみられる。

このような状況をふまえて、山田郡田図南地区について、改めて検討を加えたい。第31表のよう

に天平7年の山田郡田図に表現された区画は11であり、そのうちの5区画について誤認・誤収が発生している。同表に示したように、その対象となつた5区画のうちの、8-9-31、8-10-4・9、9-4-36の4区画では、寺田となっている輸租田は明らかに1町未満であり、寺田以外の分を収公するという原則で処理した結果とみることが可能である。残りの9-5-1についても、前述のように寺田が261束代あるいは411束代であった可能性があり、とすればやはり1町未満である。

一方、誤収の対象とはならなかつた6区画については、第31表のようにそのうちの2区画については1町全城が寺田ないし輸租田であり、他の4区画についても同様である可能性が高く、少なくともそうではなかつた可能性を指摘する根拠がない。ただし、このうちの8-10-18の区画には、前述のように寺田以外の部分を含んでいた可能性がある。しかしその場合も、国家管理のもとでの田であり、畠など不輸租地でなかつたことは無彩色であることから推定することができる。

以上のように、天平宝字5～7年の校田・班給・寺田再編入という事態の過程においても、9-5-1の区画は、その南の9-4-36という区画とともに区画自体が1町未満でしかなかつたとみられることがある。

ただしこの場合、校田・収公の過程において、次のような操作ないし認識が存在した可能性がある。9-5-1の区画では寺田411束代ないし261束代、すなわち約8段72歩ないし5段79歩の耕地は寺田・輸租田として認められているが、それを越える耕地が所在したので、その1段170歩を収公した。この際の耕地の所在確認は恐らく東側から順に行われ、8条と9条の境界線を検出ないし設定した上で、それを基準としたものと推定される。西側の香川郡の状況との整合性を考慮するとすれば別の形となつた可能性があるので、この際には西側の郡界線の存在が十分考慮されずに1区画=1町という原則だけが認識されていたとみられる。

## (2) 山田郡田岡南地区比定地の地割形態

山田郡田岡南地区比定地付近の地割形態を検討しておきたい。第95図のように、山田・香川郡界をほぼ南北の直線Fとして表現した場合、その西側のA～Eの南北溝が坊(坪)の境界線に相当することになる。図の範囲では、A・B・C・D各地点の北部、およびE地点の南部が比較的明瞭である。方格を構成する東西方向のL～Sに相当する溝も一部を除けば比較的容易に確認することができる。C・D地点の南部、E地点の北部の方格が不明瞭となつてゐる理由は、前者の中間に桜木神社の参道があり、後者が下池南部のやや微高で高燥な土地であることに求められる可能性が高い。前者は参道がその東西の小径の機能を吸収し、後者は開拓が遅れた場所で条里プランに関わる地割がもともと施工されていなかつたと考え得るからである。つまり、香川郡の第95図付近についても、先に全体的に行つた検討結果と同様に、条里地割はF地点を通る郡界線と調和しており、この郡界線は条里プランの確定段階ないし、少なくとも地表の条里地割が形成された時期まで遡る可能性が高いことになる。

さらに、Fの郡界線東側の山田郡部分をみておきたい。8条と9条の界線に相当するのがG地点を通る溝であり、その東のH・I・J・Kの坊界線のいずれもが比較的明瞭に確認され、東西方向の

第31表 山田郡田岡南地区的記載と天平宝字7年校田出

所在地 番・里・坪	山田郡田図			校田出注文	
	田	その他	小字地名の名称	面積	
8-9-31	津田 147 束代	(彩色)	池田	1段 160 歩	
8-10-4	津田 (400束)	堅 100 束 (彩色)	池辺田	140 歩	
5	津田・今壁				
6	津田・今壁				
7	津田 1町				
8	津田 1町				
9	津田 150 束代	今壁 (彩色)	池口田	4段 90 歩	
17	?				
18	50 束代	(時除 150・未給) (彩色)	津田	3段 40 歩	
9-4-36	津田西口 140 束代				
9-5-1	津田・今壁		津田	1段 170 歩	

L・M・Nについても同様である。同図東南部の旧高松空港敷地部分では、この条里地割の延長部分を地表で確認することはできないが、方格の形状については、北側残存部分を根拠として推論を展開することが可能である。

しかも、この点については、文化15年(1818)の山田郡下林村順道図絵<sup>23)</sup>によって確認することができる。同図によれば、旧下林村に属する第95図O線以北の部分については、旧空港敷地部分についても、その北側一帯と同様の方格地割が展開していたことが知られるからである。

とすれば、第95図G線以東の山田郡8条の部分では、方格のサイズが1辺約110mという標準よりやや広い条里地割が展開し、9条の坊1列分の東西幅は相当狭いことになる。その幅は、L線上で約87m、N線上で約78mであるから、この付近での坊の面積は7段強～8段弱程度でしかなかったことになる。

山田郡の東半部と西半部における約1度程度の方位差による面積の違いは、春日川付近の同郡4・5条一帯で全体的に吸収されており、特定の部分に大きな差異としては集中していない。ところが山田郡西部と香川郡東部の約1度の方位差は、ほとんどが山田郡8・9条の界線と山田・香川郡界の部分つまり山田郡9条に集中しており、山田郡田図北地区比定地付近ではほとんど目立たないが、南地区比定地付近では、以上のように地表の地割形態の狭さとして現出している。

### (3) 山田郡田図南地区的現地比定

山田郡田図そのものの検討によって、先に、南地区的西端の区画、すなわち9条に属する坊1列分が1町未満であった可能性を指摘し得た。9条5里1坊相当部分の面積が、261束代ないし411束代であった可能性である。特に、校班田の際に誤収・誤給され、後に改めて寺田に戻された田の分布状況からしても、9条5里1坊が1町未満であったとみられることも注目を要する点であった。

一方、条里プランと郡界線の検討によって、山田・香川郡界が8世紀頃から、先に述べたような直線を基本としていたこと、香川郡界西側の条里プランがそれを基準としていたことが判明した。山田郡西部の条里プランもまた、8条分までが1辺110m程度の整然とした方格であり、9条分のみが、南側で狭いことも再確認し得たところである。9条5里1坊北辺に相当する第95図N線付近では、その東西幅が約78m、その1坊分北側が約87mであったことも前述の如くである。

以上の結果は、次のように換算・換言し得る。①山田郡田図では、9条5里1坊相当部分の面積が、約5段79歩ないし8段79歩程度であった可能性がある。②誤収・誤給・再寺田化された面積が1段170歩程度であったという過程からすれば、同坊の寺田面積は、最大でも約8段190歩程度であった可能性が高い。③復原された郡界・条里プランからすれば、この付近の9条の1坊分の面積は7段強～8段弱程度である。

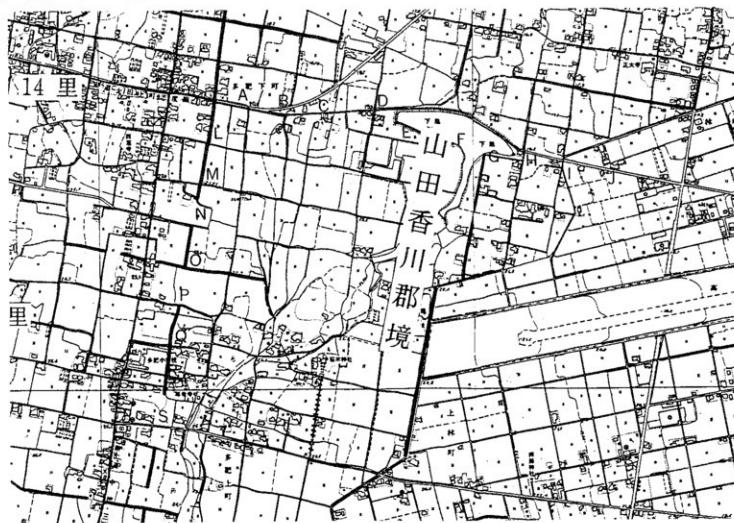
このような結果は、山田郡田図南地区に表現された西辺部分の区画が標準的な東西幅よりも狭く、面積が8段程度という結果に結びつくことになろう。③の数値と①の数値が厳密には合致しない点については、条里プラン・郡界の復原自体が2,500分の1図上で行われており、図上での数mm程度の径溝の湾曲が、面積にすれば相当の差異をもたらすことによると言えるべきであろう。

また、8条10里18坊相当部分の150束代の田の扱いが不明であるから、9条5里1坊相当部分の寺田の合計が5段79歩程度であったのか、8段79歩程度であったのかは不明としなければならない。しかし、9条5里1坊部分が現実には7～8段の面積であったとみるべき点からすれば、山田郡田図に示す寺田が5段強であれば、他に別の地目の面積が記入され、彩色されている可能性が高いとみるべきであろう。山田郡田図では無彩色で今里を含む田のみが記載されている状況は確実であるから、記されていた寺田は約8段79歩、つまり411束代であった可能性が高い。



第95図 山田郡田岡南地区比定地付近の地割形態

( A (左上)図:1:2500× $\frac{1}{2}$ (5000分の1)  
B (右下)図:1:5000× $\frac{1}{2}$ (1000分の1)図を基本  
とする条里地割分布図 )



以上の検討からすれば、山田郡田園南地区の地目・地種は第 96 図のような状況であったと推定されることになる<sup>23)</sup>。南端と東端に田以外の地目が分布する他は、ほぼ全面が「今墾」等を含む田であったことになる。ただし、この「田」は、あくまで輸租の対象ないし、國家が耕地として把握・管理しているという点においての「田」であり、水田であったか否かは一応別の問題である<sup>24)</sup>。

この山田郡田園の表現内容と山田・香川郡界および条里プランを以上のように確定することによって、同田園南地区の条里プランを第 95 図 A - B - C - D - E - F - G - H - I - J のように比定することになる。この比定自体は、郡界および山田郡 9 条部分を別とすれば、従来の推定と全く同じであるが、新たな考古学資料をも含め、比定地の具体的な状況を検討しておきたい。

#### (4) 山田郡田園南地区比定地の状況

旧空港跡地の西、すなわち旧香川郡側には、現在分ヶ池と称する溜池が存在しているが、これはかつての「池台（代）池」の一部に相当し、旧池敷は第 97 図に示したように東へ広く及んでいた。池台池は西・北・東の三方に築堤して湛水した浅い溜池である。南側は標高 22 m の等高線付近（第 97 図参照）であり、前述の順道図絵の表現によれば堤防は存在していなかった。池台池西北隅に竹ユル、東北隅に底ユル、その中間の北辺に上ユルとそれぞれ呼ばれる樋門があり、竹ユルは平井出水からの水と一緒に下池へ導かれ、他の二つは旧林村一帯の灌漑に供されていた<sup>25)</sup>。

従って、第 96 図に示したような南辺部分の田、すなわち 9-4-36, 8-9-31 の田はこの後世の池敷部分に存在したと考えられる。その南側は微高地であるから堤防がなくとも池敷とはならなかつたところであるが、このことは同時に、微地形条件からして水田化が困難であったことを示すとみてよい。山田郡田園に彩色痕がみられ、不輸租の土地であったとみられる部分が、この旧池敷の南側の微高地に相当することになる。

池台池の池敷北東部分を含む 9-5-1, 8-10-5・6・7・8・17・18 の計 7 区画は基本的に全面が田として把握されていた。「今墾」なども含んでいたが、全体が輸租田であったことを意味する。

微地形的には、この一帯は平井出水一下池一長池と続く西側の旧河道と、第 97 図の 8-10-4 の区画付近から北東方へとのびる東側の旧河道との間に位置する<sup>26)</sup>が、前者はかなり下刻が進んで明瞭な谷状の地形となっているのに対し、後者の方はほとんど凹地を形成してはいない。つまり、西側旧河道が下刻をうけて谷を形成した時期には、東側旧河道はすでに埋積を受けた後であり、谷を形成することがなかつた結果であると考えられる可能性が高いことになる。両旧河道の中間部分は西南から東北にかけて緩やかに傾斜をする平坦な部分であり、西南ないし南からの小流によって灌漑が容易な部分でもある。従ってこの部分は、8 世紀にすでに開発されていたと考えても無理はない。ただし、この判断の地形的根拠について、もう少し検討を加えておきたい。

前述の池台池北東隅の底ユルの東に「久保」、さらにその北北東にかつて鎮座した岩田神社の西側

第96図 山田郡田園南地区的推定地目・地種  
(ただし、田のすべてが水田であるとはかぎらない)

		8-9-31	9-4-36
整 100 代	8-10-4	8-10-5	8-10-6
宋 261 束 代 (89束代)	8-10-9	田 1町	田 1町
今 150 束 代	田 400束代	田 1町	田 411束代
整 田	8-10-8	田 1町	8-10-7
	田 1町	田 1町	田 1町
	8-10-17	田 1町	8-10-18
		田 1町	

第97図 山田郡田園南地区比定地付近の各種遺構と地形条件（縮尺約1/3000）



の「北の谷」、東・南の谷」といった小字地名の存在と、底を流下する底ユルからの池水の流路から、石上英一はここに小さな谷状地形が存在したと推定した<sup>23</sup>。

一方、旧空港跡地の平成3年度の発掘調査により、I-8区とされた調査区の中央部付近において、第97図のように、南西から北東に向かう弥生時代前期ごろの旧河道が検出され、その埋積の後に形成された水田跡が確認された<sup>24</sup>。水田の形状や分布は旧河道に規制されており、水田は短辺が7~8mで長辺が南西→北東方向となっていた。水田造成の時期は明らかではないが、古墳時代後期以後であり、平安時代には埋積されていたとみられる。この旧河道は、前述の東側旧河道に相当し、古墳時代後期までに埋積されていたことが知られ、地表でもほとんど明瞭な凹地を形成していないことも前述の如くである。石上が指摘した小さな谷状地形とは、近世に存在したこの旧河道の痕跡であることになる。少なくとも近世においては、その位置が用水路として機能していたことになる。

池台池は、この旧河道上の小流を取り込む形で築造されたものであり、この意味ではすでに石上の指摘にあるように、小さな浅い谷状地形を塞き止める形である。ところが、同時に指摘されているように、池台池の主要な水源は、平井出水から取水されるものであり、取水口は南西隅に存在する。つまり、池台池は、立地の上からいえば凹地を塞ぎとめて湛水する谷池との共通点を有しているが、主たる性格は、用水の一時的湛水とその合理的な配水のために築造される皿池としての機能を有していることになる。皿池は一般に、舌状に張り出した微高地の先端において4周に築堤して造成し、そこへ導いた用水を一旦湛水した上で、三方のやや低い部分の灌漑に供するものであり、いわば上水道の給水塔的役割を果たすものである<sup>25</sup>。池台池は三方堤の形状であり、典型的な四方堤の皿池とは若干異なるが、南西から北東へと緩やかに張り出した微高地の先端に立地し、西方の平井出水からの水を湛水した上で北東側の灌漑に供したのであり、まさしく皿池としての機能を果たしていることになる。奈良盆地の皿池がそうであるように、池台池の築造もまた、付近の土地利用の安定化・集約化の過程

と関わるものであろう。つまり、広大な耕地を池敷として潰しても溜池が必要であったという土地利用状況に対応したものであり、基本的に新たな開拓などと関わるものではないとみるべきである。

しかも池台池が、立地上は石上の指摘する小さな浅い谷状の地形を基礎とし、発掘調査でも確認された旧河道に関わる流路を利用しているという事実は、もともとここに灌漑に利用されていた水流が存在していたことと関わるとみるべきであろう。先に、山田郡田園南地区の田のみからなる、つまり無彩の7区画の比定地部分が、比較的灌漑の容易な条件下にあり、8世紀にすでに既開拓であったと考えて無理がないと推定した地形環境は、まさしくこの点に関わる。この部分は、もともと容易に用水を確保し得る条件下にあり、8世紀段階ですでに耕地化されていたと考えて無理がない。その後の海水準変動や段丘形成といった環境変化<sup>30</sup>への対応ないし土地利用の安定化・集約化を図るために、既耕地の一部を池敷として潰し、補助的な溜池である池台池を築造したと考えられることになろう。

これら計7区画がすべて「田」であったのに対し、東端の8-10-4・9の2区画には、「田」も所在したが、他に「壠」・「今墾□」などの非耕地ないし一時的不輪租地が存在していた。この両区画は、前述のように古墳時代後期までに埋積した旧河道が存在した部分でもあった。旧河道の埋積後、その一部に水田が造成されていたことは確認されているが、これに続く北側の8-10-9の区画東辺では現地表の直下に礫層からなる旧河道の堆積物があり<sup>31</sup>、8世紀ごろに耕地化されたとは考え難い状況にある。この部分を含む8-10-9の区画の中央部から東側が、山田郡田園で彩色された不輪租の土地に相当するとみてよいであろう。

この南の8-10-4の区画では、平安時代ごろに埋積されたとみられる水田跡が存在したことはすでに確認されている。その南への広がりは不明であるが、同区画のすぐ南側では弥生時代末～古墳時代初頭頃の方形周溝墓群が検出されている<sup>32</sup>。従って、8-10-4の区画の東南隅付近もそれに近い微高地ないし、平井出水のような旧河道に関わる水源地（出水）の所在が想定しうる。ここに、「壠」と記されるような、非耕地で樹木類を伴う地点が存在した可能性を認めてよいと思われる<sup>33</sup>。

以上のように考えるとすれば、現在までの考古学的知見は、山田郡田園南地区の現地比定に適合的であると判断されることになる。旧空港跡地の発掘調査を担当した大山真充は、「肯定するデータも否定するデータも考古学的には得られていない」としている<sup>34</sup>が、むしろ肯定的データが得られ始めていると判断すべきであろう。

今後、以上の推定に関わるさらに具体的なデータを収集し、変化の過程を詳細に明らかにすることが必要であるが、ここでは山田郡田園の南地区においても少なくとも次の諸点を確認し得た。一つは、山田郡田園南地区の表現が北地区と同様の基準における地目表現であったと判断して矛盾がないことであり、次には、それが現地の実態と合致する状況を確認することができたことである。さらには「壠」の実態を解釈し得たこと、および一律の方格として描かれている山田郡9条相当部分が、実際には面積8段強の、東西幅の狭い方格であったと判断されることにも留意しておきたい。

## 5. 高松平野における条里地割遺構

高松平野における、発掘調査によって検出された溝や畦・道などの地下遺構の内、地表の条里地割とほぼ同様の方向を示すものを、仮に条里地割に関連するものと仮定すれば、その数はすでに219カ所に達している。遺構の性格が溝・畦・小径と多様であるのみならず、遺構の検出の幅と長さも多様である<sup>35</sup>。短いものは2～3mしか検出されておらず、長いものでは松籬下所遺構の例のように約267mの長さにわたって検出されている。このような調査データを一率に取り扱うのは極めて危険であるが、まずその全体を概観したい。その上で代表的な事例について若干の検討を加えることにしたい。

### (1) 地下遺構の位置と地表の条里地割坪界線

地下で検出された溝・畦・小径などの遺構と、そこから最も近い位置の地表における条里地割の坪界線との距離を整理すると第32表のようになる。これらの地下遺構の時期は、出土遺物や層序による一定の時代幅でしか把握できないが、第32表ではその上限を基準として、5つの時期に区分し、各時期ごとの遺構数とそれぞれの時期の坪界線からの距離別の遺構数および、時期ごとの事例数に占める比率を示した。極めて大雑把な時期区分ではあるが、7世紀以前は条里プランの完成以前、8～9世紀は奈良・平安初期、10～11世紀は平安中期、12～16世紀は中世、17世紀以降は近世以降にほぼ対応する。

第32表に示されるように、時期別には中世のものが最も多く、近世以降、奈良・平安初期のものがこれに次ぐ数となっている。このような時期別の事例数の状況に、過度の統計的意味を与えること

	7世紀以前	8～9世紀	10～11世紀	12～16世紀	17世紀以降
10m未満	3 (16.7)	25 (49.0)	5 (38.5)	43 (58.1)	18 (28.6)
10m以上 20m未満	7 (38.9)	10 (19.6)	2 (15.4)	17 (23.0)	9 (14.3)
20m以上 30m未満	6 (33.3)	16 (31.4)	4 (30.8)	11 (14.9)	10 (15.9)
30m以上 40m未満	2 (11.1)	0	2 (15.4)	2 (2.7)	9 (15.3)
40m以上 50m未満	0	0	0	1 (1.3)	11 (17.5)
50m以上	0	0	0	0	6 (9.5)
計	18	51	13	74	63
現況坪界線との平均距離(m)	18.46	12.9	16.54	9.31	16.6

第32表 地表の条里地割坪界線との距離別個数、( ) 内は%

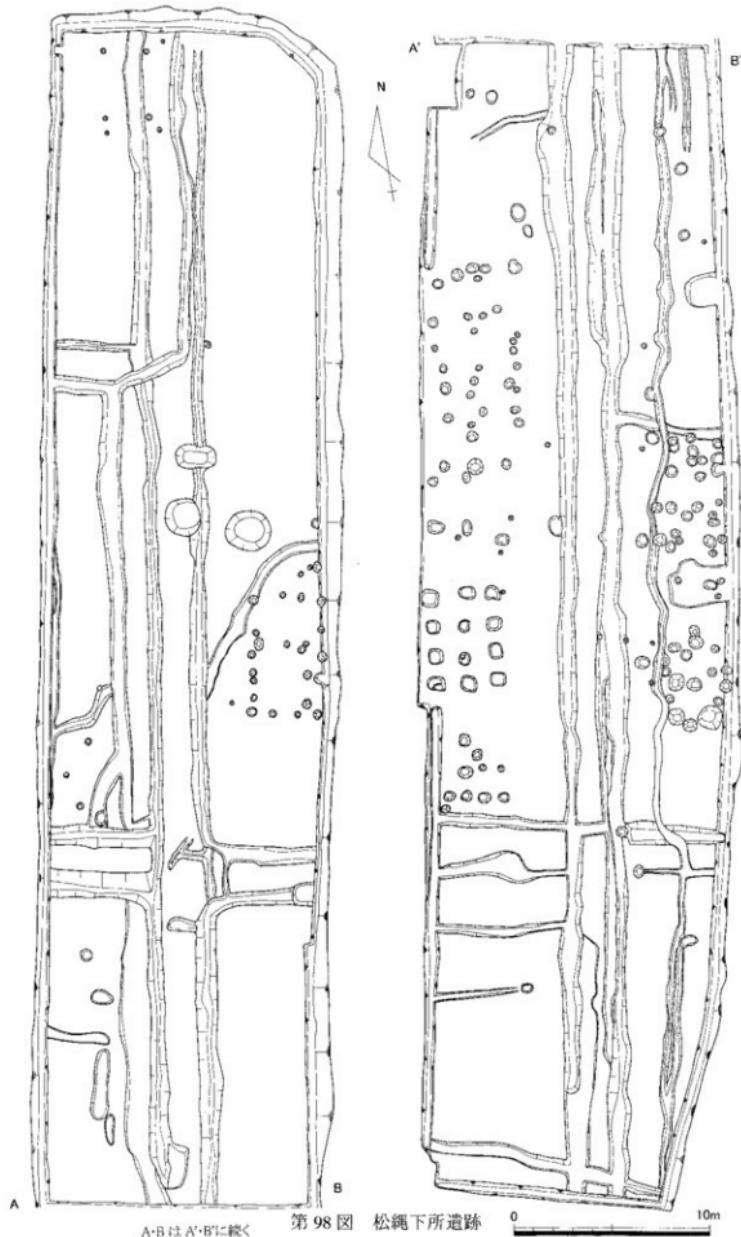
はできないが、日本各地で検出されている条里地割の地下遺構の状況と矛盾していないことには注目しておきたい。

次に注目されるのは、地下遺構と地表の坪界相当線との距離の分布であり、条里プラン完成以前および近世には、極めて多様に分散しているのに対し、奈良・平安初期と中世の場合、約半分ないしそれ以上が10m未満に集中し、地表の条里地割に比較的近い位置の遺構が多いことである。このデータもまた、地下に検出されたものが本当に条里プランの坪界線に相当するものであったのか、という点も含めて、一率に解釈するのは危険である。ただし、奈良・平安初期や中世の状況が、条里プラン完成以前や近世の場合と全く異なった状況を示していることは事実であり、何らかの意味を読み取り得る可能性がある。そのため基礎作業として、まず代表的な事例を概観しておきたい。

### (2) 松縄下所遺跡

松縄下所遺跡の遺構の中心は、第98図のようにほぼ平行な2本の直線の溝で構成されている。地表の条里地割の南北坪界線に相当する道の西側14～16mに位置し、条里地割の方向にほぼ合致する。ただし、厳密には8.5度東へ傾いた方角であり、前述のような約9度という香川郡東部の傾きに比べると、わずかに東への傾きが少ない。

2本の溝は、幅約2mではほぼ平行に掘られており、その間の部分が道として使用されていた可能性がある<sup>30</sup>。この平行溝が造設されている地点は、平野の中では若干の微高地部分であり、全体として南から北へと緩やかに傾斜していると同時に、溝の東西側が相対的に低くなっていることに留意しておく必



要がある。単純化していえば、南から北へと張り出した微高地の背に相当する部分に掘られた溝である。

東西に並ぶ溝は、それぞれ東方と西方へ、ほぼ直角に分岐しており、南側から導いてきた水を北に流し、さらにそれを東西に配水することが可能な構造であるとみられる。つまりこの遺構は、道として機能した可能性を想定し得ると同時に、幹線用水路としての機能を有していたことも確かであり、むしろそれが本来の機能であった可能性が高い。

この溝が構築された時期は、検出された遺物からみて7世紀中ごろから8世紀中ごろのことと判断されている。7世紀後半にすでにこの溝が掘られていた可能性が高いことになる。その機能が本来道を主としたものであったとしても、溝を主としたものであったとしても、それが地表の条里地割とほぼ同一の方向で、かつ直線状に構築されていたことに注目する必要があろう。

7世紀後半という時期には、すでに南海道の原型が存在していた可能性がある。後にこの南海道を一つの基準として条里プランが編成されているのであるから、条里地割とほぼ同一方向の直線といえば、南海道の方向の直線に基づきおいたものであった可能性が高いことになる。現在のところ、7世紀後半の何時の時期かは特定できないが、すでに条里地割と同一方向の規格性が、南海道以外においても認識され、具体的な構築物として出現していたことになる。

### (3) 小山・南谷遺跡

山田郡の北部に相当する高松市新田町一帯には、山田郡の主要条里地割群から離れた小さな条里地



割群が存在している<sup>37)</sup>。ここで調査された小山・南谷遺跡では、第99図のような東西方向の溝が検出され、その時期は平安時代初頭に埋没するまでの一定期間と考えられている<sup>38)</sup>。

この溝は地表の条里地割のうち、北側に検出されるものと方向が合致し、第99図のように南側にみられる山田郡主要部とほぼ同一方向の条里地割とは、やや方向を異にする。藤好史郎は、この遺構および北側にみられる条里地割の方向が、屋島と久米山を結んだ直線に規定されたものであった可能性を推定している<sup>39)</sup>。

8世紀には、山田郡北部で、やや異なった方位の直線の溝が構築されていたことを確認しておきたい。

#### (4) 正箱遺跡・菜王寺遺跡<sup>40)</sup>

正箱遺跡・菜王寺遺跡は、香東川西岸の香川郡9条11里36坪およびその南北側一帯に相当する。同遺跡I・II区で検出された溝遺構のうち、8世紀ごろに掘削されたと判断されるのは第100図のSD01～SD04、SD09～12である。東西溝SD02～SD04は、地表の坪界相当線より2～7mほど北側であり、SD09・10は、むしろ2本の坪界線の中間に位置する。

南北溝SD11・12はSD09より後に築造されたものであるが、地表の条里地割とは若干方位を異にし、西に傾いている。12世紀ごろに築造されたとみられるSD19になると地表の条里地割と完全に方位が合致する。ただしその位置は、地表の坪界線の中間付近である。

正箱遺跡・菜王寺遺跡では溝遺構のほか、8世紀ごろから11世紀ごろに至る時期の多数の掘立柱建物跡が検出されており、古代集落の場所であったことが知られる。建物の方位はSD11・12付近ではそれと合致するものが多いが、南部ではむしろSD19の方向に近いものが多く、SD11・12付近でも、やや南側の9世紀以降の建物跡は、中間的な方位のものが増加している。

律令の下における8・9世紀の土地管理の主たる対象は、「田」として把握された耕地であり、不輸租地で事実上の私有地であった園地・宅地とは土地管理上の違いが大きかった<sup>41)</sup>。条里プランは、本来「田」を対象として設定されたものであることから、8世紀段階では必ずしも集落内の溝や土地区画を規制していなかった可能性が高い。正箱遺跡・菜王寺遺跡のSD01～SD04、SD09～12などの溝は従って、集落内のものであり、条里プランに規制された条里地割とは、直接的に関連しないものである可能性がある。しかしいずれにしても、10・11世紀ごろ以後は条里プランの規制を受けていた可能性が高い。

南北方向のSD19は、極めて直線的であり、しかも地表の条里地割の方向と合致している。従って、この溝が掘削された12世紀ごろには、条里プランの規制を強く受けたことになる。ただし、地表の条里プランの坪界線とのずれの理由を特定することは困難である。

#### (5) 井手東I遺跡

井手東I遺跡で検出された約35mの南北溝SD01は、第101図のように地表の南北溝の西側約5.6m付近に位置する<sup>42)</sup>。幅約1mほどの2本の溝が一体となった形になっており、西側のものが若干深いが、両者に時期差は認められていない。掘削時期は不明であるが、12世紀後半には機能を失い、埋没したものと判断されている。

井手東I遺跡SD01は香川郡条里プランの1条16里11・12坪界線に相当すると考えられ、その一条分東側は香川郡と山田郡の郡界線に相当することになる。その郡界線相当部分で検出されたのが、さこ・長池II遺跡のSD01・02である。SD01は地表の坪界線の直下、SD02はその東約7mの地点であり、両者は幅約7mで平行する溝である。両者が同時に存在したものか否かは不明であるが、

郡界に相当する位置であることは間違いない。2本の溝とも8世紀ごろから12世紀ごろの時期のものではなかつたかと推定されており、埋積した時期は、井手東I遺跡のSD01とほぼ同時であつ



第100図 正箱遺跡・菜王寺遺跡の溝遺構図  
(香川県教育委員会「正箱遺跡・菜王寺遺跡」付図1を改変)

た可能性がある。とすれば、井手東Ⅰ遺跡SD 01とさこ・長池Ⅱ遺跡SD 01・SD 02との東西幅は、地表の条里地割のそれより10m近く広かったことになるが、地表の地割の東西幅が通常よりやや狭いために、両者の東西幅はちょうど標準の条里地割に近い長さとなる。井手東Ⅰ遺跡SD 01とさこ・長池Ⅱ遺跡SD 02との距離が約110m、後者のSD 01・SD 02の中間までとすれば、約107mとなる。つまり、平安時代末ごろの時点では、香川郡1条の東辺の坪の区画は、香川郡・山田郡境から標準的な距離で設定されており、その後に、むしろ地表の地割に近づく形で、若干の変形を受けたとみられることになる。

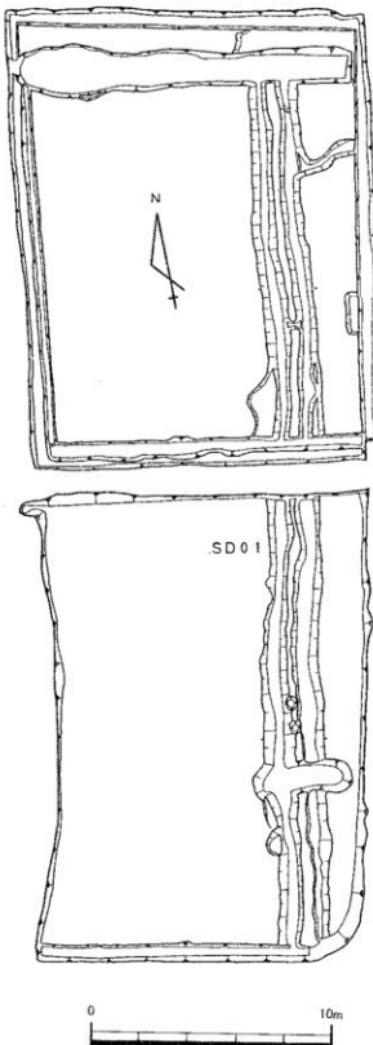
#### (6) 空港跡地遺跡

広大な空港跡地遺跡では数多くの溝遺構が検出されている<sup>44)</sup>。同遺跡では、西から東にかけてⅠ～Ⅲの調査区に分けられている。全般的な所見としては、「平安時代前期ごろに至って計画的な水路網の整備が開始される」とされている<sup>45)</sup>。

最も規則的な形状の溝遺構は、第Ⅲ調査区のSD 45・SD 46であり、第102図のように地表の条里地割と同一方向の直線状を呈している。SD 45は幅約1mの溝で、山田郡7条10里24・25坪西辺の東側に相当する位置である。地表の条里地割パターンによって推定される坪界線の約25m東側である。SD 47はこの推定坪界の東約70m付近に相当し、溝は第102図のように複雑な外形を呈しているものの、ほぼ2m程度の幅であったと推定される。

SD 45が7世紀から8世紀前半ごろ、SD 46が11世紀後半ごろの時期であったと考えられているから、両者は同時に存在したものではない。SD 45の時期は、別途の松綱下所遺跡に近いことになる。早い時期のSD 45がむしろ地表の条里地割の界線に近く、平安後期のSD 46がそこから離れているという状況をどのように考えるべきかは不明であるが、いずれも方向は地表の条里地割に等しい。

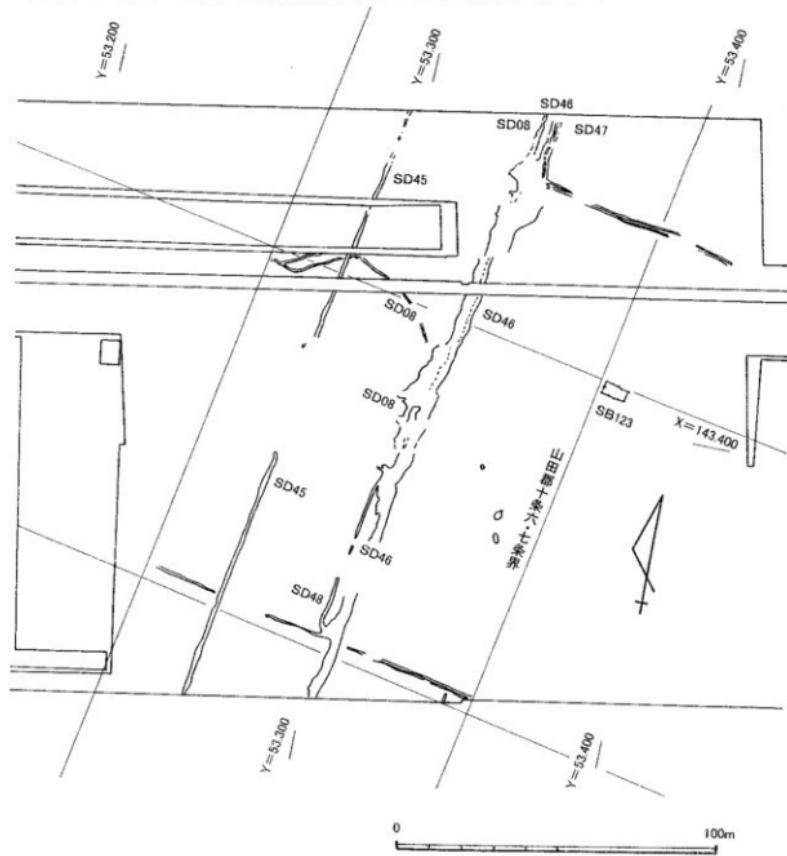
SD 45・SD 46が検出された坪のすぐ西側に相当する坪部分では、中世の溝が多数検出されて



第101図 井手東Ⅰ遺跡SD 01遺構図

（高松市教育委員会  
『井手東Ⅰ遺跡』  
付図3を一部改変）

いる。これらには屋敷の区画に由来するものも含まれているとみられるが、ただしほとんどが地表の条里地割の方向と合致する。ただし、地表の条里地割によって推定される方格線そのものと一致している溝は検出されていない。この状況は近世の溝遺構についても同様であり、方位は地表の条里プランに合致しているものの、溝の位置自体は条里プランとは合致していない。



第102図 空港跡地遺跡 S D 45・S D 46 遺構図  
(香川県教育委員会『空港跡地遺跡発掘調査概報 平成5年度』付図1を改変)

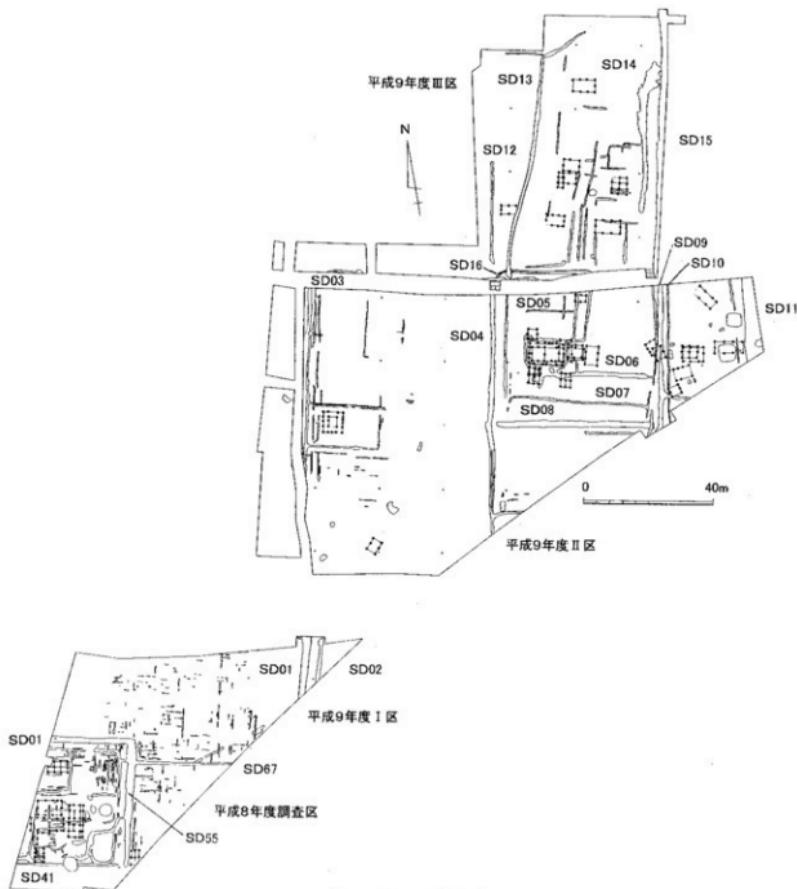
#### (7) 西打遺跡

西打遺跡では、12世紀ごろ以後の多くの中世の溝跡が検出されている<sup>40)</sup>。南北方向の溝では、第103図のようにSD 15が香川郡10条19里11・12坪界線の地表の地筆界とほぼ同じ位置に、その南に続くSD 09・SD 10が、同条里1・2坪界の東2~4mに、SD 03がその西の2・3坪界の東

側2m付近で検出されている。

東西方向の溝跡では、SD16が同条里2・11坪界とほぼ東隣した位置で検出されている。

西打遺跡では散在した屋敷群が検出されており、屋敷を区画する溝も、条里プランと少なくとも方向が合致している。散在する屋敷の周辺には耕地が展開したとみられるから、12世紀ごろには、条里プランに規制されて耕地と屋敷が分布する景観が出現していたとみられる<sup>47)</sup>。西打遺跡付近では、地表の条里地割の方格が極めて整然としていることにも留意しておきたい。



第103図 西打遺跡  
(香川県教育委員会『西打遺跡・高松城跡(西の丸町)』第3図を一部改変)

## 6 条里プランとその地表遺構

以上の代表的事例から導かれる傾向は、ほぼ次のような状況となろう。

① 7世紀後半には、すでに条里プランの方向と合致する溝が出現している。

② ただし、8世紀においても地表の統一的な条里プランとは方位を異にした方格地割群が部分的に存在した。

③ 8・9世紀段階では、集落内の溝に、地表の統一的な条里プランとは方位の異なるものがあるが、中世にはほとんどの場合、少なくとも方位が合致する。

④ 条里プランと方向の合致する溝のうち、地表の条里地割の坪界線とのずれが少ないものの比率は、中世には過半に達し、8～9世紀がこれに次ぐ。

⑤ 中世・近世の遺構に地表の条里地割の坪界線との合致の比率が高いところは、地表の条里地割も整然としており、そうでないところは地表の条里地割の方格線自体が不明確な場合が多い。

これらの傾向のうち、一般化が特に困難なのは④の傾向である。その最大の理由は、多くの発掘調査において、現在の道路・水路下の調査が困難な点にある。しかしそれでもなお、上述の例のようにそれが可能であった場合もあり、一定の限界内での変化が見られることからも、以上のデータが一般的傾向を反映している可能性が高いとみられる。従って①～⑤の傾向を基本的に確認のできたものとして考えるとすれば、次のような推定が可能である。

①は、南海道・直線郡界といった土地計画の方向が、7世紀後半にすでに出現していたことを示す。②・③はそれが8・9世紀に至っても及ばない部分があったこと、その典型的な地域が、地形的制約のある縁辺部や、耕地ではない集落内部などであったことを示している。④はまた、地表の条里地割に近いパターンの形成時期ないし、その進行時期が、8・9世紀と中世にあったとみられることが反映している。⑤はしかし、その動向にも場所による違いが存在し、必ずしも一半ではなかったことを示していることになる。

高松平野に広範に展開する条里地割は、少なくとも以上の過程を経て成立したことが知られることになる。

### 注

- 1) 金田章裕「条里と村落生活」、香川県編『香川県史 1 原始・古代』四国新聞社 1988 年  
金田章裕「高松平野条里分布図」、『讃岐国弘福寺領の調査』高松市教育委員会 1992 年、付図  
金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館 1993 年、16～20 頁
- 2) 金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田園南北地区の表現と条里プラン」、高松市埋蔵文化財調査報告第 32 集『弘福寺領讃岐国山田郡田園関係道路発掘調査概報』I、高松市教育委員会、1996 年  
金田章裕『古代莊園図と景観』東京大学出版社、1998 年、204～207 頁
- 3) 金田、前掲(1)、1988 年、1992 年、および 1993 年、59～65 頁
- 4) 第 1 表および本文の方位は、全て昭和 46 年、5,000 分の 1 香川県国土基本図（国際航業株式会社製、香川県刊）による。計測は、里界線が連続的に検出される部分を直線とみなして、その方位を求めたものである。
- 5) 金田章裕「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂、1985 年、196～204 頁  
金田、前掲(1)、1988 年、および「山田郡条里と山田郡田園」『讃岐国弘福寺領の調査』前掲(1)
- 6) 昭和 56 年測量、高松市 2,500 分の 1 図（アジア航測株式会社製）
- 7) 日野尚志「讃岐国刈田郡における官道（南海道）と条里・郷との関連について」、『東北地理』28-2、1976 年  
日野尚志「南海道の駅路」、『歴史地理学紀要』20、1978 年  
服部昌之「讃岐図」、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』III、大明堂、1978 年  
金田、前掲(1)、1988 年、1992 年、1993 年
- 8) 金田章裕「南海道」、木下良編『古代を考える 古代道路』、吉川弘文館、1996 年  
金田章裕「讃岐国山田郡・香川郡における南海道」、高松市埋蔵文化財調査報告第 33 集『弘福寺領讃岐国山田

- 都田団関係遺跡発掘調査概報』II, 高松市教育委員会, 1997 年
- 9) 前掲(6)
  - 10) 木下良「古代道研究の近年の成果」, 木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館, 1996 年
  - 11) 木下良「空中写真に認められる想定駅路」, 『びそん』64, 1976 年, 木下編, 前掲口絵写真
  - 12) 金田, 前掲(1), 1993 年, 65 ~ 74 頁
  - 13) 高松市教育委員会, 前掲(8)
  - 14) 金田, 前掲(1), 1993 年, 前掲(7), 1996 年
  - 15) 金田, 前掲(2), 1996 年, 1998 年
  - 16) 山田郡田団の軒文および観察結果については特に言及・注記しない限り, 石上英一「弘福寺領山田郡田団の史料学的分析」『讃岐国弘福寺領の調査』前掲(1)による。
  - 17) 金田, 前掲(1), 1993 年, 94 ~ 131 頁  
金田章裕「奈良時代の土地管理と小字地名の名称」『史林』78-3, 1995 年
  - 18) ほかに, 区画内が撮滅している 8-10-17 に他の地目が存在した可能性がある。  
なお, 石上(前掲(16))は, 9-5-1 の区画の最大可能値を 1町としている。この最大可能値はその通りであるが, 要するに不足分がどこに所在したか, という推定の問題となる。
  - 19) 金田, 前掲(1), 1993 年, 9 ~ 11, 100 ~ 104, 256 ~ 257 頁
  - 20) 『統日本紀』天平宝字 4 年正月 11 日条, 天平宝字年間山田郡司牒案 (『図録東寺百合文書』京都府立総合資料館, 1970 年, 21 号文書)
  - 21) 『大日本古文書 (編年)』5, 450 ~ 461 頁
  - 22) 藤井雄三「地名調査について」高松市教育委員会『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』1987 年  
石上英一「弘福寺領讃岐国山田郡田団の分析 (3)」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田団比定地域発掘調査概報』III, 1987 年
  - 23) この推定は, 9 条分の理解を別とすれば, すでに石上(前掲(16))の資料分析の結果に等しい。石上は旧郡界を少し西へ移して推定し, 9 条分の区画についても面積 1町であったとする考え方を基本としている。
  - 24) 金田, 前掲(1), 1993 年, 94 ~ 131 頁
  - 25) 石上, 前掲(16)
  - 26) 高橋学「高松平野の地形環境」『讃岐国弘福寺領の調査』前掲(1)
  - 27) 石上, 前掲(16)
  - 28) 香川県教育委員会『空港跡地遺跡発掘調査概報』平成 3 年度, 1992 年, 6 ~ 19 頁および付図
  - 29) 金田, 前掲(5), 258 ~ 274 頁  
金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館, 1993 年, 131 ~ 147 頁
  - 30) 高橋, 前掲(26)
  - 31) 平成 6 年度高松市山田郡田団関連調査による。
  - 32) 『空港跡地遺跡発掘調査概報』前掲(28), 15 ~ 16 頁
  - 33) 金田, 前掲(2), 1998 年, 212 ~ 215 頁
  - 34) 大山真充「考古学と弘福寺領讃岐国山田郡田団」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』1, 1993 年  
データは, 本書第 25 表に示されている。
  - 35) 金田章裕「南海道」, 木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館, 1996 年
  - 36) 金田, 前掲 1) 1988 年, 1993 年, 16 ~ 20 頁
  - 37) 藤好史郎「高松市新田町小山・南谷遺跡の発掘調査」, 『条里制研究』12, 1996 年  
香川県教育委員会『小山・南谷遺跡 I』, 1997 年
  - 38) 藤好, 前掲
  - 39) 香川県教育委員会『正箱遺跡・菜王寺遺跡』1994 年
  - 40) 金田, 前掲 2), 1998 年, 23 ~ 59 頁。
  - 41) 高松市教育委員会・建設省四国地方建設局『井出東 I 遺跡』1995 年
  - 42) 高松市教育委員会・建設省四国地方建設局『さこ・長池 II 遺跡』1994 年
  - 43) 香川県教育委員会『空港跡地遺跡 I』1996 年, 『同 II』1997 年, 『同 III』1998 年  
前掲 I, 341 頁。
  - 44) 香川県教育委員会『西打遺跡・高松城跡 (西の丸町)』1998 年。
  - 45) 金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館, 1993 年, 109 ~ 130 頁。

## 第2節 高松平野における莊園公領制の展開

田中健二

はじめに

高松平野を旧郡名で言えば三木、山田、香川3郡の平野部と呼ぶことができる。この地域は、讃岐国全体から見た場合、規模の大きな莊園がなく、しかも莊園の数が少ないという特徴を持つ。本稿では、このような莊園公領制上の特徴が生じた原因について明らかにする。まず、旧郡ごとに莊園・公領の成立状況を概観し、郡ごとの特徴を見、ついで、考察を行う。

### 1. 郡ごとに見た莊園化の状況

#### (1) 大内郡

当郡は『和名抄』によれば、引田、白鳥、与泰（与田）、入野の4郷からなっていたが、鎌倉時代に郡全体が一個の莊園と化し淨金剛院領大内莊となった。大内莊の初見は、正応4年（1291）の龜山上皇書状案（安樂寺院古文書）において、「淨金剛院領讃岐國大内庄内白鳥（鳥）、引田」と見えている。のち、觀応3年（1352）の足利義詮御判御教書写（『讃岐志』所収文書）には、「淨金剛院領讃岐國大内庄内白鳥、与田、人野三箇郷事」と見えるから、大内莊は大内郡の郡域がそのまま莊園と化した、いわゆる郡莊といえる。讃岐国内で郡莊と認められる唯一の事例である。淨金剛院は、康元元年（1256）10月、後嵯峨上皇の御所嵯峨殿に建立された御願寺である（『百鍊抄』）。後嵯峨上皇は、建長5年（1253）正月より文永2年（1265）2月に没するまで、讃岐国を院分国としていたから、みずからの御願寺の建立に当たって当郡を寺領として立莊したものであろう。立莊の時期は明らかではないが、正嘉2年（1258）の小早川本仏譲状案（小早川文書）には、「讃岐国与田郷」とのみ見え、いまた莊名で呼ばれていないのでこれ以降のことである。

#### (2) 寒川郡

当郡においては、鳥羽院政期から後白河院政期にかけて、鳥羽院御願寺安樂寺院領の富田莊、八条院御願寺蓮華心院領鶴羽莊、建春門院御願寺最勝光院領度莊などの皇室領莊園と石清水八幡宮領鴨部莊とが成立した。ついで鎌倉時代前期の承元2年（1208）には後鳥羽院御願寺最勝四天王院領長尾・造田両莊が、天福元年（1233）には興福寺領神崎莊がそれぞれ寄進・立莊された。『和名抄』には、当郡所管の郷として、難波、石田、長尾、造田、鴨部、神崎、多和の7郷を掲げるが、相次々立莊により鎌倉時代なかばには公領としては石田郷を残すのみとなった。石田郷には、のちに寒川氏を名乗る寒川郡司の讃岐氏がいた（弘法寺所蔵大般若經奥書）。これらの諸莊園のうち、長尾・造田両莊は立莊された際の院序下文案（『伏見宮家御記録』所収文書）に見える四至によれば、中世的郷である長尾・造田両郷がそのまま莊園化したものであり、讃岐国の中の莊園の典型といえる性格を持つ。

#### (3) 三木郡

当郡においては、仁安2年（1167）に東大寺の封戸を便補して立てられた原保と保元3年（1158）に初見する石清水八幡宮領半礼莊のほかに莊園は見いただせない。しかも、原保は建久10年（1199）を最後として以後史料に現れない（東大寺文書）。一方、公領の郷としては、鎌倉時代に井戸、高岡、水上、田中、井上などの郷が史料に現れる。文永9年（1272）の後嵯峨院御廻分帳案（『後嵯峨院御

文類』所収文書) や嘉元 3 年(1305) の「龜山院御凶事記」(『群書類従』), 同 4 年の昭慶門院御領目録案(竹内文平氏所蔵文書)などに見るように, これらの郷は院分国主である大覚寺統の後嵯峨, 龜山, 後宇多三代の上皇より彼らの后妃や近侍した廷臣, 官人, 僧侶たちに給付されたり, 上皇に関わりの深い寺社の料所に寄進されたりして, 院の経済的基盤の一つとなっていた。南北朝時代には, 原郷が天竜寺領となっている(天竜寺文書)。当郡の『和名抄』郷は井戸(井戸), 高岡, 氷上, 田中, 井上, 池戸, 武例(牛礼), 幡羅(原)の 8 郷であり, ほとんどが公領として存続していたことがわかる。

#### (4) 山田郡

当郡においては, 平安時代中には莊園の存在が確認されない。鎌倉時代なかばにいたり, 妙法院門跡領林莊, 高野山領坂下莊が現れる。林莊は香東郡野原莊とともに妙法院門跡の尊性法親王(後高倉院皇子)が伝領した莊園である(妙法院文書)。『和名抄』には当郡所管の郷として, 殖田, 池田, 坂本, 蘇甲, 三谷, 拝師, 田中, 本山, 高松, 宮所, 喜多の 11 郷を掲げているから, 当郡で莊園の占める割合はいじじるしく低かったといえよう。中世的郷としては, 十川, 本山両郷の存在が確認されるほか, 鰐口の銘文に三谷郷, 写經奥書に庵治郷が見える。このうち, 庵治郷は『和名抄』に見えない新郷である。十川郷は建武 4 年(1337)の理舜書状(妙法院文書)に「蓮華王院領讃岐國十川郷」と見え, 後白河院御願寺の蓮華王院領として妙法院門跡の管領下にあった。

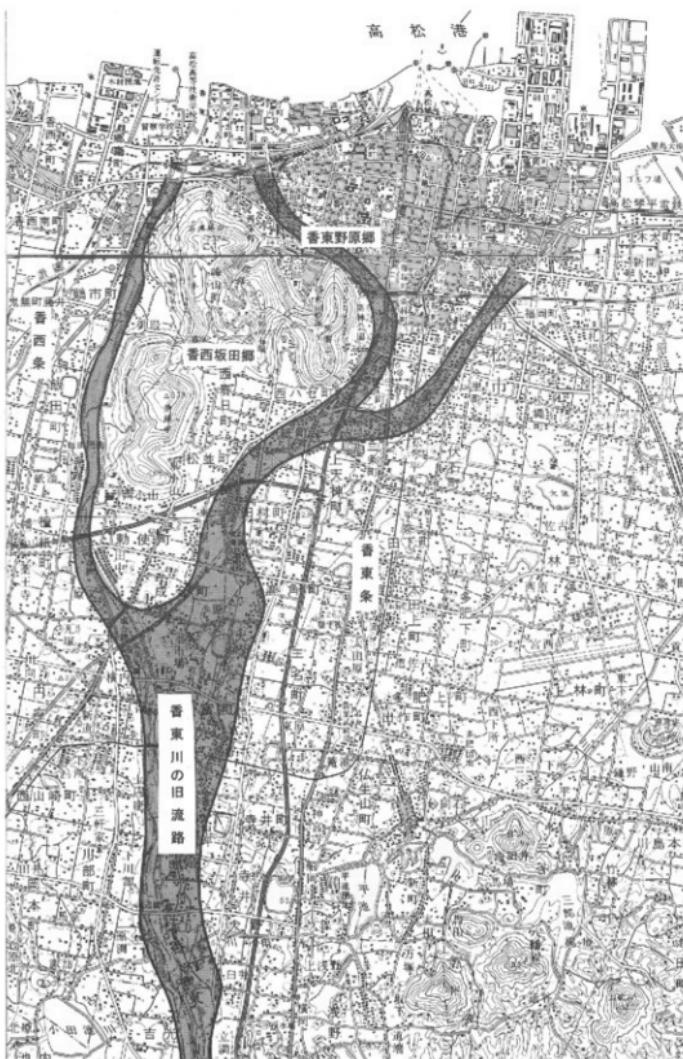
#### (5) 香川郡

当郡は, 康治 2 年(1143)以前に, 香東条と香西条とに分割されていた。同年の太政官牒案(安樂寿院古文書)によれば, 安樂寿院領の野原莊は「讃岐國香東条内」にあって, その境界は, 東は「香東野原郷二条廿里一坪」, 西は「香東同郷五条廿里三坪」, 南は「香西坂田郷三条十七里卅二坪」, 北は「香東野原郷五条廿二里十五坪」でそれぞれ限られている。この記事から, 当時の香川郡は野原, 坂田両郷の間で二分され, 東側は香東条, 西側は香西条とそれぞれ呼ばれていたことがわかる。11 世紀の第二四半期に全国的に行われた郡郷制の改編に伴う郡の分割によるものであろう。石清水八幡宮旧蔵の経箱の籍書や写經奥書によれば(『讃岐国名勝図会』), ほぼ南北朝期に香東条から香東郡への呼称の変化が起こっている。このような郡の分割は, 讃岐国内ではほかに阿野郡で生じている。

香東・香西両郡の郡域については, 『和名抄』に当郡所管として掲げられている 12 郷のうち, 東部の笑原(野原), 大田(太田), 多配(多肥), 百相, 大野, 井原の 6 郷の地が香東郡に, 西部の坂田, 成相, 河辺, 中間, 笠居, 飯田の 6 郷の地が香西郡にそれぞれ属した。この郡域から想定して, 当郡の東西両条への分割は第 104 図に示したように香東川の旧流路の一つを境界として行われたとみられる。

香東郡においては, 白河院政期に皇室領野原莊が成立し, のち南北朝時代にいたって鷹司家領井原莊が初見する。野原莊はもともと白河天皇の勅旨田であったが, 応徳 3 年(1086)の退位に伴い立莊されたものである(安樂寿院古文書)。のち, 妙法院門跡領となった。野原莊は野原郷の一部が莊園化したものであり, 公領の野原郷も存続した。中世的郷としては, 野原郷のほかに鎌倉時代に多配, 太田両郷, 南北朝時代に大野郷が現れる。野原, 多配, 太田の 3 郷については嘉元 4 年(1306)の昭慶門院御領目録案に見え, 龜山, 後宇多両上皇の関係者が知行していた。同文書には郡内の公領として一宮が見えている。

香西郡においては, 平安時代に石清水八幡宮領平賀莊の存在が確認され, 鎌倉時代前期に九条家領の坂田莊と笠居御厨が成立する。平賀莊は治安 3 年(1023)のころ存在した莊園である(石清水文書)。坂田莊と笠居御厨は, 建長 2 年(1250)の九条道家惣处分状(九条家文書)に見えるのが初見である。



第 104 図 香東条と香西条

讃岐国を知行していた九条道家が立荘し、坂田荘は後堀河天皇中宮藻壁門院の法華堂に、笠居御厨は伊勢神宮に寄進したものである。中世的郷としては、平安時代末期に坂田郷、鎌倉時代に飯田郷、南北朝時代に中間郷がそれぞれ初見する。坂田郷は野原荘の四至に見え、白河上皇の勅旨田が設けられていた。この勅旨田は公領として存続しのちに坂田勅旨と呼ばれている（竹内文平氏所蔵文書）。飯田郷は前出の九条道家惣处分状に見え、道家創建の東福寺の料所に充てられていた。昭慶門院御領目録案にも公領として見えている。中間郷は応安2年（1369）に三木郡水上郷とともに北朝より後鳥羽院法華堂へ寄進されている（水瀬神宮文書）。

香川郡所管の12郷のうち全体が莊園化したとみなされるものは、井原荘と笠居御厨の2箇所のみである。他の荘園については、同名の郷が併存することから知られるように郷域の一部が立荘されたものである。

#### （6）阿野郡

当郡については、延文2年（1357）の正覚院所蔵大般若經の書写奥書（『新編丸亀市史』4史料編）に「讃州綾南条羽床郷」と見えることから、令制の阿野郡は南北両条に分割されていたことがわかる。香川郡と同様に郡郷制の改編に伴い二分されたものであろう。明徳元年（1390）の惣叢寺所蔵鰐口の銘文（『新修香川県史』）には「讃岐国北条郡林田郷」と見え、南北朝時代末期には郡名で呼ばれていた。近世の綾南条・綾北条両郡の郡域によれば、『和名抄』に阿野郡所管として掲げられている9郷のうち、新居、山田、羽床、甲知の4郷の地は南条郡に、賀茂、氏部、山本、林田、松山の5郷の地は北条郡にそれぞれ属している。近世の郡界から想定して、綾南条・北条両郡の境界は、国分台、蓮光寺山を結ぶ尾根線と、南海道とで画されていたとみられる。

綾南条郡においては、南北朝時代初頭に一条家領山田荘が初見するほかに荘園の存在は確認されない。郡内には、陶保が存在するが、この保は調としての陶器生産のために設けられた保でありもともと公領に属する。中世的郷としては、鎌倉時代に新居、山田、羽床の各郷が初見する。このうち羽床郷については郷司の存在が確認される（八坂神社文書）。新居郷の新名と、山田郷は昭慶門院御領目録案に公領として掲げられている。山田郷は康暦元年（1379）には醍醐寺報恩院領として見えるから（醍醐寺文書），一条家領の山田荘は山田郷の一部が莊園化したものである。新居・羽床両郷は讃岐国の在庁官人を代表する讃岐藤原氏の本拠であり莊園化は抑制されていたのである。

綾北条郡においては、鎌倉時代なればに崇徳院御影堂領北山本新荘（山本荘）と白峯寺領松山荘とが初見し、鴨部・氏部両郷の立荘がなされ賀茂社領鴨部・氏部両荘が成立する。「白峯寺縁起」によれば、北山本新荘は鎌倉時代初頭の立荘と伝えられる。また、建長5年（1253）には後嵯峨上皇より松山郷が白峯寺の料所として寄進されたという。鴨部荘は、同年に後嵯峨上皇が下賀茂社に参詣した際、鴨部郷を寄進したことによる起源を持つ（「賀茂御祖皇太神宮御幸記」『群書類從』）。のち弘安9年（1286）の後宇多天皇綸旨に「鴨御祖社領讃岐国鴨部庄」と見え立荘されたことがわかる（「賀茂社諸國神戸記」）。この綸旨で、賀茂別雷社領鴨部郷の立荘が認められている。賀茂別雷神社神人等申状事書（「凡人太政大臣例」紙背文書）によれば、氏部郷は弘安年間に龜山上皇より寄進されたものである。鎌倉時代初頭の成立とみられる北山本新荘をのぞくと、郡内の荘園はすべて後嵯峨上皇を始めとする院分國主の寄進に由緒を持ち、いずれも鎌倉時代中後期において立荘されている。讃岐国内でもっとも遅い時期に成立した荘園である。郡内の郷で最後まで莊園化しなかったのは林田郷である。昭慶門院御領目録案に見え、龜山上皇の女房按察局が知行していた。

#### （7）鶴足郡

当郡においては、平安時代に摂関家領塙飽・栗隈両荘が成立したのち、鎌倉時代前期に興福寺領二

村莊，春日社領河津莊が立莊された。塙飽莊は保元元年（1156）の藤原忠通書状に添えられた莊園目録に初見する（天理図書館所蔵文書）。もともと闇白藤原師実領である。栗隈莊は忠通の妻源信子の所領であった（近衛家文書）。二村莊は元久年間（1204～06）に二村郷内の荒野を興福寺領として立莊したものである。同郷内の耕地部分は公領にとどまり泉涌寺の費用に充てられていた（九条家本「振鈴寺縁起」紙背文書）。河津莊は、前出の九条道家懇意處分状に初見し、春日社へ寄進されていた。

当郡の中世的郷としては、鎌倉時代に二村郷、河津郷、栗隈郷、津之郷が初見し、南北朝時代に井上郷が現れる。河津郷は前出の後嵯峨院御處分帳案に見え、皇子の円満院門跡円助法親王へ譲与されている。のち建武4年（1337）当時は後醍醐天皇の皇女宣政院の所領となっていた（『外記日記』紙背文書）。栗隈郷は昭慶門院御領目録案に公領として掲げられている。津之郷は白峯寺文書に見える。井上郷は、永和4年（1378）当時、普通寺の五重塔領となっていた（普通寺文書）。『和名抄』に当郡所管として掲げられている郷は、長尾、小川、井上、栗隈、坂本、川津、二村、津野の8郷である。これらの郷のうち莊園化が認められるのは、栗隈、川津、二村の3郷であるがいずれも公領の郷が併存しており、郷内的一部が莊園化したものといえる。

#### （8）那珂郡

当郡においては、平安時代に法勝寺領櫛無保、東大寺領金倉保、九条家領小松莊、太政官便補地作原莊が成立し、鎌倉時代には園城寺領真野莊、同金倉上下両莊が成立したほか、木徳莊が初見する。南北朝時代には園城寺領買田莊、興福寺領作原野莊が現れる。櫛無保は櫛無郷内に立てられた白河院御願寺法勝寺の保である（普通寺文書）。金倉保は仁安3年（1168）に東大寺の封戸を便補することにより立てられた保であるが、鎌倉時代初頭を最後に姿を消す（東大寺文書）。作原莊は、官務小機氏が開発し、仁安4年に官中便補地として立莊したものである。小松莊は崇徳皇后皇嘉門院より九条兼実が伝領した莊園である（九条家文書）。真野莊は承元2年（1208）に後鳥羽上皇より園城寺へ寄進されたという（『寺門高僧記』）。のち、建武3年（1336）に光嚴上皇より当郡内の金倉上莊・買田莊とともに園城寺へ安堵されている（園城寺文書）。金倉上下両莊は、上下に分割されていた金倉郷を立莊したものである。上金倉莊の立莊は建仁3年（1203）のことであった（随心院文書）。のちに下金倉郷は三野郡高瀬郷とともに九条道家より園城寺へ寄進されたが、建長年間（1249～56）に蓮華王院の造営に伴って一旦没収され、その後、下金倉郷のみ返付されている（『兼仲卿記』紙背文書）。譲岐国内での郷の分割はこの事例のみである。

当郡の中世的郷としては、金倉・櫛無両郷のほかに郡家、垂水、良野、高篠、買田の5郷が現れる。郡家郷は正嘉2年（1258）の三宝院門跡應深謙讓状案（三宝院文書）に初見し、三十餘年以前より天皇家の御祈料所として三宝院へ寄進されていたという。のち、昭慶門院御領目録案には公領として見え、立莊されなかつたことがわかる。同文書には後嵯峨院御願寺の如来寿量院料所垂水郷と良野郷の新名が見えている。買田郷は『和名抄』に見えない新郷である。元徳2年（1330）の『日吉社并畠山行幸記』によれば、後醍醐天皇より園城寺へ寄進されている。『和名抄』に当郡所管として掲げられている11郷のうち、郷全体あるいは一部の莊園化が認められるのは真野、小松、櫛無、喜徳（木徳）、作原、金倉の6郷である。

#### （9）多度郡

当郡においては、平安時代に安樂寿院領多度莊、賀茂社領葛原莊、興福寺領藤原莊が成立したのち、鎌倉時代に普通寺領一円保が莊園化され、高野山領仲村莊、普通寺領良田莊が立てられたほか、鎌倉將軍家祈料所吉原莊と掘江莊が初見する。多度莊は保安4年（1123）に寄進・立莊されたものであり、その莊域は多度郡沿海部の一部であった（安樂寿院古文書）。葛原莊は、寛治4年（1090）、白河

上皇より鴨御祖社へ寄進された御供田に起源を持つ荘園である（「賀茂社諸国神戸記」）。藤原莊は、興福寺別当が管理する同寺の根本寺領であった（『大乘院寺社雜事記』）。善通寺一円保は善通寺と曼荼羅寺の寺領を両寺の周辺の吉原、仲村、弘田3郷に片寄せして成立した保である。寛喜元年（1229）に善通・曼荼羅寺が隨心院門跡に付されたことにより一円保の荘園化は完成した（善通寺文書）。仲村莊は建永年間（1206～07）に国司より高野山一心院へ寄進されていた仲村郷を延応元年（1239）正式に立荘したものである（高野山文書）。良田莊は、建治2年（1276）に龜山上皇より善通寺へ寄進された良田郷を弘安4年（1281）に官宣旨により立荘したものである（善通寺文書）。

当郡の中世的郷としては、平安時代後・末期に吉原、仲村、弘田の3郷が、ついで、鎌倉時代に生野、良田、葛原、三井の4郷が初見し、『和名抄』に当郡所管の郷として掲げられているすべての郷が現れる。吉原、仲村、弘田3郷の地には一円保が存在したが全域を占めていたわけではない。吉原郷には吉原莊があり、仲村郷の北半部は高野山領仲村莊となった。弘田郷にも公領が存在したが、のちに善通寺へ寄進された（善通寺文書）。葛原・三井両郷は仲村莊が立荘された際の四至に見える。生野郷には郷司が存在し鎌倉時代後期まで公領として存続した（昭慶門院御領目録案）。

#### （10）三野郡

当郡においては、平安時代に成立したとみられる荘園が多い。鳥羽中宮侍賛門院御願寺の仁和寺法金剛院領勝間・二宮莊、後白河院御願寺の蓮華王院領豊福莊、撰閑家領三崎莊、石清水社領草木莊、賀茂社領内海御厨などである。鎌倉時代には石清水社領本山莊・同新莊、九条家領詫間莊が成立し、財田莊が初見する。

御願寺領については成立時期などの詳細が知られない。なお、二宮莊は讃岐国二宮の大水上社のこと（仁和寺文書）、豊福莊は『和名抄』の熊岡郷に立てられたものである（細川家文書）。三崎莊は撰閑家領の中でも法成寺領に属し、藤氏長者が伝領する殿下渡領の一つであった。草木莊は保元3年（1158）に初見する（石清水文書）。内海御厨は寛治元年（1087）の白河上皇による寄進に由緒を持つ（「賀茂社諸国神戸記」）。鎌倉時代成立の本山莊は嘉禎元年（1235）に九条道家より寄進されたものである（石清水八幡宮末社記）。詫間莊も同様に九条家と関わりの深い荘園であり、道家の家司が寄進したものである（九条家文書）。

当郡の中世的郷としては、鎌倉時代に高瀬、西大野、詫間の3郷が初見する。高瀬郷は那珂郡下金倉郷とともに園城寺へ寄進されていたが、建長年間に没収されたのちは公領となった（昭慶門院御領目録案）。西大野郷は、香川郡の大野郷に対する呼び名で、亀山・後宇多・後醍醐天皇三代の院分国主より宸筆仁王經供養の料所として祇園社に付されていた（八坂神社文書）。詫間郷は「亀山院御凶事記」や昭慶門院御領目録案に見え、後醍醐天皇の生母談天門院が知行していた。『和名抄』に当郡所管の郷として掲げられている7郷のうち、荘園化が認められるのは勝間、熊岡、本山、詫間の4郷である。

#### （11）豊田郡

当郡においては、平安時代に八条院領姫江本莊、蓮華心院領姫江本莊、石清水社領本山莊が成立し、鎌倉時代に日吉社領柞田莊が寄進・立荘された。姫江本・新莊は安元2年（1176）の八条院所領目録（高山寺文書・山科家文書）に初見する。本山莊は保延3年（1137）に初見し、寒川郡鶴部莊、阿野郡新宮とともに石清水八幡宮觀音堂領に属していた（石清水文書）。柞田莊は、前出の建長2年（1250）の九条道家懲處分状に初見し、日吉社へ寄進されていた。同8年には正式に立荘された（「続左丞抄」所取文書）。その際の文書2通によれば、柞田莊は中世的郷としての柞田郷がそのまま荘園化したものである。讃岐国内の井園の中でもっとも荘域が明らかであり、沿海部に位置する荘園の特徴を知る

ことができる。

当郡の中世的郷としては、鎌倉時代に山本、紀伊、坂本、高屋の4郷が現れる。柞田郷が立莊された際の四至には、山本、紀伊、坂本の3郷が見え、それぞれ柞田郷と境界を接していた。柞田郷は全域が莊園化して消滅したわけである。山本郷については、石清水社領の山本莊がすでに成立していたから莊園と公領とに二分されていたことになる。高屋郷は昭慶門院御領目録案に見え、公領として存続していた。当郡においては、鎌倉時代なればまでに『和名抄』に見える山本、紀伊、柞田、坂本、高屋、姫江の6郷から、山本郷・山本莊、紀伊郷、柞田莊、坂本郷、高屋郷、姫江本・新莊の4莊4郷への分化が起こったのである。

## 2. 莊園公領制上の高松平野とその周辺

郡ごとに莊園の成立状況を概観したが、讃岐国全体を見た場合、一定の傾向が読み取れる。鳥羽院政期以降の平安時代においては東讃の寒川郡および西讃の那珂・多度・三野の三郡において莊園の成立が著しい。この傾向は鎌倉時代に入ても続いている。東端に位置する大内郡においては莊園化は起こっていない。中讃地域においても三木・山田・香川・阿野の諸郡ではほとんど莊園化が進んでいない。

阿野郡と香川郡においては、郡の分割が行われており、この両郡が国内の最先進地域であったと想定できる。にも関わらず莊園化は進まなかった。さらに鎌倉時代に入ると大内郡が郡莊と化し、阿野郡の莊園化が急激に進むが、三木、山田、香川3郡ではほとんど莊園が立てられない。開発の程度の差はあるにしても東・西讃地域と中讃地域との顕著な差異は否定できない。

鎌倉時代において立莊された莊園には共通した特徴が見受けられる。それは、知行國主や院分國主の関与である。鎌倉時代前期においては、九条道家による立莊と料所の寄進があり、中後期においては、後嵯峨・龜山・後宇多3上皇による寄進・立莊が相次ぐ。鎌倉時代に知行國や院分國が一種の家領と化し相伝の対象となったことが、國主による公領の恣意的な寄進・立莊に結び付き、みずからの莊園の獲得と寺社への大盤振るまいをもたらしたのである。

平安時代に中讃地域において莊園化が進まなかつた最大の原因是、この地域の国衙権力の強力さに求められよう。つまり平安時代においては國府の置かれていた阿野郡とその周辺地域においては國衙権力により公領の莊園化が抑制されていたのであり、國府より遠方に位置し、かつ開発が進んでいた地域から、まず莊園化が進行したのである。

ついで国衙権力の衰退をみた鎌倉時代に入って國府近傍の地域に莊園化の波が押し寄せたのであるが、それでも三木、山田、香川3郡では莊園の増加はわずかである。阿野郡においては莊園の急増を見るがそれは綾北条郡においてであった。また、寒川郡はほとんど全域が莊園と化したが石田郷のみは公領にとどまった。この違いはなぜ生じたのか。それは綾南条郡が在庁官人讃岐藤原氏の本拠であり、また、石田郷が寒川郡司讃岐氏の本領であったことに求められよう。つまり、在庁官人や郡郷司に系譜を持つ武士の勢力が強い地域では莊園が立てられないものである。その意味で、代表的な在庁官人系の讃岐国人である香西氏が香西郡の郡名を負っていることは象徴的である。

## 第3章 高松平野の水利

### 第1節 史料紹介「高松藩領山田郡上林村・下林村池帳」

木原溥幸  
棚橋久美子

はじめに

「弘福寺領讃岐國山田郡田図」に描かれた地域は近世では高松藩領山田郡下林村に属しているが、高松平野における近世の水利を考える一つの手がかりとして、上林村と下林村の水利状況を示す史料を紹介することにしたい。そこではじめに高松藩におけるため池や水利に関する歴史的経過について述べておきたい。

讃岐は古来雨が少なく慢性的に水不足であり、早魃も歴史的に数多くおこってきたが、近世社会では米の生産を基礎としており、それを維持するためには灌漑用水を確保することが他の地域よりも重要な課題であった。したがって讃岐の領主たちはそのためにため池の築造を積極的に行わねばならなかつた。

讃岐における近世社会の基礎固めをした生駒藩時代のはじめ、慶長初年ころに生駒親正が仲郡郡家村に大池、綾南条郡国分村に閔ノ池、香西郡笠居村に苔掛（衣懸）池を築いたという（「生駒記」）。このうち閔ノ池は慶長15年（1610）の国分寺宛の尾池玄蕃書状に、「南条国分せきの池の蓮の葉」とあり（国分寺文書），慶長15年以前に築造されていることが確認できる。

寛永10年（1633）の「讃岐国絵図」に、当時大池として扱われていたと思われる池の絵が描かれ、池名が書き込まれている。また寛永16年の「生駒家分限帳」（松浦文庫本）の「大池之番者」には「池守」と「池守高」が記されている。これを整理したのが第33表である。満濃池の池守高が25石と断然高く、讃岐でもっとも大きな池であったことを示しているが、三谷池とともに寛永5年に築かれたという（「讃岐国大日記」）。

第33表 生駒藩寛永年間の大池と池守

	池名	池守	池守高
大内郡	河田池	—	—
三木郡	山大寺池	(記載無し)	切米2石
山田郡	三谷池	甚左衛門	切米3.7斗
山田郡	神内池	与八郎	切米3.
香東郡	立満池	(記載無し)	切米1.5.
香西郡	小田池	加兵衛	切米1.4.
宇足郡	渡池	(記載無し)	高7.1.5升
宇足郡	亀越池	—	—
仲郡	満濃池	(記載無し)	高25.
三野郡	岩瀬池	孫兵衛	切米2.8.
豊田郡	一谷池	久太夫	切米1.5.
豊田郡	福田池	—	—

満濃池は古代に弘法大師が修築した池として著名であるが、その後堤防が決壊していたが、寛永5年10月に西嶋八兵衛の主導のもとに工事が始まり、2年半後の同8年2月に築造が完工した。普請奉行は下津平左衛門・福家七郎右衛門であった（『満濃池古図』書き込み）。完成した満濃池の水掛かり高は宇足郡3,609石余、仲郡19,869石余、多度郡12,785石余、計35,814石余であり、丸亀平野の広大な地域に水を供給していた（『満濃池水懸り高覚書』）。西嶋八兵衛は満濃池をはじめ讃岐の多くの池の築造や修築に取り組んだ人物として知られている。生駒騒動により生駒家は寛永17年に出羽国矢島1万石に転封されたが、西讃岐は山崎氏、ついで京極氏が丸亀城、東讃岐は御三家水戸藩の出である松平頼重を始祖とする高松松平氏が高松城に拠って支配することになり、ここに高松藩が成立した。

高松藩におけるため池の築造に関しては、『増補高松藩記』に次のようにある。

公（松平頼重のこと）御入国四年目正保二年春より秋に至り大旱、国民難儀に付き、猪又新池四百六所御築かせ、在来と合わせて千三百六十六所と相成り候、此の後も不斷の御世話これ有り、追々新池を御築かせ、或いは在来の池に、水溜まり増しの手当仰せ付けられ候（原漢文）

正保2年（1645）の大旱魃に際して、新しくため池406を築き、それまでのため池960と合わせて1,366の数になり、その後もため池の新・増築が行われたという。

『讃岐国大日記』には、正保2年に以前からあったため池数は966で、この年計1372のため池数になったとあり、また『翁廬夜話』には正保2年から41年後の貞享3年（1686）の池数は1953であったという。これらの郡別内訳を示したのが第34表である。正保2年・貞享3年ともに南条郡と寒川郡が多いが、三木郡が増加しているのがわかる。（ただし正保2年郡別の総池数は1372にならない。）

第34表 高松藩正保2年・貞享3年のため池数

郡別	正保2	貞享3
大内郡	95	132
寒川郡	315	362
三木郡	86	309
山田郡	81	147
香東郡	56	101
香西郡	49	82
南条郡	354	421
北条郡	34	35
宇足郡	149	242
仲郡	54	96
合計	1273	1953

この間、正保3年に高松藩は松平頼重入封後の新築百姓家・築造塩田とともに、新築のため池数を江戸幕府老中らへ報告しており（『英公外記』）、翌4年には山田郡植田村に城池（坂口友太郎編『増補三代物語』）、寛文10年に香西郡岡本村に奈良須池（『讃岐のため池』）、翌11年に山田郡植田村に松尾池（『増補三代物語』）が築造されている。

のち貞享 3 年から 60 年後の延享 3 年（1746）の「御巡見御答書」（鎌田共済会郷土博物館蔵）によると、池数は 5,100 となっており、そのうち 1,123 が「先代より」、つまり生駒藩時代からのもの、3,977 が高松藩になってからの「新規」のものとされている。その都別内訳は明らかでないが、貞享 3 年から 60 年の間にため池の築造が積極的に進められたことがうかがえる。17 世紀後期から 18 世紀前期にかけては、全国的に経済的に発展した時期として考えられているが、高松藩においてもため池を増やすことによって灌漑用水を確保し、農業生産力の向上が進められたことがうかがえる。

延享 3 年から約 50 年後の寛政 9 年（1797）に調査し、文政元年（1818）にまとめられた『池泉合符録』（『香川県史・10』所収）は、高松藩領内の郡・村ごとに池や出水・井戸を書き出したもので、当時の高松藩領内の水利の状況を知ることができる貴重な史料である。第 35 表はその中から上林村と下林村関係を抜き出したものである。文政元年から約 20 年後の天保終わりころのものと思われる「御領分中村高大小屋屋姓名覚帳」（『香川県史・9』所収）によると、上林村の村高は 569 石 8 斗 9 升 3 合、下林村は 1818 石 1 斗 3 合であるので、いずれも村内の池・出水だけでは用水は不足することになっている。第 35 表中にある上林村の桜ノ井は上多肥村にあり、「山田郡上林村江掛」と記されており（前掲『池泉合符録』）、両村ともに他村からの配水に頼らざるを得ないという水利事情にあったのがわかる。

第 35 表 「池泉合符録」中の上林村・下林村の池と出水

	池・出水名	水掛かり高	備 考
上 林 村	仁 池	46 石 9 斗 5 升 2 合	桜井加わり
	桜ノ井	161. 8. 0. 3.	仁池加わり、上 多肥にあり
	城ノ井	34. 8. 5. 2.	
下 林 村	長 池	216. 2. 2. 3.	
	下 池	217. 3. 9. 4.	
	池代池	66. 2. 0. 9.	
	永 井	15. 1. 9. 6.	
	大 井	50. 2. 4. 0.	
	青 塚	2. 8. 3. 8.	
	坊 城	25. 8. 6. 6.	
	夏出水	2. 5. 9. 5.	

『池泉合符録』によると、当時の高松藩領内ではため池数は 5,553 で、このうち水掛かり高の多いのは山田郡松尾池の 10,461 石余、同じく神内池の 9,565 石余、香川郡西の小田池 7,490 石余、阿野郡南の菅原池の 5,858 石余、香川郡西の奈良須池の 5,656 石余となっている。出水は 636 か所あり、水掛けり高の多いのは那珂郡大向荒川出水の 1,400 石余、鶴足郡柳出水の 1,189 石余、那珂郡の下井出水の 1,110 石余、鶴足郡の竜王出水の 1,076 石余、香川郡東の堀井出水と新出水の 1,009 石余、同じく間島出水の 1,004 石余である。井戸門では香川郡東の香東川の一ノ井井戸門が 1,067 石余、井出井戸門が 1,020 石余、芦脇井戸門

が 936 石余で水掛かり高が多い（『香川県の地名』）。

ここに紹介する「上林村・下林村池帳」は川原富夫氏蔵の「山田郡村々池帳」の中から両村分を抜き出したものであるが、「山田郡村々池帳」のほかにも同種の池帳は香川郡西・鵜足郡・那珂郡の分が残っている。このことは高松藩が領内の池等の調査を一斉に実施したことを推測させるが、その時期についてははっきりしない。松浦正一先生が筆写された香川郡東の池帳である「香東用水記録」（原本の所在は不明）には、「嘉永年間？」と書き込まれているが、下林村池帳のなかに嘉永 2 年の摺替を示す付札があり、嘉永年間より少し遡ると思われる。

池帳は村毎に池、出水、井手、水門、樋などに分けて書かれ、池・出水などには水掛かり高が挙げられている。上林村と下林村の水掛かりのため池と出水を整理したのが第 36 表である。上林村では三谷村の三谷大池や重蓮寺池に多くの水を依存し、また上多肥村の桜井出水からも配水を受けており、上林村だけの水掛かりでは大いに不足していた。下林村

では上林村ほどではなかったが、三谷大池や上多肥村の平井出水、それと上林村の城ノ井出水や太田村の鹿ノ井出水に頼っていた。このように上林村も下林村も『地泉合符録』にみられたと同じように、依然として他村の水源からの水掛けに頼らざるをえなかつたため、水の確保をめぐって水掛けの水源のある他村とのあいだで争い、つまり水論を起こすことが多かつたと思われる。上多肥村にある平井出水については、すでに宝曆 9 年（1759）に騒動があったが、その後天保 4 年（1833）に上多肥村・下多肥村と下林村の間で、平井出水の浚えをめぐって争いが起つており、7 年後の同 11 年に解決していることが明らかにされている（木原溥幸「高松領平井出水の水論について」『讃岐国弘福寺領の調査』1992 年 3 月、同『平井出水』天保期水論関係文書の紹介』『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報・IV』1993 年 1 月）。

ここで紹介する江戸時代終わりころの上林村・下林村の水利状況が、現在どのようになつてゐるかについては調査できていないが、香川用水によって水の確保が図られているとはいゝ、水不足の状態になることが多い昨今を考えると、今私たちは、先人が苦労して作り上げた水の確保のありかたについて、学ぶことは多くあると思われる。

翻刻に当たっては朱書・書き込み・訂正や付け紙等は省略した。また旧字や異体字等は常用漢字に改め、変体仮名の者（は）・江（え）・而（て）は小活字で示し、よ（より）は残した。筆耕に際しては香川大学大学院教育学研究科社会科教育専修の院生眞井孝征・藤田順也の協力を得た。記して感謝したい。

第36表 上林村・下林村の水掛かりため池と出水

上林村			
水 源	水掛かり高	備 考	
仁 池	46石9斗5升2合	上林村	
重蓮寺池 (三谷村)	42. 0. 9. 8.	上林村	
三谷大池 (三谷村)	450. 0. 0. 0.	上林村	
池代池 (下林村)	3. 3. 4. 7.	上林村	
桜井出水 (上多肥村)	161. 8. 0. 3.	上林村・三谷持ち加え。	
坪井出水	(記載なし)	水流三谷大池水通り筋落ち合い。此の水掛かり高下林村書き出し。	
東坪井出水	6. 7. 8. 7.	上林村	
城ノ井出水	34. 8. 5. 4.	上林村	
下林村			
池代池	102. 6. 8. 8.	内 94石3斗4升2合	下林村
		5. 0. 0. 0.	田村社領
		3. 3. 4. 6.	上林村
下池	217. 3. 9. 4.	下林村	
長池	216. 2. 2. 3.	下林村	
三谷大池井出 (三谷村)	1652. 9. 9. 8.	内 213. 0. 0. 0.	三谷村
		384. 9. 9. 8.	上林村
		1055. 0. 0. 0.	下林村
鹿ノ井出水 (太田村)	19. 9. 6. 1.	下林村	
平井出水 (上多肥村)	165. 5. 3. 5.	内 15. 9. 5. 0.	上多肥村
		147. 7. 8. 5.	下林村
		1. 8. 0. 0.	同村社領
城ノ井出水 (上林村)	66. 7. 1. 5.	内 34. 8. 5. 4.	上林村
		31. 8. 6. 1.	下林村
永井出水	11. 5. 0. 0.	下林村	
大井出水	57. 3. 7. 1.	下林村	
永泉出水	57. 3. 7. 0.	下林村	
大屋敷栗夏出水	13. 0. 0. 0.	下林村	
青塚出水	1. 1. 9. 6.	下林村	
房城出水	1. 7. 7. 7.	下林村	
内井		此の水三谷井出落ち入り	
坪井		同上	
穴田出水		同上	

## 上林村

興免之内	式拾六石五斗式合 上所
一仁池 水掛高	拾九石武斗武升八合 下所 壱石武斗武升武合
	四拾六石九斗五升式合
水溜凡積	式百八石七斗五升五合
	但桜井出水本掛付出水相成候
	千四百式拾坪六合
付	
一台目戊亥角	添石
一西興免岸下用	
一北東本堤	根置五間半 高七尺 上巾武間壱尺 長武百間
一南通堤	根置六尺 高三尺 上巾五分 長八拾間
一鳥居立	建木式本 長壹丈 貫武本 長壹間半 寸本木 長壹丈
一松指播	長六間 內法三寸四方 厚壹寸五分 寸本穴指渡壹寸五分
一同南通掘	長二間 內法五寸
右掘木鳥居木御普請方	御渡被手下間口水掛百姓自分出ス
一東堤泥吸掘自分ニ居度旨内々願申出承置、天保四九月自分ニ居堀候、此方構無之候、 仕済之上人遣見分致せ候事	
内法 長六間半 六寸四方	木材材費
井手の部	
北東へ流	
一仁池井手式百四拾四間	坪尻△清天地迄 壁壱尺五寸 深壱尺五寸
東へ流	
一同別井手八拾間	阿三衛門地△三衛門地迄下樋渡
	幅壱尺五寸 深壱尺五寸
同断	
一同別井手五拾武間	八郎地△同人地迄下樋渡
	幅壱尺五寸 深壱尺五寸
同断	
一同水吐井手式百七拾間	台目△三谷大池水通井手落込
	幅四尺 深六尺
同断	
一同水吐井手五拾五間	五兵衛地枕△三谷水通落込
	幅四尺 深六尺
同断	
一同横井手五拾七間	同人地枕△三谷水通筋落込
	幅壱尺五寸 深壱尺
△	
一重連寺池 水掛高	壱石六斗六升壹合 下所 五石四升 吉岡寺免 拾石八升三合 劍石衛門連側 三石四斗八升二合 吉岡寺免 式拾武石四斗三升八合 興じ免 四拾武石五斗九升八合

附

北へ流  
一右井手六百六拾四間 摺尻木三谷村之内是別股  
幅三尺深武尺五寸

三谷村境木 北西へ流  
一同別三反地井手三百三拾六間 幅老尺五寸  
深武尺

同断  
一同下井手六拾八間 幅武尺  
深西尺

同断  
一同中井手百五拾四間 幅老尺五寸  
深武尺

同断  
一同下井手百八拾間 幅老尺五寸  
深武尺

同断  
一同下ニ百拾五間水吐 幅武尺 右下櫻井用水井手落合  
深武尺五寸

同断  
一東股百九拾間 幅老尺五寸  
深武尺

西江  
一同別西井手三間 幅老尺五寸  
深武尺

北へ  
一同下井手式拾八間 幅老尺五寸  
深武尺

北へ  
一同北井手三拾六間 幅老尺五寸  
深武尺

・櫻井井手 水掛高出水歩ニ有

附

東流 北股 長五拾六間香川郡上多肥村敷 幅四尺  
右水流 東股 深老尺五寸

北東へ流  
一右北股井手四百拾四間 香川境木 幅三尺  
深武尺

東南へ流  
一同別東股八拾八間 幅老尺五寸  
深老尺五寸

東へ流  
一同猿樂井手七拾間 幅老尺六寸  
深老尺三寸

同断  
一同上井手式拾武間 幅老尺六寸  
深老尺三寸

北へ流  
一同北井手八拾八間 幅老尺  
深老尺五寸

北東流  
一同宮養井手式百五拾八間 幅老尺  
深老尺

北へ流  
一同北井手百老間 幅老尺  
深老尺

東へ流  
 一同東井手式拾間 巾老尺 深老尺  
  
 北へ流  
 一同上井手百式拾老尺間 巾老尺 深老尺  
  
 東へ流  
 一同東井手式拾六間 巾老尺 深老尺  
  
 北へ流  
 一同北井手四間半 巾老尺 深老尺  
  
 右同  
 一同同断式拾八間 巾老尺 深老尺  
  
 北東へ流  
 一同北水吐井手四拾六間 巾老尺 深老尺五寸

↗

東へ流  
 一右水南股三百四間 幅式尺五寸深三尺五寸  
 香川境より仁池井手迄  
  
 同断  
 一同中井手五拾八間 幅老尺 深式尺五寸  
  
 南へ  
 一同所南拾八間 巾老尺五寸 深老尺五寸  
  
 北東へ  
 一同宮添井手五拾間 巾老尺五寸 深式尺  
  
 南へ  
 一同行当井手式拾間 巾老尺五寸 深式尺  
  
 東へ  
 一同中井手六拾間 巾老尺 深老尺  
  
 北へ  
 一同北井手四間半 巾式尺 深式尺五寸  
  
 北東へ  
 一同北井手八拾式間 巾老尺七寸 深老尺三寸  
  
 東へ  
 一同原井手四百五拾八間 巾老尺式寸 深老尺五寸  
  
 同断  
 一同東井手百間 巾老尺式寸 深老尺五寸  
  
 北へ  
 一同北井手四拾間 巾老尺式寸 深老尺五寸  
  
 北東へ  
 一同北井手五拾五間 巾老尺式寸 深老尺五寸  
  
 北へ  
 一同所々北へ五間 巾老尺 深八尺

↗

一三谷大池 水掛高四百五拾石 八拾八石七斗八升 上所  
 八拾岩石七斗七升四合 中所  
 武百七拾九石四斗四升七合 下所

北少西へ流  
 一右井手九百九拾間 幅四尺五寸 深尻△三谷村之内  
 深五尺

北へ下村へ用水流  
 一同下四百六間 幅四尺五寸 深三尺 三谷境△上林村之内

東北へ  
 一同高沢井手六拾八間巾武尺 深武尺五寸

同断  
 一同井手百武拾間巾武尺 深武尺五寸

東へ  
 一同竹部井手百三拾六間巾三尺 深三尺

東北へ  
 一同高丸井手式百八間巾武尺三寸 深武尺五寸

北へ  
 一同水吐井手三拾壱間巾三尺 深三尺五寸

同  
 一同上井手七拾九間巾武尺 深武尺

南へ  
 一同南股拾七間巾壱尺三寸 深壱尺五寸

東へ  
 一同断式拾間巾武尺 深壱尺三寸

北へ  
 一同平塚井手拾七間巾壱尺三寸 深壱尺五寸

東北へ  
 一同大水吐井手三百間巾四尺 深三尺五寸

北へ  
 一同上前井手式百九拾八間巾三尺 深武尺八寸

東北へ (力)  
 一同山田方井手百三拾六間巾武尺 深武尺五寸

東へ  
 一同竹部井手五拾六間巾武尺 深武尺五寸

北へ  
 一同伝作井手九間幅武尺 深壱尺五寸

同  
 一同上井手三拾七間巾二尺 深壱尺五寸

東へ  
 一同東井手式拾八間巾壱尺五寸 深武尺

同			
一同原井手五拾六間	巾老尺五寸		
	深武尺		
西北へ			
一同城内井手五拾九間	巾三尺		
	深四尺		
北へ			
一同北井手式拾九間	巾武尺		
	深武尺		
東へ			
一同浴井手拾九間	巾老尺五寸		
	深武尺		
東へ			
一同中井手拾九間	巾武尺		
	深武尺		
同断			
一同下井手三拾武間	巾武尺五寸		
	深武尺五寸		
同断			
一同乘光股三百七拾七間	巾三尺		
	深武尺五寸		
同断			
一同北井手式拾五間	巾武尺		
	深武尺		
同断			
一同東井手九拾六間	巾武尺五寸		
	深武尺		
同断			
一水吐井手四拾五間	巾三尺		
	深三尺		
南へ			
一同相鑑井手六拾四間	巾三尺		
	深三尺		
北へ			
一同横内井手百三拾六間	巾老尺五寸		
	深老尺		
南へ			
一同南へ拾五間水吐	巾老尺		
	深老尺		
東へ			
一同千股百九拾間	巾武尺五寸		
	深老尺五寸		
南へ			
一同横内井手拾八間	巾老尺五寸		
	深武尺		
❖			
北少東へ		幅五尺深四尺	
一木太井手千九百五十拾武間	三谷村小宮下	木下林村境迄	
	内六百六拾武間三谷村之内		
右之井手	上林村用水		
南へ水吐			
一水門大搖老箇所	取繕	上林村六条村	木太村下林村
		木太村下林村	仕来ル
東へ			
一同川向井手百武間	幅武尺五寸		
	深武尺		
南へ			
一同伝三郎井手拾五間	幅武尺		
	深老尺五寸		

東へ  
 一同鉄階井手百七拾四間 布武尺  
 深壱尺五寸

南へ  
 一同水吐井手三拾壱間 布五尺 古川へ落込  
 深五尺

東へ  
 一同鉄階井手百三拾間 布武尺  
 深壱尺五寸

同断  
 一同東井手百武間 布武尺  
 深壱尺五寸

同断  
 一同南股拾間 布武尺  
 深壱尺五寸

同断  
 一同中井手六拾六間 布武尺  
 深壱尺五寸

同断  
 一同鉄階井手百五拾六間 木太井手△三条村迄  
 布武尺開深壱間

三谷大池台目水ノ流北へ  
 一古川井手千五百五拾間 布武尺 上林村敷六条村迄  
 深武尺

東へ  
 一三谷水川向井手式拾四間 布武尺  
 深武尺

〆

北へ此掛高拾壱石四斗三升武合 布武尺壱寸深武尺  
 一三谷水川向井手六拾四間 上田井△手三谷村敷

同断  
 一同井手下六拾壱間 布壱尺五寸  
 深壱尺五寸

同断  
 一同川向かい井手百九拾間 布三尺五寸 三谷境△古川迄  
 深三尺

〆

北東へ  
 一城井井手百七拾三間 布三尺五寸 井口△三谷水通井手へ落合  
 深三尺

一池代池 水掛高上林分三石三斗四升七合 上所免

東へ  
 一同井手式百四拾間 布武尺五寸  
 深武尺

南へ  
 一同南五拾四間 布壱尺四寸  
 深壱尺五寸

同断  
 一同南井手三拾六間 布壱尺五寸  
 深壱尺三寸

〆

一竹部石闕壱ヶ所  
 一同下石闕壱ヶ所  
 一同東石闕壱ヶ所

〆 三ヶ所平均 幅五尺  
 高四尺五寸

一同下石闕壺ヶ所  
一藤助西隣石闕壺ヶ所  
一立石前土俵闕壺ヶ所

△三ヶ所平均 幅五尺 高四尺武寸

一仁池内土俵闕壺ヶ所  
一原縁土俵闕壺ヶ所

△△式ヶ所平均 幅五尺 高三尺

### 樋之部

下所免之内 此樋六間之所八口口石垣ニ面築出長四間樋ニ面相築申候

一松指渡樋 長六間 横巾壺尺武寸  
高九寸 厚壺寸武分

但 一松柱四本長壺丈 此柱貫木文化六巳秋ノ渡方無用二成  
一貫 四丁

此水掛高拾石壺斗三升八合 下所免

△△  
下所免之内  
一松指渡樋 長四間 横幅壺尺武寸  
高サ九寸 厚壺寸武歩  
柱武本長壺丈

横貫武丁 此柱貫木文化六巳秋ノ渡方無用左右樋台自分仕立  
此水掛高四石六斗九升 下所免

△△  
下所免之内  
一松彫渡樋 長式間末口壺尺五寸込  
此水掛高四石九斗六升五合 下所免

下所之内木太井手石横井 長壺闊三尺五寸 横巾三尺四寸

一水吐二重掘打盤 高壺尺三寸 板式枚厚武寸五分

戸板壺枚 長武尺九寸 布壺尺三寸  
厚武寸五分  
寸本木四本  
角武本長五尺  
寸本穴指渡四寸四方

一上重水吐樋桟板 長壺間三尺五寸

横巾九寸

厚二寸五分

幅板武枚

一梁木武本栗丸太 長四尺末口三寸

右水掛高千八拾武石五斗五升三合

拾九石 上林村

武百三拾四石五斗五升三合 下林村

四百石拾五石 六条村

四百石 木太村

下所免之内  
一松彫樋渡 長式間 末口壺尺五寸

此水掛五石三斗五升 下所免

右同 一同 長式間 末口壺尺五寸

此水掛四石三斗五升 下所免

上所免之内

一松指樋渡 長式間内法五寸厚八步

此水掛五石式斗九升壱合 上所免

✓

下所之内

一同 長壱丈 内法八寸 厚壱寸

此水掛式石式斗四升七合 下所免

下所之内

一同 長壱丈 内法八寸厚式寸

此水掛式石五斗六升

中所免之内

一同 長壱丈 内法八寸厚式寸

此水掛式石五斗五升 中所免

✓

興免之内

一同 長壱間 内法八寸厚八分

此水掛式石四斗壱合 興し免

✓

#### 水門之部

下所免之内

一水門壱ヶ所 竹部 幅五尺  
高四尺五寸

附

一 松柱式本 長六尺 末口壱尺式寸込

一 笠木壱本 長五尺 末口右同断

一 七ツ板壱本 右同断

一 松板四枚 長四尺巾壱尺厚八步

中所免之内

一水門壱ヶ所 仁池下 幅五尺  
高四尺五寸

附

一 宝太柱式本長五尺 末口壱尺込

一 笠木壱本長七尺 末口右同断

… 七ツ板 右同断

一 松板式枚 長壱間幅壱尺厚八分

✓

奥之免之内

一水門壱ヶ所 三反地 幅五尺  
高四尺五寸

附

一 松式本長七尺 末口壱尺式寸込

一 笠木 長四尺 末口壱尺込

一七メ板 右同断

一松板四枚 長三尺 巾壱尺厚八步

✓

出水之部

香川郡上多肥村下所地敷  
一桜井壱ヶ所 井坪 東西拾壱間南北四間半

北股南股上多肥村内八拾七間敷

武拾四石四斗四升七合 上所免

三拾八石六斗六升四合 中所免

此掛高百六拾石八斗三合 九拾四石九合 下所免

四石六斗八升四合 興し免

✓

中所免之内  
一坪井壱ヶ所 井坪 南北四間半 東西六間

水流三谷大池水通筋落合

此水掛高下林村々書出有之

✓

中所免之内  
一東坪井壱ヶ所 井坪 東西四間南北拾間

水流右同断

三谷指加へ  
此掛高六石七斗八升七合

✓

上所免之内  
一城井壱ヶ所 井坪南北式間半東西拾四間

水流井手沢百七拾三間下三谷大池水通落合

三谷指加へ  
此掛高三拾四石八斗五升四合 武拾四石七斗壱升八合 上所  
拾石七斗三升六合 中所

✓

### 下林村

一池代池 水掛高 一九拾四石三斗四升武合 下林村  
一五石 田村社領 一三石三斗四升六合 上林村

✓百石六斗八升八合

水流凡積五千五百四拾四坪

附

一台目南西之方ニ有 小石原落流レ  
此西浦香川郡上多肥村

一南者 西八香川郡上多肥村  
東上林村

一西北堤 根置六間 高七尺  
上幅式間 長式百石拾四間

一東本堤 根置九間 高九尺九寸  
 上幅 長百口拾三間

建木武本高七尺五寸末口三寸  
 一鳥居立 横木武本長三尺五寸末口右同斷  
 寸本木壱本高八尺末口四寸  
 右同穴指渡式寸五分

一本搖梅布目板 長八間 內法 橫幅八寸  
 五寸六寸  
 高四寸  
 厚式寸

建木武本高丈尺 末口三寸  
 一鳥居立 横木武本長三尺五寸末口右同斷  
 寸本木壱本高七尺末口四寸  
 右同口指渡式寸

一上搖梅布目板 長六間 內法 三寸四寸  
 橫幅七寸  
 高三寸  
 厚壹寸五分

一台目搖梅布目板 長武間 內法 橫幅三寸五分  
 高武寸  
 厚八步

一下池 水掛高百拾八石七斗八升五合  
 水溜凡積四千武百四拾六坪武合

附

一台目西北角之方 芝附落流レ巾壱間半  
 此西溜香川郡下多肥村

一南 西香川郡下多肥村  
 東下林村

一同所西方返り境 根置壱間半高三尺  
 上幅四尺 長九拾武間

一同所東下林村

一東<sup>ノ</sup>北江西附本堤 根置八間 高丈七丁  
 上幅式間 長百九拾四間

建木武本高七尺五寸末口三寸  
 一鳥居立 横木（記載ナシ）  
 寸本木壱本高七尺五寸末口四寸  
 右同穴指渡式寸壹分

一本搖松布目板 長八間內法橫幅八寸  
 橫幅四寸五分 末口八寸

一台目搖右同長四間 內法 高式寸五分  
 厚壹寸

下林分<sup>(カ)</sup>  
 一東南返<sup>(カ)</sup>堤 長四拾八間上巾五分  
 根置壱間三分高五分

一長池 水掛高武百拾六石八斗六合  
 水溜凡積九千七百武拾六石坪八合

附

一台目西北之角方 芝附落流巾七間

此所西浦北方香川郡 伏石村  
下多肥村

一西方 香川郡下多肥村  
同 伏石村

一南下林下所免

一東堤 根置八間 高三尺五寸  
上幅式間 長百四拾四間

一北本堤 根置八間高九尺六寸  
上幅式間 長百武拾間

一鳥居立 建木武本高八尺 末口三寸  
横木武本長三尺五寸右同断  
寸木木表本高八尺 末口四寸  
右同穴指渡式寸五分

一本播松布目板 長八間毫尺 内法 高四寸五寸  
横幅八寸五分

一台目播梅布目板 長三間半 内法 高式寸五分  
横巾四寸五分  
厚毫寸

一南掛井手井口播右同 長式間 内法 高毫尺卷寸  
横幅式尺  
厚毫寸五分

△三ヶ所

井手之部

三谷大池水三谷村上林村下林村 中林上所免中所免下所免賈人新聞免  
下林上所免中所免六条入作免大熊  
入作免新興し免下林新聞免右之免所へ掛

一用水井手三谷大池尻△下林薬師堂北横井迄井手

長千九百四拾八間 四尺二寸  
式尺四寸

但水掛り高

一二百二十三石 三谷村

一三百八拾四石九斗九升八合 上林村

一千五拾五石 下林村

式百拾六石四斗四升七合 大股△上井掛

内 式百三拾八石五斗五升三合 木太井△掛

△

一大池尻リニ備前町股分木石有 長毫間  
幅三尺五寸

一池尻リ林井手井口 幅七尺  
深毫尺四寸

一同所上井股閥毫ケ所 幅八尺  
深毫尺五寸

一三名播毫ケ所 幅毫尺式寸  
幅八寸

一林大股毫ケ所 幅五尺  
深毫尺四寸

一本太別股壺ヶ所 幅三尺  
深卷尺八寸

…上林上井股閥壺ヶ所 幅六尺  
高卷尺

中林中所下所免掛

(カ)

一乗光  $\mu$  東泉尻置樋迄長四百九拾間

同所置樋 三ヶ所

掛樋 五ヶ所

水門 弐ヶ所

横井 壺ヶ所

小井手拾八ヶ所別ル

中林中所免掛  
一同所置樋  $\mu$  東小井手 長式拾五間

同断

一同所置樋  $\mu$  北みや池迄 長百七間

同断

一同所置樋  $\mu$  北井手東 長式拾式間

同断

一同所北ノ井手東 長式拾間

中林下所免掛

一乘光  $\mu$  東さは股迄 長百七拾八間

同断

一同所木太木小井手東 長五拾間

同断

一同所柱田中井手東北 長九拾壺間

同断

一同所西鶴田別股北 長六拾式間

同断

一同所中井手東北 長五拾五間

同断

一同所北ノ小井手東 長五拾五間

同断

一同所南井手東置樋迄 長式拾四間

同断

一同所東鶴田置樋  $\mu$  小原迄 長八拾間

同断

一同所東鶴田南井手東 長五拾壺間

同断

一同所東鶴田北井手東 長五拾三間

同断

(カ)

一同所柿木井手東 長五拾三間

同断

一小原股  $\mu$  小原東迄 長百式拾式間

中林中所免掛  
一同所泉尻股北町 **ゑん迄** 長五拾五間

水吐大井落入  
一同所かりた屋敷東小井手北 長武拾間

〆

一ちまた **木** 北東下樋迄 長三百七拾四間

掛樋 壱所

小井手六ヶ所別ル

中林上所免掛  
一古屋敷 **木** 北楠ノ木迄 長九拾四間

同断

一岡ノ口 **木** 東植田まで 長八拾間

同断

一岡口 **木** 北ノ小井手 長三拾間

同断

一岡口 **木** 口口塚迄 長三拾五間

同断

一岡ノ口 **木** 上樋南ノ井手東 長五拾三間

〆

(カ)

一柿ノ木股荒神栗 **木** 北東 長百拾三間

(カ)

一同所荒神栗 **木** 東 長拾五間

〆

中林上所免掛

一中井手馬田南ノ枕北 長四百拾五間

掛け樋

小井手五ヶ所別ル

同断

一同所かゝす屋敷 **木** 東 長五拾三間

同断

宅同所大井前 **木** 東 長武拾間

同断

一同所骨頭 **木** 北 長五拾三間

同断

一大井浦東 長五拾五間

同断

一同所楠ノ木下 **木** 北東 長百拾九間

〆

一松ノ木中置樋東 長拾武間

同断

一同所浦屋敷東北 長六拾六間

〆

中林上所免國久新開免下林上所免掛

一松ノ木 **木** 東北柳浴迄 長五百三間

掛櫛 武ヶ所  
小井手七ヶ所別ル

中林上所免掛  
一浦屋敷ム北六反池迄 長九拾五間

同断  
一浦屋敷ム東井手 長五拾六間

同断  
一おとの上井手北 長武拾七間

中林上所國久新聞下林中所免掛  
一おとの別股東北竹田地迄 長武百四拾三間

國久新聞掛  
一同所上國久井手東 長五拾五間

下林中所免掛  
一同所下國久東江 長五拾六間

下林上所免掛 (カ)  
一國久下ノ雪平井手塩塚迄 長百間

中林上所免掛  
一森繁井手東江 長百四間

中林上所下所下林上所免掛  
一兼定井手竹田地迄 長百八拾間

同断  
一同所東小井手 長五拾五間

同断  
一松ノ木東小井手 長拾八間

下林村上所免掛  
一柳浴井手東北 長百四間

烟掛リ  
一久ノ枕ム西北 長百拾武間

下林上所免掛  
一久ノ枕ム東北江 長百六拾六間

同断  
一同所東小井手 長四拾間

下林中所免掛  
一町田南ノ井手東 長百三拾間

小井手拾壹ヶ所別ル

同断  
一同所北ノ小井手 長百五間

同断  
一同所北東井手 長四拾間

同断  
一古苗代井手西北 長四拾武間

下林中所免掛  
一薬師堂西北井手 長六拾四間

同断上所免掛  
一葉師堂木井手 長百四間

同断  
一同所上井手北江 長武拾間

下林下所免  
一同所北小井手 長五拾四間

同断  
一葉師堂北股東北 長武百武間

同断  
一同所中通り南井ノ手西 長五拾三間

同断  
一同所北中通り上ノ町掛井手 長三拾五間

同断  
一同所中通り東北小井手 長七拾六間

フ

下村上所掛  
一松ノ木木西北大屋敷角木札辻迄 長四百拾毫間  
小井手八ヶ所別ル

中林下所免掛  
一同所東北平野迄 長五拾毫間

同断  
一同所東ノ小井手 長五拾三間

同断  
一同所北小井手 長拾五間

同断  
一同所東井手 長三拾五間右同

同断  
一同所北おり口東 長五拾間

同断  
一同所北谷井手迄 長三拾四間

同断  
一同所北東小井手 長四拾間

同断  
一同所北小井手 長三拾六間

フ

一松ノ木木西下四ツ股迄 長三百七拾間  
此所弥左衛門測有  
小井手七ヶ所別ル

下村上所免掛  
一同所市角墓所北東 長百武拾間

同断  
一同所市角墓所西木北天王迄 長百九拾三間

同断  
一同所北中村屋敷天王北 長五拾三間

中村下所免掛  
一同所西小井手 長四拾武間

下林上所免掛  
一市角基所ノ粟々小井手 長七拾間  
一同所東小井手 長三拾間  
一同所西江小井手 長五拾四間  
一青木々北龜池之内迄 長千百六間  
しやうふ股下水門壱ノ所  
小井手六ヶ所別ル

国久新開掛  
一もろか内々国久新開迄 長四拾七間

下林下所免掛  
一同所しやうふ股々池内迄 長式百拾六間

同断  
一同所池内股本井手六条境迄 長百四拾式間

同断  
一同所北江小井手 長五拾八間

六条入作掛  
一同所三ツ股々東六条境迄 長五拾六間  
一三ツ股々北東六条境迄 長九拾間  
〆

下林下所免掛  
一同所まかり田かへ口北井手 長九拾六間  
小井手三ヶ所別ル

同断  
一同所北東小井手 長五拾五間

同断  
一同所北東小井手 長式拾間 右同断

同断 (ママ)  
一同所粟江井手 長拾五間  
〆

六条入作免掛  
一同所まかり田北東井手 長式百三拾四間  
小井手三ヶ所別ル

同断  
一同所東井手 長式拾五間

同断  
一かへ口々東小井手 長四拾四間右同断

同断  
一同所西江井手 長拾式間  
〆

大熊入作免掛り  
一同所三軒屋々大熊浴北長式百八拾四間  
同断  
一同所東井手 長八拾七間  
〆

下林下所免掛  
一三昧元  $\bowtie$  東北の井手 長百四拾六間

水門式ヶ所

小井手式ヶ所別ル

同断

一同所三昧元  $\bowtie$  北 長百七拾間

同断

一同所東北江小井手 長百間

$\bowtie$

下林下所免  
一そこう股  $\bowtie$  北井手 長貳百三拾間

同断

一同所東小井手 長三拾六間

$\bowtie$

下林下所免大槻入作免掛  
一そこう股  $\bowtie$  下井ノ手北 長三百五拾間

小井手五ヶ所別ル

下林下所免掛

一同所東北江 長八拾四間

同断

一同所東六条境迄 長四拾六間

大熊入作免掛

一同所北木太境境迄 長百貳間

同断

一同所西江井手 長拾間

同断

一同所東小井手 長八間

$\bowtie$

中林上所免下所免掛  
一池代上搖尻  $\bowtie$  東北壱丁目西角 長貳百間

小井手三ヶ所別ル

同断 (カ)

一同所こしまひ井手東 長四拾間

同断

一右搖  $\bowtie$  壱丁目東股東長三拾間 右同断

一池代尻右搖壱ヶ所

中林中所免下所免掛

一上搖堤下井手東 長三拾六間

$\bowtie$

一池代東搖尻  $\bowtie$  上蓮寺迄 長三百四拾間右同断

小井手四ヶ所別ル

中林上所免掛

一馬場崎  $\bowtie$  東三谷井手迄 長百四拾間

中林下所免

一本搖尻  $\bowtie$  北宮浦迄 長百九拾八間右

中林中所免掛  
一同所本搖尻別之井手西 長九拾五間右

同断  
一鳥井西凡拾間程西股△奥尻迄 長式百式拾間右

↗

中林中所免掛  
一馬場崎置井手東 長百五拾間

小井手五ヶ所別ル

同断  
一同所東小井手 長三拾間

同断  
一同所上井手東 長四拾五間

同断  
一同所中所堤井手東 長四拾五間

同断  
一鳥井△本井手 長五拾四間

一同所小井手北 長三拾間

↗

中林上所免掛  
一八王子股東江 長五拾間

掛ケ樋 壱ヶ所

小井手式ヶ所別ル

同断  
一庵ノ栗北 長三拾間

同断  
一今中股樋迄 長八間

↗

一同所馬道△西北 長三拾六間

今井馬道添栗樋 壱ヶ所

小井手式ヶ所別ル

中林下所免掛  
一同所樋△北寺門迄 長六間

一同所寺門△北江 長式拾四間

↗

下林下所免掛  
一下池搖尻△長池之内迄 長式百八拾五間

《手脱力》  
小井拾ヶ所別ル

同断  
一同所南ノ股東 長五拾四間

同断  
一同所北東井手 長九拾六間

同断  
一同所北江井手 長三拾間

同断  
一同所置樋 長拾四間

同断  
一同所東井手 長百間

同断  
一同所北井手 長百拾間

同断  
一同所東小井手 長四拾六間

同断  
一同所東北 長池掛井手長百拾五間

同断  
一弔左右衛門測<sup>ム</sup>長池掛井手 長百六拾間

同断  
一同所長池掛井手<sup>ム</sup>東 長六拾四間

✓  
一下池尻<sup>ム</sup>北龜池之内迄長九百六間

✓  
一下池尻<sup>ム</sup>東江三谷井手迄 長百七拾三間

小井手五ヶ所別ル

下林下所免掛  
一同所同所<sup>ム</sup>北井手 長四拾間

同断  
一三ツ股<sup>ム</sup>西弥左衛門測迄 長三拾八間

一三ツ股水門壱ヶ所

下林上所免掛  
一同所水門<sup>ム</sup>北井手 長拾六間

同断  
一同所水門<sup>ム</sup>西井手 長百武拾間

同断  
一三ツ股<sup>ム</sup>西北井手 長式拾八間右同断

✓  
一三ツ股中井手札辻東 長三百五拾八間

小井手五ヶ所別ル

同断  
一同所つく田中井手北 長百四拾間

同断  
一同所北井手 長百七間

同断  
一墓戸股北井手 長百三拾八間

同断  
一同所北東井手 長五拾三間

同断  
一同所東小井手 長四拾七間

下林上所免掛  
一三郎兵衛墓所栗北江 長七拾間

小井手七ヶ所別ル

同断  
一松ノ木庵中屋敷迄 長三拾三間

同断

一同所松ノ木前東 長拾弐間

下林中所免掛

一同所松ノ木東木北 長百六間

同断

一同所西江小井手 長五拾六間

同断

一同所札辻ムおこき川迄 長百間

同断

一同所東江井手 長四拾弐間右同断

同断

一同所札辻東北 長弐拾八間

¶

下林上所免掛

一三つ股東上井手山伏塚 長百七拾間

小井手四ヶ所別ル

同断

一同所北小井手 長五拾三間

同断

一同所北小井手 長五拾三間

同断

一同所地主ム西北 長七拾八間

同断

一同所東北小井手 長拾弐間

¶

下林下所免掛

一長池台目搖井手本搖井手迄西ム東迄 長五拾八間

右井手ム小井手三筋二別ル

同断

一台目ム西鹿ノ井掛井手迄 長拾弐間

同断

一同所東台目搖ム北樋口迄 長弐拾五間

同断

一同所横井手ム北江立井手 長拾四間

¶

同断

一長池東搖尻ム伏石境迄西戌亥角江長弐百拾間

右井手筋二 水門三ヶ所  
閥六ヶ所

小井手拾式筋二別ル

同断

一本搖井手ム東北石搖迄 長七拾四間

同所水門壺ヶ所

同断

一同所下ノ水門ム西北戌亥江井手 長三拾間

同所水門壺ヶ所

同断  
一同所下関  $\bowtie$  東北新池浪指迄井手 長式百式拾間

同所関壺ヶ所

同断  
一同所下関  $\bowtie$  木太境迄立井手下井 長百式拾間

同所関壺ヶ所

同断  
一同所下関  $\bowtie$  東横井手 長式拾式間

同所関壺ヶ所

同断  
一同所関  $\bowtie$  高原水門迄井手 長百三拾式間

高原二水門壺ヶ所

同断  
一同所水門西江井手 長三拾六間 右同断

同断  
一同所  $\bowtie$  北江井手 長五拾式間

同断  
一同所関  $\bowtie$  東江北江木太新池之内迄井手 長百三拾六間  
関壺ヶ所

同断  
一同所関  $\bowtie$  東江北江木太新池之内迄 長八拾八間

同断  
一同所西土井伏石道  $\bowtie$  北立井手 長三拾式間  
関壺ヶ所

同断  
一同所西伏石道  $\bowtie$  塚迄立井手 長七拾八間  
関壺ヶ所

✓

同断  
一長池本搖尻東江堤下ニ南江東北浴南道迄井手 長式百四拾間  
水門式ヶ所  
小井手五筋二別ル

同断  
一本搖  $\bowtie$  東横井迄井手 長六拾式間

同断  
一同南井手東横井手奥之川迄 長式拾間

同断  
一同所下水門  $\bowtie$  橋口迄井手 長四拾八間  
水門壺ヶ所  
橋 壺ヶ所

同断  
一同所北下関  $\bowtie$  橋口井手 長四拾間  
關 壺ヶ所  
橋 壺ヶ所

同断  
一同所下  $\bowtie$  北浴ノ南道迄井手 長式拾五間

✓

同断  
一長池水奥之川横井ノ原測迄井手 長三百間  
右井手小井手拾三筋二別ル

同断  
一奥之川横井ノ小樋木東北井手 長八間

同断  
一同所北下邊搖木北馬道西北江 長三拾七間  
根布目板拾壱ヶ所

下林下所免掛  
一同所東馬道石插壱ヶ所

同断  
一同所木東江奥之川添横井手 長九拾七間

同断  
一同所東木北江立井手 長四拾八間

同断  
一同所東木北江樋口迄井手 長六拾四間  
根樋壱ヶ所

同断  
一同所西馬道立井手木東上樋迄 長百壱拾武間

同断  
一同所木北立井手 長五拾四間

同断  
一同所東木北立井手 長武百間

同断  
一同所樋ノ東木北江井手 長九拾八間

同断  
同所西木三町通井手北西江小井手 長拾五間

同断  
一同所東奥之川迄井手 長八拾間

同断  
一同所与左衛門浦木奥之川迄井手 長七拾間

同断  
一同所西ノ立馬道木東亀池内迄井手 長四間

同断  
一同所奥之川西木東渡り根大樋壱ヶ所

✓

同断  
一同所奥之川樋口木北亀池西町迄 長九拾七間  
右樋掛井手式筋別ル

同断  
一同所井手木東北江井手 長九拾間

同断  
一同所井手木東江井手 長拾四間

✓

同断  
一横井木亀池北町川北迄 長武百五拾八間

田所東樋壺ヶ所

同断

一同所北町龜池掛迄井手 長三拾八間

一同所戌高梅樋壺ヶ所

¶

香川郡太田村鹿ノ井出水井手部

水掛高拾九石九斗六升壺合

右井手井坪△林股迄凡千武百間余

下林下所免掛

一鹿ノ井林股迄井手樋口迄 長百八拾四間

梅樋壺ヶ所

石掛樋壺ヶ所

桺樋壺ヶ所

同断

一同所樋口△長池北上井手 長百武拾武間

¶

同断

一鹿ノ井下井手東長池台目落シ口迄井手 長百五拾四間

¶

同断

一同所△北伏石村道迄井手 長百五拾九間

同断

一同所北△東横井手 長百八間

閻壺ヶ所

同断

一同所東横井手△北井手 長拾四間

同断

一同所東△北江井手 長八拾間

同断

一同所北△東江井手 長式拾四間

水門壺ヶ所

下林下所免掛

一同所△北江東江井手 長四拾武間

同断

一同所下伏石道東△長池井手戌亥流所

平塚西小池跡ノ内流井手搖△北東江

同断

丑寅角井手 長七拾八間

搖壺ヶ所

¶

香川郡上多肥村上所免

一平井出水 壱ヶ所 井坪 橫三間半

立八間

深五尺八步

此水掛高

一高拾五石九斗五升 香川郡上多肥村  
一同百四拾七石七斗八升五合 下林村メ  
一同壱石八斗 同林社領メ  
メ百六拾五石五斗三升五合  
一同所井坪メ下林田所迄 長七百八拾七間  
此小井手四ヶ所別ル  
中林中所免掛 長壱丈  
一同所三分壱股此所分木有 但 末口七寸  
木八枚木也  
此所ニ面分木有三分老下池江落入申  
一同所二分壱股メ北下池内 長貳百式拾六間  
同断  
一同所池代掛ヶ井手東江 長六拾四間  
中林下所免掛  
一同所池代西角メ北山伏塚 長四拾式間  
同断  
一同所辻堂メ北本井手西江 長七拾式間  
メ  
中村下所免掛  
一本手市ノ股東井手 長七拾間  
小井手四ヶ所別レ  
同断  
一同所式ノ股メ東市角池尻迄 長式百式間  
同断  
一辻堂北横井手北江 長七拾間  
同断  
一同所東江北井手 長八拾間  
一北ノ堂股メ東猫塚井手迄 長百六拾四間  
一田所北堂股メ下池堤下西江 長百四拾六間  
掛樋 式ヶ所  
メ  
小井手四ヶ所別ル  
中林下所免掛  
一同所北井手 長四間  
同断  
一同所北井手 長式間  
同断  
一田所小井手 長三拾六間  
同断  
一同所置樋井手 長六拾八間  
メ  
上林村烟免三ツ六分 橫三間  
一城ノ井出水 壱ヶ所 井坪 立抬式間  
深四尺  
此水掛り高

一高三拾四石八斗五升四合 上林村  
一同三拾壱石八斗六升壱合 下林村  
六拾六石七斗壱升五合  
一同所井坪 ~~北~~東三谷井手迄 長百五拾間  
  
中林上所免掛 橫四間  
一永井出水 壱ヶ所 井坪 立抬武間  
水掛高 深武尺  
一高拾壱石五斗 中林村  
  
中林上所免掛  
一永井尻 ~~北~~西鶴田井手東 長九拾八間  
小井手四ヶ所別ル  
  
同断  
一同所井口 ~~北~~拾三間東寄口北 長式拾間  
  
同断  
一東井手大井前迄 長百拾三間  
  
同断  
一同所東とく南井手東 長四拾間  
  
同断  
一同所北ノ小井手東 長式拾壱間  
  
中林中所免掛 橫三間  
一大井出水 壱ヶ所 井坪 立拾五間  
水掛高 深四尺  
一高五拾七石三斗七升壱合 下林村  
一井坪 ~~北~~東北江水門迄 長五拾八間  
下ノ水門 壱ヶ所  
小井手式ヶ所別ル  
  
中林中所免掛  
一同所水門 ~~北~~東北浅野樋迄 長百五拾四間  
一同所水門 ~~北~~北永泉迄 長五拾八間  
  
一永泉出水壹ヶ所 井坪 立拾間 橫八間  
水掛高 深四尺  
一高五拾七石三斗七升 下林村  
  
下林中所免下所免掛  
一永泉尻 ~~北~~曲田谷迄 長三百三拾八間  
掛ヶ樋 式ヶ所  
小井手拾ヶ所別ル  
  
国久新開免掛  
一同所国久南井手東 長五拾四間  
  
下林中所免掛  
一同所国久北井手東 長五拾六間

下林中所免掛  
一亀町上井手東江 長五拾六間  
下林下所免掛  
一同所櫛<sup>ム</sup>東井手 長弐拾四間  
同断  
一同所櫛<sup>ム</sup>北井手 長弐拾間  
下林中所免掛  
一同所櫛<sup>ム</sup>西井手北 長六拾弐間  
同断  
一同所西井手北江 長弐拾五間  
同断  
一同所亀町中井手東北 長六拾弐間  
下林上所免掛  
一同所亀町下ノ町西北 長弐百弐拾八間  
下林下所免掛  
一亀ノ町下ノ町墓所粟<sup>ム</sup>北東 長六拾五間  
〆

一大屋敷粟夏出水壠ヶ所 井坪 横四尺  
立七尺  
深壠尺五寸

水掛高  
一高拾三石 下林村  
〆  
下林上所免掛  
一夏出水尻<sup>ム</sup>北東江 長八拾四間  
〆  
下林上所免掛 横式間半  
一青塚出水壠ヶ所 井坪 立拾五間  
深 三尺

水掛高  
一壠石壠斗九升六合 下林村  
下林上所免下所免掛  
一井坪<sup>ム</sup> 三軒屋北井手 長三百弐拾間  
掛ケ櫛 壺ヶ所  
小井手七ヶ所別ル  
下林上所免  
一同所西江井手 長弐拾五間  
同断  
一同所東小井手 長三拾間  
下林下所免掛  
一同所北東井手 長三拾五間  
同断  
一同所東南井手 長四拾間  
同断  
一同所西江小井手 長三拾四間  
同断  
一青塚下井手三谷井手北 長六拾弐間  
同断  
一同所東小井手 長四拾間

P

下林上所免之内	横式間
一房城出水壺ヶ所	井坪立沿式間
水掛高	深三尺
一高壺石七斗七升八合 下林村	
一井坪	東北青塚井手迄 長百七拾五間
小井手三ヶ所	
下林上所免掛	
一同所小井手東	長九間
同断	
一井坪	東北 長三拾七間
同断	
一同所小井手北	長式拾五間
中林上所免之内	横式間
一内井壺ヶ所	井坪 立三間半
深壺尺八寸	
此水三谷井手落入申候	
上林中所免之内中林下所免掛	横四間
一坪井壺ヶ所	井坪 立五間
深式尺五寸	
此水三谷井手落入申候	
上林中所免之内中林中所免下所免掛	横五間
一穴田出水壺ヶ所	井坪 立五間
深式尺五寸	
此水三谷井手落入申候	
木撻之部	
青木樋中林下所免掛	長式間
一梅樋壺ヶ所	横幅六寸
高四寸	
厚壺寸五分	
水掛け高四石五合	
青木之内樋中林下所免掛	長式間
一梅樋壺ヶ所	横幅六寸
高四寸	
厚壺寸五分	
水掛け高三石五斗	
植田中井手中林下所免掛	長壺間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸
高四寸	
厚壺寸五分	
水掛け高三石五斗	
植田中ノ樋中林下所免掛	長壺間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸
高四寸	
厚壺寸五分	
水掛け高五石	
小口樋中林下所免掛	長壺間半
一松樋壺ヶ所	横幅六寸
高七寸	
厚壺寸五分	

水掛高三石五斗	
下種掛中林上所免掛	長卷丈
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高五寸 厚卷寸五分
水掛高八石七斗五合	
梅ノ木下種中林上所免掛	長卷間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高五寸 厚卷寸
水掛高拾貳石五升五合	
国久歩中林上所免同新間免下林下所免掛	長式間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高五寸 厚卷寸五分
水掛高拾四石九斗	
国久下種中林中所免掛	長式間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高四寸 厚卷寸五分
水掛高三石四斗	
今中種中林上所免掛	長卷丈
一梅樋壺ヶ所	横幅六寸 高五寸 厚卷寸五分
水掛高壹石八斗	
今中馬樋添前種中林中所免掛	長卷丈
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高四寸 厚卷寸五分
水掛高壹石壹斗	
西原種中林下所免掛	長卷丈
一松樋壺ヶ所	横幅七寸 高六寸 厚卷寸五分
水掛高拾五石也	
西原下種中林下所免掛	長卷丈
一松樋壺ヶ所	横幅七寸 高六寸 厚卷寸五分
水掛高七石六斗	
国久北樋下林中所免掛	長式間
一梅樋壺ヶ所	横幅六寸 高四寸 厚卷寸五分
水掛高七石貳斗	
龜ノ司樋下林中所免下所免掛	長式間
一梅樋壺ヶ所	横幅七寸 高四寸 厚卷寸五分
水掛高七石也	
三軒屋南樋下林上所免下所免掛	長式間
一松樋壺ヶ所	横幅六寸 高四寸 厚卷寸五分

水掛高五石也

浴槽下林下所免掛  
一櫛檻壺ヶ所  
長式間  
横幅七寸  
高六寸  
厚壱寸五分

水掛高拾九石式升

から内掛下林中所免掛  
一櫛檻壺ヶ所  
長卷丈  
横幅六寸  
高六寸  
厚壱寸五分

水掛高六石也

同所成亥檻下林下所免掛  
一櫛檻壺ヶ所  
長壱丈  
横幅六寸  
高六寸  
厚壱寸五分

水掛高三石也

同所東檻下林下所免掛  
一梅檻壺ヶ所  
長式間  
横幅六寸  
高六寸  
厚壱寸五分

水掛高九石五斗一也

水門之部  
一柿木股水門壺ヶ所 水掛高四石四斗四升  
一柱式本 長五尺 末口四寸  
一梁壺本 長五尺 末口四寸  
一敷居壺本長五尺 末口三寸  
一松板戸三枚長三尺 巾壺尺  
厚壱寸

〆

一柿木股下水門壺ヶ所 水掛高三石三斗六升  
一柱式本 長五尺 末口四寸  
一梁壺本 長五尺 末口四寸  
一敷居壺本 長四尺五寸末口式寸  
一松板戸三枚 長四尺 巾壺尺 厚壱寸

〆

下林下所免掛

一しゅうふ股下水門壺ヶ所

水掛高八石六斗三升

一柱式本 長四尺 末口三寸  
一梁壺本 長四尺 末口三寸  
一敷居壺本 長四尺五寸 末口式寸  
一松板戸三枚 長四尺 巾壺尺 厚壱寸

〆

一三昧元々北江井手水門壺ヶ所

水掛高五石式斗壺升

- 一柱武本 長武尺 末口三寸
- 一梁壱本 長武尺 末口三寸
- 一敷居壱本 長武尺 末口武寸
- 一松板戸三枚 長武尺 巾壱尺 厚壱寸

✓

下林下所掛  
一三昧元々北東井手水門壱ヶ所

- 水掛高三石七斗五合
- 一柱武本 長三尺 末口四寸
- 一梁壱本 長三尺 末口四寸
- 一敷居壱本 長三尺 末口武寸
- 一松板戸三枚 長三尺 巾武尺 厚壱寸

✓

一三ツ股水門壱ヶ所

- 水掛高七石八斗壱升
- 一柱武本 長六尺 末口五寸
- 一梁壱本 長五尺 末口六寸
- 一敷居壱本 長六尺 末口三寸
- 一松板戸三枚 長六尺巾 四尺 厚壱寸五步

## 第2節 高松平野の伝統的地下水灌漑システム「出水」—地域の産業遺跡・歴史的遺産—

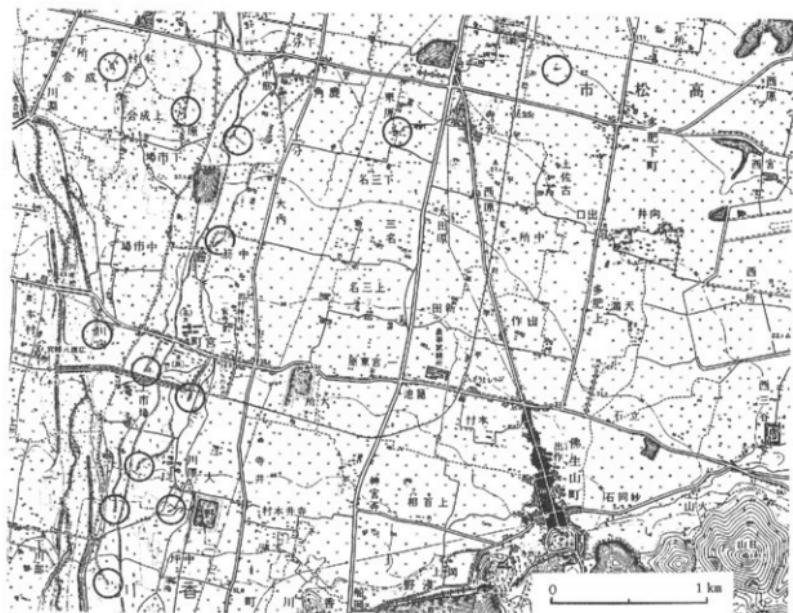
新 異 治

1 はじめに

高松平野・丸亀平野などから構成される讃岐平野は、一般には典型的な溜池主灌漑地域として知られているが、出水（下さい、でみず）とよばれるこの地域独特の泉や、井戸による地下水利用も活発である（位野木、1931；竹内、1941；山本、1983；新見、1995ほか）。旧版の1:25,000地形図「高松」図幅（1987年測図の縮図、1962年修正測量）においては、出水の存在が表現されている（第105図）。本報告では、高松平野の地下水環境と出水灌漑に関する地理学や水文学分野における先行研究の成果について概説的に報告するとともに、水田稲作の発展や農村生活に果たしてきた出水の役割を把握することにより、地域の産業遺跡・歴史的遺産としての側面についても考察したい。

## 2 高松平野の地下水環境と出水の水文学的特性

高松平野の地下水環境と出水については、東京教育大学地理学教室（1965）、高桑（1979）、農業用地下水研究グループ（1986）、新見（1989, 1990）などによる数多くの先行研究がある。ここでは、これらの研究成果を踏まえて、高松平野の地下水環境と出水の水文学的特性の概要を把握しておきたい。

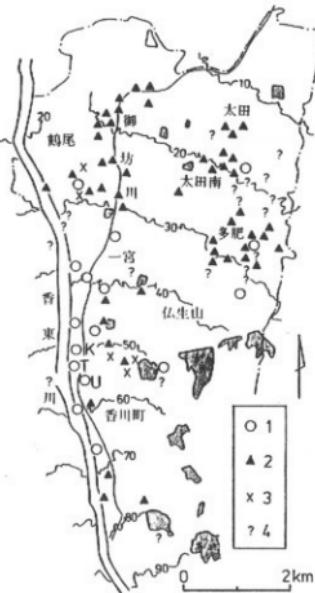


第105図 旧版:25,000地形図「高松」図幅（1987年測図の縮図、1962年修正測量）に見られる出水

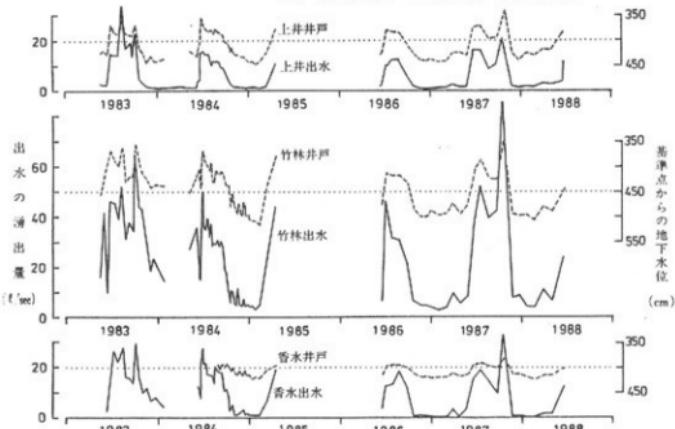
阿讚山地に水源を発する香東川は、香川町岩崎付近の海拔高度約100mを扇頂にして、北東方向に開いた扇状地を形成している。高松平野における最も有力な被圧帶水層は100~200mの厚さを持つ第三紀の三豊層群であり、不圧地下水は地表から10~20mの厚さの扇状地堆積層中に存在している。香東川の表流水は扇頂付近の井戸で取水され、また河道近くの地下水を伏没涵養するために、河床に連続した水流が見られないことが多い。高松平野における不圧地下水水面は、非灌漑期には扇央で地表面下4m程度、扇端では1~2mに位置しているが、灌漑期には水田からの浸透により地下水位は1~2mほど上昇し、扇央で地表面下2~3m、扇端では1m程度となる。

第106図に示すように、高松平野の出水の大半は香東川の右岸地域に分布しており、1980年代半ばに現地調査においては約90の出水の存在を確認した。香東川の現河道近くには非灌漑期にも湧出する不斷泉が多く存在していたが、御坊川沿岸をはじめ扇央から扇端にかけては灌漑期には湧出し非灌漑期には湧出を停止する一時泉がほとんどであった。しかし現在一時泉となっている出水からも、かつては年間を通して湧出し不断泉を形成していたといわれる。地下水水面が出水の湧出部よりも常に高位にあれば不断泉を形成するが、低位となる時期があれば湧出を停止し一時泉となる。

第107図は、1983~1988年にかけて継続的調査を実施した香川町大野付近にある3つの出水の湧出量と近傍の浅井戸の地下水位変化を表したものである。これらの出水はいずれも高松市



第106図 高松平野の出水分布(1980年代半ば;新見,1989)  
1:不斷泉 2:一時泉 3:埋立・枯渇 4:不明・測定不能  
ほか U:上井出水 T:竹林出水 K:古水出水



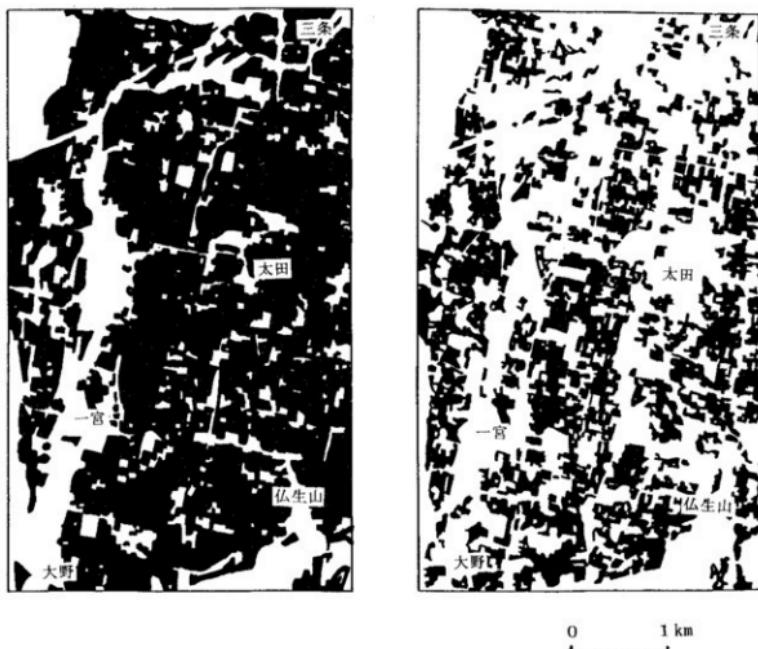
第107図 出水の湧出量と地下水位の変化(1983~1988;新見,1989)

実線は出水の湧出量(リットル/秒)、破線は地下水位(cm)を示す。

宮町付近の水田を灌漑する重要な水源である。その湧出量は近傍の井戸の水位変化に呼応して変化し、灌漑期に多く非灌漑期に少ない。大雨時にも地下水位が上昇し出水の湧出量が増大したが、香東川河道そばの出水においては香東川の流量変動の強い影響が認められた。これら3つの出水からの湧出量の合計は、灌漑期には50~60万m<sup>3</sup>と安定していたが、非灌漑期には20~70万m<sup>3</sup>と年によって大きく変化した。

1980年代半ばの出水調査においては、高松平野の南部地域に分布する出水からの湧出量の総計は、灌漑期には1,000万m<sup>3</sup>を下らないものと推定された。しかし、往時に比べて出水の湧出量は、灌漑期、非灌漑期を通じて減少傾向にあるとされており、その要因としては都市化に伴う農村の土地利用から都市的土地利用への変化、とりわけ水田面積の縮小に伴う地下水涵養量の減少が指摘される（新見、1991）。高松市の発展によって水田の宅地への転用が本格化する1960年頃以前には、出水からはより多量の湧出があったと考えられる。

第108図は、建設省国土地理院発行の1:25,000地形図「高松南部」図幅（1962年、1988年修正測量）を基図に作成した水田分布の変化を表したものである（1983年の図は省略）。対象地域内の水田面積率は、1962年の地図（左）では68%、1983年では45%、1988年（右）では39%と減少を続けており、これに対して宅地・道路などの不透水性地表が虫食い的に拡大している。高松平野の水文環境の保全を考えるにあたっては、水利用や水文環境の変化を規定する土地利用の動向に注意を払う必要がある。



第108図 高松平野南部地域の水田分布の変化(左：1962年、右：1988年の修正測量の1:25,000地形図から作成)

### 3 地下水利用システムとしての出水

#### (1) 出水の形態的特徴とその機能

出水は不圧地下水を集めし、下流の水田に送水するこの地域独特の灌漑システムであるが、これらは次のような形態的特徴を持っている（第109図）。

一般に、地下水位の深い扇頂や扇央に位置する出水は、深い溝状の湧出部（頭）を持ち、地下水位の浅い扇端にある出水は、広くて浅い池状の湧出部（壺、井坪）を有している。こうした形態的特徴を持つ出水の多くは自然の状態ではなく、小さな泉の周囲を掘り下げ、石垣や井桁で囲い、湧出部の崩壊や埋没を防ぐなど、きわめて人工的な施設となっている。さらに、湧出部を広く掘り下げ貯水量を増大したものも存在する。類似した取水施設に埋樋（うづめ）があり、これは河川の伏流水を集水暗渠を設けて取水するものである。こうした出水の機能と形態は、イランにおいてケイと呼ばれる地下集水明渠に酷似している。また、形態こそ異なるものの、乾燥地域のカナートやカレーズ、錦鹿平野や垂井盆地のマンボなどの集水暗渠と同一の集水・送水機能を有している。

いま一つ注目すべきことは、出水が限られた水資源をきわめて有效地に利用する再利用システムであるという点である。すなわち、水田への灌漑水は地下浸透して地下水を涵養するが、出水はこの涵養された地下水を再び集水し下流にある別の水田の灌漑水源とする水利施設ということである。もし出水の上流に位置する農地が水田でなく畠地であるならば、下流の水田で灌漑用水を必要とする時期にも顕著な地下水位の上昇はなく、従って出水の湧出量も著しく増加することはないであろう。このため、下流の水田に十分な灌漑用水を供給することはできないであろう。水田から涵養された地下水を有效地に再利用する機能を持つ水利施設としての出水の存在が、安定した生活系と生態系をその湧出部と下流の地域につくり出していると言ってよいであろう。

#### (2) 灌漑用水源としての出水

出水が江戸時代から、この地域の重要な灌漑用水源であったことは、既存の文献資料から知ることができる。たとえば、高松藩では18世紀半ばに各村にある出水について報告させたという記録があり、出水の掘削や出水のリストが記録された古文書もある。出水の利用と管理を巡っては、溜池の場合と同様に厳格な水利慣行が存在し、水利紛争も数多く発生している。

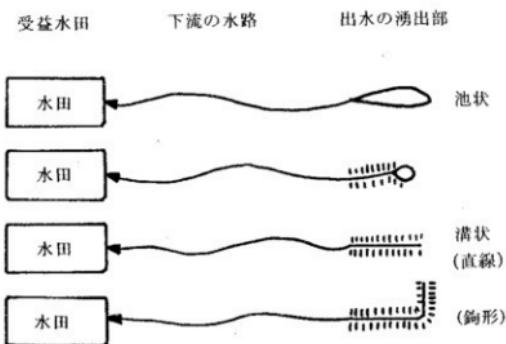
出水の湧出部や水路の浚いにあたっては、事前の連絡や当日の立ち会いのほか、人夫の数、使用する道具の種類、浚い方に至るまで細かな慣行が存在したが、干ばつ発生時などにおいてこれが遵守されない場合には争いとなり、裁判に持ち込まれることもあった。『多肥郷土史』（1981）や香川用水記念館の展示資料には、江戸時代だけでなく、明治・大正期の水利紛争に関する詳細な記録がある。また、『讃岐弘福寺領の調査－弘福寺領讃岐国山田郡田園調査報告書－』（高松市教育委員会、1992）において、木原は高松藩領平井出水の水論について古文書に基づく詳細な報告を行い、権藤は高松平野の水利慣行について聞き取り調査から詳細に報告するなかで出水の水利慣行や水論についても触れている。

#### (3) 地域用水としての出水

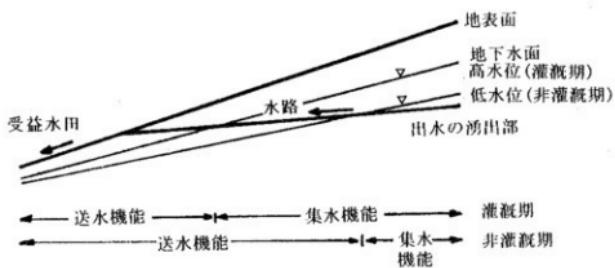
溜池と並ぶこの地域の重要な灌漑用水源である出水の湧出部や下流の水路には、多くの洗い場が設けられるなど、地域用水として生活・生産に幅広く利用されてきた。『円座村史』（高松市円座公民館、1957）には、明治年間には出水のあるところでは飲料水として利用していたとの記述がある。このように、出水は水田稲作の存立基盤であるとともに、農村の生活文化を支える重要な存在となっていた。

しかし、第二次世界大戦後の高松平野では、香東川上流での内場ダムの建設と内場用水の通水、香

(1) 出水の湧出部・水路と受益水田（平面図）



(2) 出水と周辺地下水との関係（断面図）



第109図 出水の水文学的模式図

(1)出水の湧出部・水路と受益水田 (2)出水と周辺地下水との関係

川用水の通水といった農業用水開発の進展とともに、住宅地の無秩序な拡大と水田の減少、上水道の普及、河川砂利の採取や河道改修などもあって、出水を取り巻く地域環境は大きく変化した。こうした変化によって、出水の湧出状況だけでなく、出水と地域社会との関係も大きく変化した。

1984年には、出水利用の現状と変化を把握するために自治会を対象に郵送によるアンケート調査を実施し、約60%に相当する227の自治会から回答を得た（新見・原田、1985）。132の農業集落のうち、かつて水田灌漑に出水を利用していたのは91集落で、調査時も利用していたのは49集落であった。一方、生活面での出水の利用は、過去には74集落で、調査時にも42集落を数えた。水質的にもすぐれた出水は、水道設置以前には飲食にも利用されていたが、当時では野菜や農具の泥落としに利用される程度であった（第37表）。こうした出水と生活の密接な関係については、『讃岐の水と暮らしを語るNo.1』に地域住民の回想文を掲載しているので参照されたい。

1980年代半ばの現地調査によれば、農業用水源として管理が行き届いている出水もあったが、多くの場合は管理の粗放化と施設の荒廃が見られた（第38表）。湧出部や下流の水路の崩壊や埋没、生活排水の流入やごみの投棄による水の汚濁、宅地・公園・道路用地としての埋め立てなどが各所に見られた。こうした出水の荒廃を眼前にして、著者は出水の環境資源的価値を再評価しその保全の必要性を指摘はしたもの、具体的な取り組みを展開するには至らなかった。

第37表 農業集落における出水の生活面での利用（1984年調査、132集落；新見、1989）

用 途	水道設置以前	1984年現在
飲食の水	4	0
食器を洗う	13	0
野菜の泥落とし	56	21
衣服の洗濯	35	5
風呂の水	10	2
庭にまく	26	16
道具の泥落とし	52	33
防火用水	26	16
宗教上の水	2	1
遊ぶところ	20	5

第38表 出水の管理と現状（1984年調査、227自治会；新見、1989）

湧出部の崩壊	26集落
水路の崩壊	8
汚水の流入と水の汚染	62
ごみの投棄	16
草木の生い茂り	28
湧水の停止	50
子どもの遊び場	4
フェンス・立て札の設置	15
出水の埋め立て	24

#### 4 地域の産業遺跡・歴史的遺産としての出水とその保全

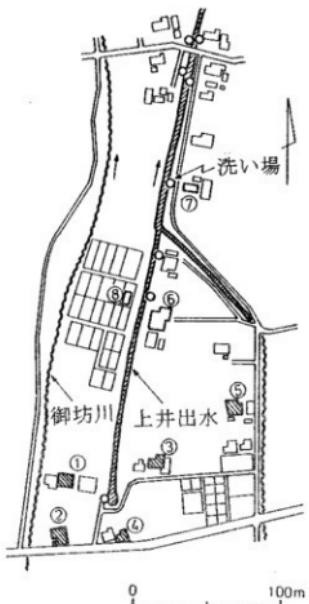
産業考古学は、産業遺跡・遺物の調査研究とその保存・記録を目的とする、比較的新しい学際研究である（黒岩・玉置、1978）。これは郷土の産業技術の発達・衰退過程を学ぶことにより、郷土文化を再発見しようとするものであり、研究の対象となるものは資源、材料、機械・道具、輸送、土木・建築、農・林・水産、軍事技術など極めて広範に及んでいる。また、民俗学においても伝統的技術に関わる研究の蓄積があり、水田灌漑に関連しては柵田、石積横穴、ガマ、まいまいす井戸、上総掘り、水車、踏車、風車などの水利技術・施設が扱われている（森ほか、1986）。高松平野の出水は灌漑用の水利施設にとどまらず、この地域の生活系や生態系を育む重要な存在であり、産業遺跡であるとともに地域の歴史的遺産でもあるといえよう。

このような視点を持ちながら、約10年ぶりに現地調査を行ってみたところ、この10年間に高松平野南部の農村景観と出水の状況には大きな変貌がみられた。1980年代半ばと同様な状態が維持される出水がある一方で、施設的に大きく改変された出水もみられた。1980年代の調査結果との比較を交えて、幾つかの出水についてその現状を報告することによって、荒廃する出水を地域の産業遺跡として、また歴史的遺産（文化財）として保全することの必要性を指摘したい。

##### (1) 上井出水（写真1、写真2）

上井出水は香東川川部橋の東300mに位置し、行寺池・辻堂池・内場用水・香川用水等をあわせて、高松市寺井町・一宮町・三名町・鹿角町の水田135haを灌漑している。1980年代半ばに継続的な調査を実施した出水の1つで、高松平野にある出水のなかでは比較的管理状態のよい不断泉である。出水の湧出部は周囲の土地よりも約4m低く、丸みを帯びた礫が丁寧に積み上げられて石垣がつくられている。石垣の幅は約4m、高さ1mで、円礫を用いてつくられた落ち着きのある構築物であり、南東隅からの湧出が多い。この湧出部から下流に向かって幅1.7mの水路が延びているが、水路のあちこちには洗い場が設けられている（第110図）。

上井出水の湧出部近くの家に水道が設置されたのは香川用水通水直後の1975年頃であるが、それ以前は井戸と出水を生活用水水源として利用していた。第二次世界大戦以前、出水は洗濯、野菜・農具の泥落としのほか、飲食、米・食器洗い、風呂に、30軒程度が利用していたという。出水の水は生活に不可欠な存在であり、汚染の防止には細心の注意が払われていた。出水が使われなくなったのは1960年代半ば以降のことであり、住宅地化と家庭排水で水の汚染が進んだからであった。水道の設置により出水の地域用水としての存在はさらに失われた。とはいえ、1980年代半ばになんしても、近所の人たちが野菜洗いや洗濯物の濯ぎにやってきていた。また子どもたちもザリガニつりや水遊びに訪れて



第110図 上井出水の湧出部と生活用水の利用  
(1980年代半ば；新見・原田, 1985)

- ①～⑧：聞き取り調査を行った家庭
- ：洗い場の位置
- ①～⑥の家庭は、1984年当時も湧出部の洗い場を利用

いた。

1984年7月の豪雨で西側の石垣が崩壊し、コンクリートの側壁に改められた。円礫を積み重ねた従来の落ち着きはいくらか失われたものの、1998年12月の湧出量も以前と変わらない約3噸／秒であり、1980年代に比べて著しく荒廃したという感じはなかった。

#### (2) 竹林出水（写真3、写真4）

竹林出水も継続的調査を行った出水である。この出水は川部橋下流約300mの香東川東側の堤防の外に連なる林のなかにあるために、一般の人はその存在に気がつかない。湧出地点は堤防より約6m低く、円礫を積んだ石垣の幅は5m、高さは2mである。香東川の流量変動に敏感に応答して、湧出量も変動する。1980年代半ばの灌漑期には、30~40噸／秒の湧出量を持つ規模の大きな出水であった。非灌漑期においては湧出量は5~20噸／秒であったが、1998年12月に行った2回の調査では20~30噸／秒の湧出が見られ、水量的にも大きく減少したという感じはなかった。この出水は今も一宮付近の水田を灌漑する重要な水源であり、下流の水路では整備改良が進んでいる。湧出部にはあまり手が加えられていないが、荒廃しているという感じはしない。

#### (3) 古水出水（写真5～写真10）

古水出水もかつて継続的調査を行った出水であり、竹林出水の北北東300mの林のなかにある（香水出水と呼ぶ地元の人もいる）。出水の湧出部（頭）は約4m低く円礫がきれいに積まれ、幅2m、高さ1.2mの石積み水路が下流に続いている。この水路は30mあたりから道路の下をくぐる暗渠（トンネル）となっていた。湧出部の最上流地点から東側に集水暗渠が伸びており、他の出水には見られない特色を有していた。一方、民家から続く石段を下ると暗渠の開口部には洗い場があり、かつては飲食に、当時は洗濯等に利用されていた。1980年代半ばにも管理が行き届いているという感じはしなかったが、荒廃したという状況でもなかった。いずれにしろ、この出水は高松平野の出水としては極めて形態的興味深い存在であった。

しかし10年を経て、古水出水の様相は一変した。1990年代に入り改修工事のために、まず湧出部の林が切り払われ、ここに集水管が埋設され平坦な土地となり往時の姿は失われた。さらに林はすべて伐採され、暗渠開口部から続いている下流水路にも管が埋設されるに至り、1998年12月現在ではこの辺りに古水出水が存在することを物語る痕跡はない。高松平野の出水のなかでも、極めて特異な形態的特徴を有していた出水だけに、その消滅が悔やまれた。

#### (4) 下井出水（写真11、写真12）

一宮駅の南約1kmの水田地帯に位置し、水田面から出水の水面までの深さ3~4mの池状の湧出部を持った出水である。非灌漑期にも少量の湧出がある不断泉である。1980年半ばにはこわれた三輪車が放置されるなど管理状況は良くなく、この湧出部の水を利用する人はいなかった。その後の荒廃が心配されたが、1998年7月の調査時には憩いのためにベンチが設けられるなど、むしろ水辺として保全しようという姿勢がうかがえた。この下井出水あたりから、池状の湧出部を持った出水が出現するようになり、海拔高度の低い地域ではこうした形態の出水が一般的になっていく。

#### (5) その他の出水（写真13～写真16）

一宮町田村神社の東にある袂井（たもとい）出水は、灌漑期には湧出するが非灌漑期には湧出を停止する一時泉である（写真13）。出水の湧出部は幅6m、長さ10mの矩形の浅い池であり、その底は周囲の田面から1m低い程度である。現在、湧出部には地元の一宮郷土振興会によって標柱が立てられ、地域のシンボルとしての存在をアピールしている。

袂井出水の北方にある墓井出水は、非灌漑期にも湧出が見られる不断泉である（写真14）。周辺で

は宅地化がいっそう進み、相変わらず廃棄物が捨てられ排水が流入しており、荒廃した状況に変わりはなかった。

六条井出水は、池状の湧出部を持つ了一時泉である。1980年代の調査時には、灌漑期には田面から水面までの深さは4~5mで、水草に覆われた池にはカモやアヒルが泳いでいた。今回の非灌漑期の調査時には一部に湛水があるものの湧出はなかった。東側の斜面はコンクリートの壁に改修され、往時のどかな雰囲気は感じられなかった。

一宮駅北西の香東川右岸堤防脇に位置する上所井出水は、地表から出水の湧出部までの深さが6~7mにもなる大規模な出水である（写真15、写真16）。湧出部付近には独立住宅が建ち並び、下流の水路の一部は崩壊したり、ごみの投棄もみられる。湧出量については、1986年8月には竹林出水と同規模の約40‰/秒、12月に約8‰/秒であったが、1998年12月の調査でも約10‰/秒の湧出があった。出水の荒廃は進んだように感じたが、水質的には良好でお健在というところであった。

## 5 おわりに

高松市の郊外農村における都市化は、農村的景観のなかに虫食い的に無秩序ともいえる状態で都市的要素が増え、ついには農村的要素を飲み込んでしまうようなかたちで進展した。こうしたなか、現在でも重要な灌漑用水源である溜池については、その破損、決壊などによる災害を未然に防止することを目的として、香川県では先駆的な「ため池の保全に関する条例」（1966年）を定め、老朽溜池の改修を進めるほか、環境要素・景観要素としての溜池という視点を踏まえて各種の親水事業を展開している。

一方、ここで報告した出水については、急激な土地利用変化と内場用水や香川用水の導入による灌漑水利事情の改善もあって、その存在すら忘れ去られようとしている現実がある。しかし、高松南高等学校地学部（1993）では、高松平野にある出水について悉皆調査を行い、その現状を詳細に報告している。次代を担う若い世代のこうした地道な研究の取り組みに注目したい。

最後に、讃岐平野の農村景観を構成し形成してきた出水とこれを取り巻く地下水環境の変化を、長期的な視野から土地利用の変化と関係づけて整理しておきたい。

人間活動に伴う水循環・水収支の変化は土地利用を媒介としており、人間活動を農業段階にまで遡って捉えてみると、工業化・都市化以前の水文環境は農業化の進展によってつくり出されたものといえる。農業化・工業化・都市化の過程において出水を取り巻く水循環・地下水環境が変化した様子は、次の第39表のように取りまとめることができる。

第39表 人間活動と出水を取り巻く水循環系・地下水環境の変化

人間活動の特色	土地利用の特色	水循環系・地下水環境の特色
開発前段階	自然植生	自然の状態
農業社会の進展	農業的土地利用の拡大 「水田面積の拡大」	灌漑用水需要と開発 水田灌漑による地下水の涵養 地下水位の上昇と出水湧出量の増大
工業・都市社会の進展	工業的・都市的土地利用の拡大 「水田面積の縮小」	工業・都市用水需要と開発 地下水揚水量の増大 地下水涵養の減少 出水の一時泉化・枯渇、荒廃

都市化が顕著となった最近30～40年間を除けば、人々は自然植生に覆われた土地を改変し、専ら水田をつくり出してきた。農業による自然の開発という過程のなかで、水を貯えた水田は地下水を養い、これが出水の源となりその下流域に生態系や生活系を育んできた。そして、近年の水田の急激な減少は地下水資源の減少を招き、環境の破壊として人々に認識されるようになってきた。

こうした土地と人間の歴史を踏まえて、農業生産と農村生活に生かされ、そして地域のシンボルとしても親しまれてきた出水を産業遺跡、さらには歴史的遺産として再評価し、その保全に努めることは、良好な地域環境を創造するという今日の課題にとってもきわめて重要であると考える。

#### 高松平野の出水に関する文献（地理学・水文学分野を中心に）

- 一宮村史編集委員会（1965）：『一宮村史』 533p.
- 糸山東（1970）：香川県内河川の水質検査（第6報）－大野附近の出水水質－。香川大学教育学部研究報告第II部, №189, 1～7.
- 位野木寿一（1931）：丸亀平野における灌漑の地理学的研究。大塚地理学会論文集, №5, 143～190.
- 川田えり子（1976）：『高松平野における農業水利の変遷』。香川大学教育学部卒業論文, 43p.
- 木原溥幸（1992）：高松藩領平井出水の水論について。『讃岐弘福寺領の調査－弘福寺領讃岐国山田郡田岡調査報告書－』 高松市教育委員会, 383～402.
- 栗原権四郎（1986）：四国地方の地下水－高松平野－。『日本の地下水』 地球社, 652～656.
- 黒岩俊郎・玉置正美（1978）：『産業考古学入門』 東洋経済新報社, 255p.
- 権藤典明（1992）：高松平野の水利慣行。『讃岐弘福寺領の調査－弘福寺領讃岐国山田郡田岡調査報告書－』 高松市教育委員会, 403～437.
- 四国新聞社（1975）：『讃岐のため池』 美巧社, 533p.
- 新見 治（1989）：泉と地下水。地学雑誌, 98(2), 111～127.
- 新見 治（1990）：高松平野の水文環境。『高松水道史』 高松市水道局, 19～30.
- 新見 治（1991）：地域環境の変化が地下水収支に及ぼす影響。『瀬戸内圏の自然環境動態に関する調査研究』 香川大学教育学部, 21～35.
- 新見 治（1994）：『讃岐の水と暮らしを語る№1』 香川大学教育学部地理学教室, 33p.
- 新見 治（1995）：乏しい水を活かす－備讃地域の水事情。『日本の自然 地域編－中国四国』 岩波書店, 131～143.
- 新見 治・田岡直樹（1984）：香東川中流右岸地域の地下水と出水。香川大学教育学部研究報告第I部, №62, 87～124.
- 新見 治・原田真智子（1985）：高松平野における地下水利用の一形態「出水」。ハイドロロジー（日本水文科学会誌）, 15(2), 95～104.
- 新見 治・西村和浩（1986）：香東川中流右岸地域の出水の湧出特性と湧出機構。香川大学教育学部研究報告第I部, №66, 113～130.
- 高家和彦（1979）：香川町の水利。香川大学教育学部地理学研究, №28, 25～33.
- 高桑 亂（1979）：高松平野の地下水と地盤沈下。香川大学教育学部研究報告第I部, №47, 191～227.
- 高桑 亂（1980）：香川県中部における降水の流出量と貯水量に関する研究。香川大学一般教育研究, №18, 15～22.
- 高橋 学（1992）：高松平野の地形環境。『讃岐弘福寺領の調査－弘福寺領讃岐国山田郡田岡調査報

- 告書－』 高松市教育委員会, 149～192.
- 高松市円座公民館(1957)：『円座村史』 605p.
- 高松南高等学校地学部(1993)：高松平野における出水の水理地質環境、地学研究報告, №6, 59～87.
- 竹内常行(1941)：香川県における灌漑状況の地理学的研究(1)(2). 地理学評論, 17(11), 891～915；17(12), 1003～1027.
- 多肥郷土史編集委員会(1981)：『多肥郷土史(前編)』 645p.
- 東京教育大学地理学教室(1965)：『高松平野および綾川流域における水の賦存量に関する地理学的研究』 229p.
- 農業用地下水研究グループ(1986)：『日本の地下水』 地球社, 1043p.
- 森 浩一ほか(1986)：『技術と民俗(下)－都市・町・村の生活技術誌－』(日本民俗文化体系第14巻) 小学館, 718p.
- 山本莊毅(1983)：『新版地下水調査法』 古今書院, 490p.



写真1 上井出水の湧出部（1984年10月撮影）



写真2 上井出水の湧出部（1998年12月撮影）



写真3 竹林出水の湧出部（1998年12月撮影）



写真4 竹林出水下流の水路（1998年12月撮影）



写真5 古水出水の遠景（1984年撮影）



写真6 古水出水の石積みの湧出部（1985年3月撮影）



写真7 暗渠の途中に設けられた洗い場（1984年10月撮影）



写真8 林が伐採されたあとの古水出水の遠景（1998年12月撮影）



写真9 暗渠化された古水出水（1998年12月撮影）



写真10 古水出水の暗渠開口部（1998年12月撮影）



写真11 池状の湧出部を持つ下井出水①（1998年7月撮影）



写真12 池状の湧出部を持つ下井出水②（1998年7月撮影）



写真13 標柱のたてられた袂井出水（1998年12月撮影）



写真14 排水が流入する袂井出水（1998年12月撮影）



写真15 荒廃する上所井出水の湧出部（1998年12月撮影）



写真16 水量豊かな上所井出水の水路（1998年12月撮影）

## 第4章 高松平野の民俗

### 第1節 高松平野東部の墓地と火葬場の変化

稻田道彦

#### 1はじめに

高松平野東部の墓地と火葬場を考察するにあたり、最初に高松平野の墓地の分布図(図112・113)を作成した。高松市が発行した5,000分の1の地形図で墓地の記号で表現されている場所を抜き出し、それを25,000分の1地形図に記入するという方法で作成した。一部分、手元にある高松市の住宅地図を用い墓地の場所を補った。5,000分の1の地形図の製作年は1979(昭和54)年3月に空中写真撮影をし、同年の現地調査を経て、1988(昭和63)年の修正測量を経て製作されたものである。今から約10年前の墓地分布である。25,000分の1地形図は高松北部が1994(平成6)年、高松南部が1998(平成10)年に部分測量されて作成された地形図である。

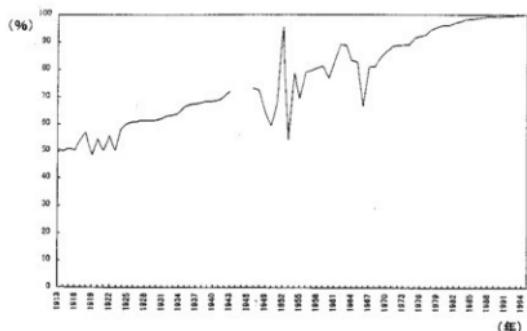
この図を観察し、筆者がこれまで日本の各地と高松平野で墓地を観察した経験から以下の仮説を考えた。

①高松平野では多くの墓地が川のそばに見られるのではないか、立地の特徴として川のそばの立地条件が成立するとすれば、それには何らかの理由があるのか。

②高松平野では他地方と比べて早くから庶民の間の火葬が導入されていたと思われる。そのことが人々の葬儀の習俗や墓地の形態や運営などに変化や影響を与えてきたのかどうか。

③集落などの地域共同体によって墓地の運営や管理がなされてきたが、住民生活が都市的生活文化の影響を大きく受けることにより、墓地の管理運営にも生活文化として変化が現れているのだろうか。

以上の3点うち、①の論点は墓地の立地に関するアイデアである。多くの日本の墓地の立地条件は丘陵上や山麓部分の林地またはそれと隣接する場所にあると思われるが、高松平野はそれと違い、特に川のほとりに墓地が多いと思われる。このことが他都市の墓地と比べて高松平野の特徴ではないかと思われるがいかがであろう。②のアイデアは香川県の火葬率の変化を見ていると、県全体ではかなり早い時期から火葬率が高かったことに特徴がある(図111)。江戸時代から東讃が火葬であり、西讃が土葬が多く行われたということを聞く。そのような差があるとしたら、どこに原因があるのだろうか。高松平野で、火葬が人々の間に広まつていった過程にも興味がある。火葬を初期に普及させた理由に信仰の違いが挙げられる。東讃では浄土真宗の寺院が多くその檀家となる家庭が多いのに対し、西讃で



第111図 香川県の火葬率の変化



第112図 高松平野の墓地分布図（その1）





第113図 高松平野の墓地分布図（その2）



は真言宗寺院や天台宗、禅宗などが多く、東譜のように浄土真宗に特化するという状況とは違っている。浄土真宗では早くから火葬が奨励され、火葬による葬儀が一般的に行われた。歴史的な変容過程のもとに現在の高松平野の火葬が形成された。高松平野の墓地は火葬の文化と深く関わっていると考えている。③は葬儀の変化というよりも、近代化に伴う庶民の生活様式の変化に負うところによる論点である。高松平野に関わる固有の問題ではなく、日本の国の全般で起こっている現象の変化が高松平野ではどのように現れているのであろうかという関心からの問題意識である。

上に掲げた問題に対して、文化に関して高松平野に住む人々の集団の全体を包括する一般理論を求めるのであるが、それぞれの疑問に少しも例外のない一般的な解答を与えることは難しい。もし一般的の傾向があるとしても、あえてそれとは違う行為をとる人が存在する。意識や行動・認識のレベルでは個人による集団内での偏差が大きくて包括的な言明になじまない点も多々ある。ではこの問題にどういう答えを与えるのか。結果的には全体的な論を構築することを目指しているのであるが、ここでは実際の地域で、人々がどのような認識をし、それにはどう対処しているのかを知るという方法で臨もうとした。聞き取り調査によって、現地で多くの観察や質問を通じて、地元の人がどう考えるかを質問に対する答えとしようと考えている。

## 2 高松市の墓地の立地の問題

約10年前に、小豆島の海岸の砂浜にあった墓地の変化について調査したことがある(稻田1985)。少し説明がいるが、小豆島のいくつかの集落の墓制は、両墓制という墓地制度である。一人の死者に2種類の墓を設ける墓制である。一つは寺や庵などのそばに石塔墓地を設ける。そこには死者の遺体や遺骨は埋納しない。死者を埋葬するためには別の墓地がある。その墓地を民俗学では埋め墓と呼んでいる。この小豆島北岸の集落の埋め墓は多くが海岸にあった。この狭い埋葬用墓地に幾世代もの多くの人が埋葬されてきた。時間がたって、埋葬跡が分からなくなる頃に次の死者に使用されるため、石塔等は設置されない。海岸の埋め墓は大きく育った松並木の下で、遠くまで続く砂浜の一画で、広々とした海が臨める景色のいい場所であった。小豆島が観光地として脚光を浴び、これらの場所が海水浴場となり観光客がやってくるようになった。その頃にこの海岸の埋葬墓地は次々に、集落の背後にある山麓に移転がなされていた。なぜこんな海岸の松原の下が墓地になったのかという私の質問に、海上の彼方にある他界に行きやすいためとか、土地利用の仕方としてここが一番経済的に使われない場所であったからという答えに混じって、次のように答えた人がいた。台風などの高波が海岸の墓地の土砂をさらうと、ついでに砂の下にいる埋葬者をさらっていく。後には新しい砂の更地が残る。そうするとその場所にさらに新しい人を埋めることができる。大体20年に一度くらいできれいになつたと言われた。墓地が死者祭祀のための土地という宗教的な観点とは別に、葬法についてこんな現実的な解釈があるのかと驚いたことがある。高松市の河川のそばの墓地を見ていて、この論点の延長上の解釈が成り立つのかもしれないと思った。川のそばの墓地は洪水で墓地を更地にしてくれる可能性があるのであろうか。

確かに地図上では河川の記号でないところも、現地に行くと墓地のそばを農業用水が流れおり、地図に表現された川のそばの墓地の数以上に川のそばに墓地が立地するという現象があるように観察できる。

川のそばに墓地がある事について、なぜそうなったのかということを、墓地のそばにいる人に聞いた。洲端の集落で得た一つの答えは川のそばに、墓地が成立した頃には人家がなかったからであるという理由であった。墓地は迷惑施設であるから、人家から遠ざけて造ったという。日常生活の活動範



第114図 洲端墓地

詰田川の堤防の上に道路と並んで一列に墓地が造られている。

囲の外の場所に墓地を造ったという。墓地のどういう点が迷惑施設なのだろうか。死者がいること、その死者が妖怪やお化けという非日常の恐ろしい存在としての死者の靈魂觀からであろうか。古老でも若い働き盛りの時分に、たくさん松の茂る春日川の堤防の上の墓地のそばの道を通るときは恐ろしかったという感想を春日川河口の高須集落でもらす人がいた。確かに少し前時代の日本人は今以上に超自然物の存在を身近に感じて

いて、デモニッシュな存在に恐ろしいエネルギーを感じたようである。死を不淨であるとする日本人の意識が過去には強かったことから、このような墓地への評価があったのかも知れない。

墓地が迷惑施設であるという別の理由に、日常の生活では見たり体験したくない、死体、遺骨、火葬の蛋白質が焼ける臭い、などを遠ざけておきたいという願いの故だという。確かに高松平野ではこういう庶民意識が存在したのかもしれないが、墓や埋葬地が民家と軒を連ねている地域が存在する。香川県内でも島嶼部、漁村、一部の市街地ではこういう状況を目にすることがある。これらを考えると一般的に日本人に死者忌避という論理だけが働いていたとも思えない。しかも死を日常生活から全く排除して生活を成り立たせるができるようになったのは、自宅で死を看取らなくなり公共の墓地や火葬場が完備される、物的・社会的に生活が豊かになった現代になってからであり、この心性は現代人の人の死をタブーとして扱うという、現代人に特有の価値観であることとも重なっているのかも知れない。

山間地であれば、山林という、土地利用の点で農業生産性の低い土地があり、そこに墓地が造られることが多い。しかし高松平野では、ほとんどの土地が平坦地で水田に適地という環境で、どこに非農業生産的な地目を身近に配置するかというときに、川のそばの土地に配置したのではないかという推測は妥当であると思える。高松平野では近代に役耕のための家畜を飼わなかった。徳島県の山間地から、春と秋の耕起や運搬に動物が必要なときに借りてくるシステムを確立していた。それは平野で、農業生産に適した土地ばかりなので、採草地を設ける土地的な余裕がなかったからという理由で説明されている。もし庶民レベルまでそういう土地経済的な見方が貫徹していたのなら、川の堤防のそばの墓地はその立地を説明する一つに理由になるのかも知れない。

川のそばの墓地を設置する理由として、火葬とも関係する。次章に後述するように近代的な火葬場ができる以前の火葬の過程で水路の水が必要であった、という理由が成り立つからである。それは火葬の過程で被せるムシロを水で濡らすという過程が必要であり、また火葬骨を含む骨灰の処理に水のそばにあることが有利であったという理由からである。

洪水によって墓地が流され、さらに埋葬をやりやすくするのではないかという筆者の想像をもとに、幾つかの場所でその可能性を聞いてみたが、それに賛同する考えには出会わなかった。

なぜ川のそばに多いのかという理由をめぐって、広い平坦地であるという自然条件の高松平野の中

人々が生活を展開させ、その生活空間の中でどこに墓地を設定したのかという問題と重なってくる。墓地をどういう価値を持つ場所として規定したのであろうか？肉親が眠る尊く神聖な場所、いや逆に触れるのもいやな忌避されるべき場所なのか？多分歴史的にはその両者の価値観の間を揺れ動いたのであろう。また人の感性などの文化的な価値観とは離れて経済的な価値観からその立地が説明されるべきであろうか。経済的な観点からの説明に対し、現代人はより多くの納得を与えるであろうが、この観点からのみの説明では過去の立地の要因の重要な点を見過ごしてしまう可能性がありそうである。

### 3 高松市の火葬場の変化

高松市も江戸時代・明治時代・大正時代と市民の間では土葬が主体であったという（新修高松市史Ⅲ、610p）説明がある。しかしこの新修高松市史Ⅲの説明とは違って、野焼きの形式の簡単な火葬の方法が庶民の間に広まっていたのではないかと想像する。現時点では統計などの確かなその証拠があるわけではないが、同書では、土葬に代わって、伝染病を防疫する衛生思想から火葬場が設立されたと述べられている。そして肉親に火をかけて火葬するというむごいことがなかなかできなかつたとも述べている。

文献で高松の火葬場の歴史について考えてみると、土を掘って石を塗りた簡易な露天で行う火葬場が萬日墓地や楠川墓地にあり、明治の末頃までは行われたという（高松百年史、下巻550p）。1913（大正2）年に各宗連合報國協会という宗教団体が石炭で火葬する屋根付き火葬場を楠川墓地に建設し、私営の斎場を営業した。昭和時代になると、全国的に公営の火葬場設置の要望が高まり、高松市もいくつかの場所で公営火葬場の設立を計画したが、建設地の選択をめぐって住民等の反対などがあり、紆余曲折を経て、沖松島の市有地に1936（昭和11）年に火葬場（福岡斎場）を建設した。その火葬場は重油や薪炭が燃料であった。そして1947（昭和22）年に寝棺用電気炉2基を設置するなど設備の改善を行ってきた。しかし、火葬場が老朽化し、高松市は住民との移設の約束があり、新築移転の場所を物色したが、他の場所が得られず、同地での再建築にも住民の賛同が得られなかった。最終的に高松市は斎場の東200メートルの場所での新築を計画した。この案にも付近の住民の賛同はなく、市長との覚え書きをめぐって反対の立場で訴訟にまで発展した。

高松地方裁判所で住民の訴えが棄却された結果、新築移転がなり、1992（平成4）年火葬場を主要施設とする高松斎場公園が運用開始した。新しい斎場では都市ガスを燃料とし、一日に30体



第115図 高松市斎場公園

煙突がなくて火葬場らしく見えない建物となっている。

の火葬を10基の火葬炉により行うことができるようになり、現在は当所で高松市民の死者の大多数の火葬が行われている。

高松斎場公園の他に高松市が周辺町村と合併することにより周辺町村が持っていた火葬場が高松市営となつた。厚生省生活衛生局企画課の調査した高松市が設置主体である火葬場としては、前述の高

松市斎場公園の他に、山田斎場(川島東町)，女木東浦火葬場(女木町)，男木簡易火葬場(男木町)，高橋三昧火葬場(御厨町)，西山三昧火葬場(御厨町)，原瀬祭祭場(川部町)，川部葬祭場(川部町)，東川部火葬場(川部町)，諫訪一丁地五地区火葬場(川部町)があげられている。これらの火葬場の炉の数は山田斎場を除いて一基であり，燃料は灯油か重油である。現在では高松市民の大多数はこれらの火葬場で火葬にされている。

今回、いくつかの高松市内の墓地をめぐっていて、殆どの墓地の中に以前には火葬をしていた場所があることがわかった。それは墓地内の小さな穴である。もう現在では痕跡すら残っていないことも多いが、以前の火葬の話を聞いていてうちの墓地にもあったということを教えてくれる。これらの地域の火葬場を用いる火葬は多くが沖松島(福岡町)に設置された高松市斎場にその火葬を引き継ぐ形でその火葬の執行を停止したようである。

これらの単純なやり方の火葬の形態は、いわゆる野焼きと呼ばれる火葬の执行方法である。高松地方で行われた野焼きによる火葬はどのような方法であったのだろうか。その方法の代表的な例として洲端墓地で伺った話を記す。今から4、50年前の昭和初期の火葬の方法である。現在の地蔵の像がある

場所が当時の火葬場であった。そこには短径と長径が1.5メートルと2メートルの楕円形で深さ1メートル余りの穴が掘ってあった。穴の周囲は切石を積み上げるようなきつちり造った石壁ではなく、自然石のゴロ石を積み上げたような石積みであった。ただこの穴が火葬場の施設であった。穴の底は土のたたきで平らにしてあり、その上に2列に石を並べてあつた。この上に棺を置くが、この2列の石が棺の傾きを可能にし、また穴の中の空気の流通のための役割をしていた。用いる棺は座棺で、多くが桶の形の棺桶を用いた。現在春日町に住んでいるが出身地の志度地方の風習として、棺桶の中の一枚の板にはオウチ(栴檀)の木の板を用いる習慣があったともいう。栴檀の木は高松の墓地の中心に植えられ大木となっている姿をよく見る。死者は膝を抱えるように身体を折り曲げて桶の中に納められる。焼いている途中で死者的体内の水分が膨張して、人体を



第116図 乾墓地（木太町9区）  
墓地の中央に栴檀の木が植えられている。



第117図 乾墓地の火葬場跡  
現在、花ガラ等の焼却場となっている場所がもとの火葬場跡。

動かし桶や穴から転げ出たり、立ち上がったりすることもあったようである。これを防止するために棺を上向きに据えないで、棺の中に死者を座らせたまま、棺桶を寝かせて死者の額が地面に着くような角度になるように、地面に対して桶の位置を決めるという。胴や下肢が重いので、仮に膨脹しても立ち上がらないようにという配慮からである。穴の底に薪を3束敷いた上に棺を据え、棺と穴の石壁の間に薪を2束分詰める。その穴の間に隙間ができないように稻藁の小束を足で踏み込んで詰める。これは力を込めて踏み込んだそうだ。稻藁は人が一抱える束を4つ分集めたものが大束で、これを3つほど使った。棺の上にも稻藁を覆せ、その上に水で濡らした稻ムシロを2枚懸けた。火が燃え上がらないで、ムシロの中に熱が籠るように焼く。火葬は夕方始まる。焼き番という火葬が割り当てられた集落の当番が燃料の端に火をつける。焼き番は穴の中で火が回り、棺に火がかかり、パンと棺桶を締めているタガがはじける音を聞くまでは火葬についていて、その後自宅へと帰った。これは、死体が半焼けの状態で終わってしまうと、それ以上焼くことが困難になり、処置に苦慮することになる。このタガがはじける音が棺にまで火が回り、順調に火葬が進行していることを知らせる役割を果たした。夜にも1・2度火葬の進行を確認に来ることもあったが、ここまで無事に進行するとだいたい順調に進行することを経験的に知っていた。翌日収骨をする。骨壺に骨を納める。特にムナボトケさんという骨を大切に考えた。

火葬もムナボトケが残るような焼き方が望ましいと思われていた。収骨を終えた後には、骨壺に入りきらなかった骨やその破片が混じった灰や炭が残る。洲端ではこれを火葬の穴のそばに置いておいたようである。当時死者の残した金歯の金を回収する仕事をする人がいたようで、その骨灰をケンド(当地の篩の別称)で篩っている姿を何度か目にしたことがあるというので、どうも骨灰を他の場所に持っていく、積極的に捨てはしなかつ



第118図 林町下所の墓地

高松自動車道インターのため移転直前である。墓地の手前の草地が、火葬をしていた場所。草地の両側を農業用水が流れている。

たようである。またすこし南の集落の林町の下下所の墓地では火葬後、不要の骨の混じった灰を墓地の横を流れる用水に流したという回想を聞いた。洲端の例も消極的ながら、骨灰はその後の雨などで川に流れていって、いつの間にか眼前から姿を消すことを願っていたと推測される。高松市の隣の三木町の山間部の集落で火葬の後不要の骨と灰を近くの雑木林の中に捨てる習慣があったという話を採取したことがある。火葬の方法に関わって水が一定の役割を果たしたからである。

火葬の穴の壁が石組ではなくレンガで積み上げてあつたり(高松市今村)，陶製の大きな瓶を穴に埋め込んであつたり(どこで聞いたのか場所が不明)する地区もあったようである。たいていの墓地にはこういう火葬のための穴があったと言う人に出会った。明治時代に使用をやめたり、戦争前までここで火葬をやつた事を知っているという人に出会った。高松市で明治時代には多くの人が土葬であったという新修高松市史図の記述に対して、漠然とした疑問を感じる点である。一つの事例とした洲端の火葬場はすぐ近くの沖松島に市営火葬場ができたことにより、そちらで火葬を行うようになった。し



第119図 火葬場  
現在では使われていない火葬場。春日川河口（木太町7区）。

かし自分たちで火葬をする方が経費がかからないということにより、その後も2度ばかりここで火葬をしている事例に遭遇したという。しかしそれで自分たちで火葬をしなくなり、火葬の穴が埋められ、その上に地蔵の像が安置され現在では火葬場であったという痕跡も残っていない。私が訪れた高松市内のどの墓地にも当時の火葬場の穴が残っている事例はもうなかった。

野焼きから市営火葬場を利用する形式に移行した集落とは別

に、この単純な穴が存在するだけの火葬場の施設を改善する目的で、穴の周囲に壁を造り屋根をかけたり、さらに火葬炉の中の通風をよくする目的で鉄格子の柵や風通しの通風口を炉内に造り、さらに薪を燃すための空間を設けた火葬炉から、重油や灯油の発火装置を備えた炉に改良した集落もある。今回の調査した範囲では、現在ではこれらの火葬炉が全く使用されないで残されている姿にも接した。ほぼ全域で市営斎場公園を中心的に利用しており、この改良型の地区営火葬場の使用期間は短かったようである。

#### 4 高松市の都市化に伴い、墓地をめぐって地域共同体の変質

多くの高松市の墓地は、その起源が江戸時代以前にさかのぼり、そして多くが地域の共同墓地に起源をもっていた。例外となるのは寺院の境内にあって、寺院が土地を所有したり、墓地管理を行っている墓地である。以前から集落共有の墓地では集落民が、地域に引き継がれてきた管理や使用のルールに従って、墓地を使用してきた。その使用形態は多くが入会地としての使用で、集落民は使用権を有していた。多くの墓地で土地の所有者は明確でなかったようである。地租改正や土地台帳の記載と、いう明治時代の土地からの税収を国家の収入とする方針への変換時に土地の村落共同体による所有が認められず、いくつかの方法で登記がなされた。しかし村持ちという本来の形式で登記がなされたり、財産区という組織が墓地を所有するという形式をとったところもある。また幾人かの集落の代表者の名前で登記した所もあった。そこでは土地所有は代表者の名前であるけど、使用は従来通り集落の入会で行われていた。もし墓地に課税という問題がおきた場合、庶民にはこの方が有利と考える理由もあったかもしれない。さらに共有地を地方公共団体に所有権を移し、慣習的に住民は従来通り使用権のみ持つという形態もあった。江戸時代から続く、大多数の高松市民のための墓地の西宝寺下の萬日墓地も市営墓地であった（新修高松市史 III 612p）。高松市の市営墓地は最初はこうした共同墓地を市が管理運営することになった。高松市は1916(大正5)年に宮脇村、1922(大正11)年に東浜村、栗林村と合併したため、それらの村営墓地も市営墓地とした。姥ヶ池墓地（宮脇村から）や、楠川、四本松、沖松島（以上東浜村から）、雲源寺、日の出、柳三昧（以上栗林村から）の墓地が加わり、八カ所の墓地となった。第二次世界大戦後の都市計画により萬日墓地が廃止され、紫雲山・峰山の山麓に移転した。これらの墓地を墓地使用希望者に1平方メートルあたり2,000円で貸し付けた（新修高松市史III 613p）。1967

(昭和42)年市有墓地は119カ所となっている(新修高松市史III613p)。その後の高松市はさらに三谷町に高松市平和墓地を建設して市民の墓地の需要に応えている。

どうも聞き取り調査をしていると墓地の所有をめぐっては、法律のレベルではなく、庶民の墓地所有や使用的観念では微妙な問題が生じている。原因の一つが、江戸時代は村の共同の土地として慣習的におこなわれてきた、墓地の使用として入会地のような共有での土地所有が、明治時代の地租改正に基づく土地登記において、村落名義での土地の登記が認められなかったことにある。多分登記という法律や帳簿上では明確な所有者が決められていたり、それぞれの土地に権利を主張できる人が決まっているのであろうが。以前の通り土地を、共有の入り会いの形式で使おうとすると、トラブルが生じことがある。元の共同墓地であった土地の所有者が誰になっているかという問題を離れて、地区で協議して、墓石や周辺の土地を整理改修して、希望者に区画した土地の使用権を有料で頒布したということは各地で行われている。また元は地域共同体の所有であったとして、従来通り使っていた土地が帳簿の上ではある寺院の所有地であり、寺を相続した若い住職と住民が墓地内の土地の使用をめぐって、トラブルとなり裁判にまで発展した墓地の例もあったと聞いた。都市内にある墓地の土地としての価値の高騰が、誰が所有しているのか明確にする事を要求するようになったのであろう。「墓地の用地が不足がちになり、かつ近代的な所有権の観念が普及し、個人の権利意識が強まり、埋葬方法としても火葬が普及して墓石を立てることも多くなってくると、各墓地使用権者の使用区画を自己

の専属的な権利とする意識が強くなり、実際にも利用区画を明確にするようになってきた。(茨城県弁護士会(1997)70p)」このような人々の風潮を反映して、明確な使用ルールを作り、誰の土地かまたは誰に使用権があるのかをはっきりさせるように墓地に対する意識が変質している。

さらに河川のほとりにある墓地は河川を管理している香川県とのトラブルになっている場所がある。春日川の河口の木太町



第120図 春日川河口墓地（木太町）にある立て札

の墓地には香川県による立て札が幾つも立てられている。それには新しい墓石の設置や墓地の拡幅を禁ずるというものである。地域にあってこの墓地の管理等を行なう人の話では、この墓地は多分江戸時代にさかのぼる昔から住民の墓地として使用してきたものである。他の川のそばの墓地は支障もなく今も使用されている。なぜ春日川河口のこの墓地だけ使用を制限しようとするのか香川県に問い合わせをしているがまだ答えをもらっていない状況だと言われた。香川県の意図を知らず、問題の所在が明確でない状態でのコメントはふさわしくないが、高松市に古くから川のそばの共同墓地を造る傾向があったとすると、このトラブルは他の墓地にも起こりうる問題である。

墓地は半永久的に保存される施設で一度建設すると、その後の変更の難しい施設である。祖先祭祀という感情を墓地に表出させると、墓地を移転したり改廃することは難しくなる。しかし幾つかの移転や改廃の事例に出会った。高松市民最大の墓地であった萬日墓地もすでに移転を終えている(稻田1995)。林町の長池の下にある長池墓地には、江戸時代からあった墓地に、戦時下の1944(昭和1

9)年に高松空港を急遽設置することになり、空港に接収される林地区の住民の墓地がこの墓地に移転になり、拡幅された。その時に墓地の改変を行い、戦没者と一般物故者とを分けた。その後1998(平成10)年に太田第二土地区画整理事業により低地の墓地750基と無縁墓石70基余を嵩上げし、移転整備した。また林町下下所の墓地は高速道路高松道のインターチェンジのための用地として代わりの土地が用意され移転寸前となっている。高松市内で明治大正の時代に付近の人の火葬をよく行ったという楠上の墓地は道路の下になつてもうすでに姿を消していた。松縄の墓地もレインボーロードを敷設するために移転された。現在でも、徐々に高松市内で墓地の改変が進んでいる。

従来の村落共同体の管理運営方式が、現代人の生活ぶりを反映して改変が進んでいる。さらに例えば散骨を希望する人のための墓地などのように、将来はまた新たな墓地の形式を生むことも予想される。

#### おわりに

墓地の立地という問題では、高松平野の自然条件が基礎的な条件として働いていると思われる。高松平野は扇状地と三角洲が接合した平野であり、起伏や勾配の少ない沖積性の平坦地である。水利さえ恵まれば殆どの土地が水田への適地である。こういう自然条件の中で、経済的に生産性の低い、しかし生活上必須な土地利用である墓地を生活空間の中のどこに置くか、という問題を高松市民の先人がどう考えてきたかという問題である。川のそばの墓地の立地は①人々の生活の本拠地を外れた場所を選択したから、②生産性の低い土地を墓地にした、③初期の火葬の方法の中に水を使う必要があり河川や農業用水のほとりに立地した、などの推測を得たが、まだ考察を続けなければならない。

高松平野では近代的設備を備えたな火葬場が成立する前から、人々が共同で行う形式の火葬が行なわれており、各墓地には穴を穿っただけの火葬場があった。しかし現在ではその遺構を見ることはほとんど不可能になっている。火葬した後に収骨されるが、収骨され残った火葬骨や灰の処理を巡ってはさらに地域の特色があるようと思われる。現在では地域共同体で行う火葬についてはその実態をよく知っている人が70歳代以上になろうとしている。彼らも実際に実行したという人は少ないようである。今のうちに高松市の庶民の火葬を調べておく必要があるようと思われる。

大きく変わったのは人々が墓地を共有する、共同で使用するという意識の変化である。民主主義の基礎原理の一つである個人で何でも意思決定するという意識が個人主義的な考え方を強固にした。個人の希望や意志の前で、共同で墓地を使用するための従来からの規則を遵守するということが困難な点がでてくるようになった。そのことが墓地のような、共有地を皆で有効に使うというスタイルから遠くなってしまった。少しでも自分が使える面積を大きくしたい、そのことは結局多数の人が使えなくなることなのだけど、今使わなくても将来を考えると自分の権限の及ぶ範囲を大きくとっておきたい。使える墓地を地価に換算して財産を持っていることと同義のように思える。買うとしたらいぐら掛かるよという言い方をよく聞いた。自分の使う範囲を境界線で区切りたい。その中で自分がどのように使おうと他人の干渉を受け入れない。しかし一方で、他人がどのような墓石を立てるかをとても気にしている。そこには密かな競争があって、ちょっといいなというアイデアはすぐ広まって、結局はよく似た形式の墓石が並ぶことになる。

墓石のスタイルとしても都市的なスタイルが徐々に広まっている。個人の為の墓石から夫婦のための墓石、そして一族の墓石という風に場所を節約するスタイルもしくは将来墓石を立てなくともすむというスタイルに変貌しつつある。免場と呼ばれる地域の単位(葬式組にあたる)や、同行という信仰組織などを通じて、集落の人に葬式の作業を担ってもらうやりかたから、多くの葬儀の運営と仕事を

葬儀社に頼んだり、または受け付けなどに会社の社員の手を借りる葬儀の形式が導入されつつある。従来の葬儀だけは何を置いても村の互助組織の独壇場であったのが少しづつ変化しつつある。

#### 参考文献

- 福田道彦(1985)：小豆島の墓制の最近の変化。香川大学教育学部研究報告 第Ⅰ部64号, 1-17.
- 福田道彦(1995)：墓地移転とその要因 一高松市の萬日墓地を事例にして一。香川大学編『生と死に関する総合的研究』, 平成6年度教育研究特別経費による報告書, 香川大学, 107-120.
- 茨城県弁護士会(1997)『墓地の法律と実務』, ぎょうせい, 374p.
- セイコー社(1978)『高松市住宅地図』, セイコー社.
- 高松市史編修室(1969)『新修高松市史 III』, 高松市役所, 710p.
- 高松百年史編集室(1989)『高松百年史 下巻』, 高松市, 900p.

## 第2節 ムラの空間構成：高松平野の民俗的ランドマーク調査

内田忠賢

### 1 はじめに

この報告は、高松平野のほぼ全域における、民俗的ランドマークに関する悉皆調査の記録である。最初に、調査の問題意識について略述しておきたい。

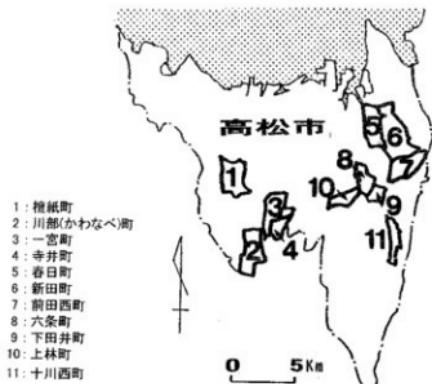
豊かな歴史を刻んできた高松平野の景観は、各地区的都市化、市街地化により、近年、大きく変貌している。マクロに見れば、この平野の伝統的な景観、特に条里地割や水路網、そして集落の散村形態が消滅しつつある。高松市近郊地域への市街地の拡大、とりわけ、琴平電鉄沿線や主要道路沿いの宅地化、ロードサイドショップ化により、あるいは農地の区画整理やバイパスの建設に伴い、農村景観が大きく変貌している。一方、ミクロに見れば、民間信仰の対象となった、散在する地神（じじん）塔、小祠、墓地など、民俗的ランドマークが消滅しつつある。これらの民俗的ランドマークは、地域や個人が熱心に維持しなければ、早晚、忘れ去られるナープな景観要素である。社会的な背景として、新住民の流入、旧住民の農業からの転業、あるいは祭祀を担った旧住民の高齢化、そして住民のライフスタイルの変化、などが想定できる。地域の人口は増えるものの、信仰を続け、祭祀を担う人々が減るにしたがい、地神塔なども消えゆくものと思われる。

本報告では、上記のミクロな視点から、調査を行った。今のうちに、地神塔、小祠、地蔵、墓地など、名もない歴史的文化財を記録しておきたいと考えたからである。そこで、踏査や聞き取りにより、現在（1990年代後半）の民俗的ランドマーク分布図（第122～130図）を作成した。また、本文では必要に応じ、聞き取り調査、観察調査による関連情報を記した。なお、ベースマップには、高松市発行1万分の1『高松市都市計画図』を用いた。

さて、上記のテーマに関連して、報告者はすでに、次の調査報告を公にした。第1期の讃岐国弘福寺領調査では、（a）高松平野中部の弘福寺領山田郡田園比定地域（太田地区）周辺を調査、報告した〔註1〕。第2期の讃岐国弘福寺領調査では、まず（b）高松平野南部の川島校区、次に（c）同平野西部の御井（みまや）町、中間（なかつま）町、西山崎町、岡本町、そして（d）同平野東部の亀田町、亀田南町、前田東町、を調査、報告した〔註2〕。本節での報告は、その継続分である。今回の報告を含め、これまで作業により、高松平野の農村地域の、民俗的ランドマークはかなりの範囲で記録できたと考えている。

本報告で調査対象とする地区は、高松平野西部、香東川西岸に位置する（1）横紙町、（2）川部（かわなべ）町、香東川東岸に位置する（3）一宮町、（4）寺井町、そして高松平野東部、春日川と新川に挟まれた（5）春日町、新川東岸の（6）新田町、（7）前田西町、春日川に沿う（8）六条町、（9）下田井町、高松平野南部の（10）上林町、（11）十川西町、である。それら調査地区の位置を第121図に示した。（1）～（4）は旧香川郡、（5）～（11）は旧山田郡に属する。なお、以上の地区的悉皆調査に際して、以下の調査員の協力を得た。上記の地区番号との対応で記せば、（1）森口裕子・馬場直明、（2）浮須真由美・中村実央、（3）濱中薰、（4）栗田文、（5）宮武知加、（6）綾野泰子、（7）佐藤寛子、（8）長尾朋子、（9）永井摩衣子、（10）森口裕子、（11）佐々木花江の諸氏である。報告者は、補足調査および報告書作成を担当した。文責は、報告者にある。

ここで、伝統的な社会的地区的呼称、免場（メンバ）について説明しておきたい。近世の讃岐において



第121図 調査地区

て、村（藩政村）の範囲内にある、貢租の単位地区を免と呼んだ。土地条件により租税を一部免除するという意味から、免という名称を使ったようである。近世末期の、地名史料『東讃郡村免名録』には、当時の免名が記録されている。そして、免の範囲に対応した社会集団（戸の集団）を、免場と呼んでいたようである。つまり、近世において、免は属地的な呼称であり、免場は属人的な呼称である。そして、免場は、村落の共同生活の単位だった。後に、免場は、地域の社会集団を指すとともに、彼らが住む領域も示すようになった。現在、免場という呼び方は、大まかな地区（集落）を指す場合が多い。そして、世代が下がるにつれて、免場という呼び方をしなくなっている。なお、大まかには大字=町=旧村（藩政村）である。

## 2 調査報告

以下、調査結果となる分布図を示し、特に記録したほうが良いと判断した情報を記しておく。

分布図中の記号は、■が「地神（塔）」、▲が「小祠」、△「地蔵」、□が「墓地」、\*が「塚」（丸石や五輪塔が供えられる土盛り）、★がその他（「不動」など）を示す。また、▲と□の記号には大小がある。それは、祭祀集団の規模に対応するようにした。大きな▲は地域で祀る小祠、小さな▲は個人宅で祀る小祠を意味する。地区の共同墓地の場合は大きな□を、数基だけの一族墓の場合は小さな□を示した。なお、各分布図中の数字は、本文の説明に用いるための便宜的な文化財番号（通し番号）である。

### a 高松平野西部（香東川西岸）

#### (1) 檜紙町（第122図）

分布図には、自治会の範囲を記入しておいた〔註3〕。

##### [地神：■]

石碑の形態が多い。なお、東讃（香川県東部）の地神の形態は、一般的に各側面に1神ずつの名前が刻まれる五角柱（地神塔）が少なくない。

5：半田公民館に隣接。半田免場の地神。「五大神」と刻まれた石碑。

9：大将軍（だいじょうご）免場の地神。「神櫻大御神」と刻まれた石碑。

10：紙瀧免場の地神。紙瀧神社の跡地と伝えられる。

20：地域の氏神、檜紙神社の境内にある。「中子氏西元」と刻まれた石碑。

28：下菜王寺免場の地神。「五大神」と刻まれた石碑。自治会の地区割では、「上菜王寺」の範囲に含まれる。

29：下村免場の地神。「神櫻大御神」と刻まれた石碑。通称「神木神社の地神さん」。大正の初め頃、大字ごとに小さな神社を統合する動きがあり、この地神も八幡神社に移されたが、下村に不幸が続い



第122図 植紙町

たため、戻した。社殿は、地区の集会場にある。

31：上薬王寺免場の地神。「地神宮」と記された石碑。王山薬王寺庵の敷地にある。この庵はかつて真言宗だったが、現在は浄土真宗。地神があるのは神仏混交の名残かもしれない。

35：森池免場の地神。「地神」と刻まれた石碑。

37：兀塚（はげつか）免場の地神。檀紙町で、唯一の地神塔（六角柱）。

38：西兀塚免場の地神。公民館の隣接。「地神社」と記された石碑。

#### 【小祠：▲】

伝承の内容だけでは、塚との区別が難しい。本報告では、外観で判断し、石祠はこちらに分類した。  
22：「夫婦塚」。源平合戦で亡くなった武者の墓とも言われる。

#### 【墓地：□】

古い共同墓地は、川沿いに多い。また一族墓には、墓碑の記載によれば、近世後半（文化・天保年間など）のものが少なくない。

23：紙漉自治会の共同墓地。墓地内の六地蔵（大正12年）には「檀紙村紙漉大將軍同行中」とあるので、かつては大將軍免場の墓地でもあったらしい。

#### 【塚：＊】

源平合戦や長宗我部軍との戦いで亡くなった人の墓と伝えられるものが多い。

26：3つの土盛りが並ぶ。祭祀をする地元の方（森さん）が「お塚さん」「守菩薩」と呼ぶ。もとは離れていたが、国道11号線を作る時、同じ場所に移したらしい。武士とお姫様と侍従の墓とも言われる。供養が十分でなかった時、交通事故が頻発したとの言い伝えもある。

#### 【その他】

・農家への聞き取りの限り（檀紙町では）、自治会と免場、集落（部落）をほぼ同じ範囲、同じグループと認識している場合が多いようである。

・水田に関する民俗地名として、「畑田」（水はけが良い土地）、「佐古」（湿田）、「五反田」（人にもらった土地）、「前場」（屋敷の前の土地）、「よこせまし」（東西に長い土地）、「おおせまし」（大きい土地）を使う場合が多い。

### （2）川部町（第123図）

分布図には、自治会の境界線、および聞き取りによる免場境を記入した。

#### 【地神：■】

19：下川部免場の地神塔。六角柱。下川部天満宮の南隣にある。

22：中筋免場の地神塔。明治8年建立。「中ノ荒神」（弘化4年の鳥居がある）の敷地。ここには、常光院があったが、川部八幡が神仏分離した際、常光院は廢止されたという。

38：中田井免場の地神塔。小田池の分水に関わって建てられた得心神社の境内にある。

42：川部町の氏神、川部八幡宮の境内にある地神塔。安政3年建立の五角柱の塔には、11神が刻まれる。11神は、高松市内の地神塔に多い5神、すなわち天照大神、倉稻魂命、埴安彦命、少彦名命、大己貴命のほか、太土神、天兒屋根命、太年神、廣瀬太明神、龍田太明神、建御雷神である。

